

平塚市地域福祉計画（第3期）

平塚市地域福祉活動計画（第2期）

わたしたち地域住民一人ひとりの意思と参加でつくる

福祉のまち ひらつか の実現



平成26年3月

平塚市

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会



表紙イラストについて

3つの輪はそれぞれ、市民、平塚市社会福祉協議会、平塚市を象徴しており、それぞれが連携協力しながら、平塚市の地域福祉を推進することをイメージしています。

はじめに

少子高齢化の進展や、地域のつながりの希薄化など、社会が大きく変化する今、住民同士が支え合い、助け合う、地域福祉の必要性がますます高まっています。そうした中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくためには、行政や専門機関の対応だけでなく、地域に暮らす方々の力が必要です。



本市においても近年、高齢化が大きく進み、超高齢社会と呼ばれる状況となっており、地域は様々な課題や問題を抱え、地域福祉のさらなる充実を必要としています。

本市では、平成16年3月に平塚市地域福祉計画（第1期）を策定し、平成21年度からは第2期計画に基づき、地域福祉施策を進めてまいりました。

第3期目となる本計画では、市民一人ひとりが主体的に、互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進していくための目標や役割を盛り込みました。また、平塚市社会福祉協議会が策定する平塚市地域福祉活動計画と一体的に策定し、本市の地域福祉をより総合的に推進することといたしました。この2つの計画を本市の地域福祉の両輪と位置づけ、人と人との絆でつなぐ福祉のまちづくりを目指してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心な御審議をいただきました平塚市地域福祉計画策定委員の皆さま、また、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。計画を広く浸透させ、「福祉のまち ひらつか」を実現してまいります。

平成26年（2014年）3月

平塚市長 落合克宏



近年、社会福祉を取り巻く環境は著しく変化し、地域における福祉の取り組みにおいても従来の高齢者、障がい者、児童に対する支援に留まらず、取り組む課題が多様化してきております。

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会は、従来から「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」をその基本理念として、市内の地域福祉推進の取り組みを昭和 62 年の第 1 次平塚市地域福祉推進計画から継続的に実施をしてきました。また、前計画では新たに平塚市地域福祉活動計画として今までの計画を引き継ぐとともに理念の実現に向けた行動計画といたしました。

今回の改定では、平塚市地域福祉計画と平塚市地域福祉活動計画が、ともに市内の地域福祉の推進を目指すものであり、市民の参加を得て実行するものであることから、さらにこれを推し進めるために一体として策定しております。

本会といたしましては、行政との協働はもちろんのこと、今まで以上に多くの地域住民や福祉関係団体の参画、特にこれからボランティア活動などを始めてみよう思っている方の積極的な参加をいただきこの計画の達成に向けて進めてまいります。

あらためまして、この計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました平塚市地域福祉活動計画策定委員会のみなさまや、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民のみなさまに厚く御礼申し上げます。

平成 26 年（2014 年）3 月

平塚市社会福祉協議会会長 **伊和子**

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	地域福祉とは	1
2	計画の理念	2
3	計画策定の背景	2
4	地域福祉の対象者	6
5	一体的な地域福祉の推進	6
6	計画の位置づけ	7
7	計画圏域	12
8	計画期間	13
9	計画の策定体制	14
10	平塚市地域福祉計画（第2期）の実施状況と課題	16

第2章 地域福祉の現状と課題

1	人口等の推移と予測	24
2	地域の状況	28
3	地域における福祉活動	31
4	地域住民の意識	38
5	地域の抱える課題	44

第3章 施策の推進

1	施策の推進の基本的な考え方	47
2	基本目標	47
3	理念の実現に向けた取り組み	48

基本目標1 協働による福祉のまちづくり

1	福祉コミュニティづくりの推進	
(1)	地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進	51
(2)	地域福祉団体のネットワークづくりの推進	53
(3)	町内福祉村事業の推進	55
2	地域福祉活動への参加促進	
(1)	地域福祉の啓発	56
(2)	福祉教育の充実	57
(3)	地域福祉活動を担う人材育成の充実	58
(4)	市民後見人の人材確保と支援	60

3 地域福祉活動の充実

- (1) 町内福祉村事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (2) 民生委員児童委員活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- (3) 地区社会福祉協議会活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- (4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実・・・・・・・・ 66

4 安心・安全なまちづくり

- (1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築・・・・・・・・ 68
- (2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実・・・・・・・・ 70
- (3) 避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (4) こころと命のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

基本目標2 地域福祉の共通基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

1 制度やサービスの情報の提供

- (1) 情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

2 相談体制の充実

- (1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実・・・・・・・・ 76
- (2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化・・・・・・・・ 77
- (3) 専門相談員等の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

3 福祉サービスを支えるしくみの充実

- (1) 日常生活自立支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- (2) 成年後見制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- (3) 社会福祉事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4章 計画の推進体制（進行管理）

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

資料編

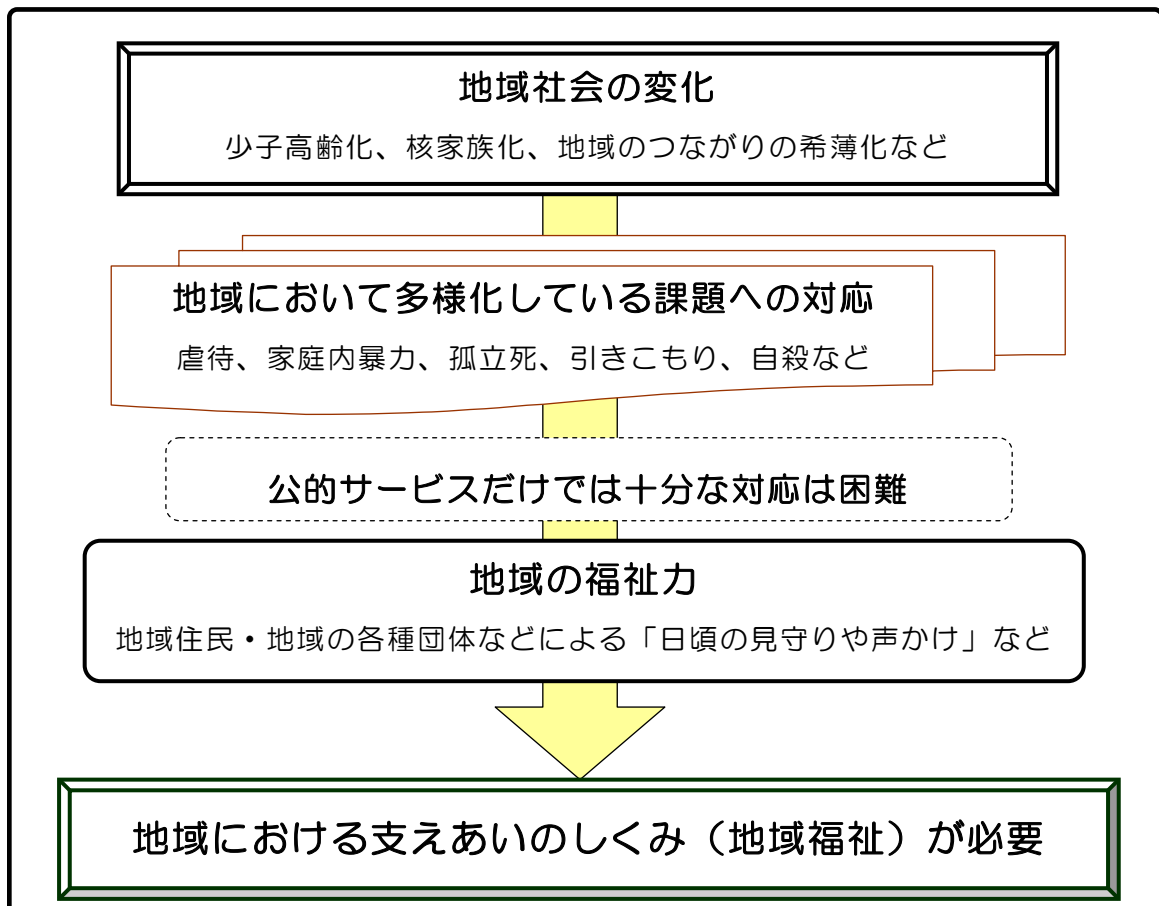
- 1 平塚市地域福祉計画策定委員会規則・・・・・・・・ 90
- 2 平塚市地域福祉活動計画策定委員設置要綱・・・・・・・・ 92
- 3 平塚市地域福祉計画策定委員・平塚市地域福祉活動計画策定委員名簿・・・・ 94
- 4 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 5 地域福祉に関する市民意識調査・・・・・・・・ 96
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果・・・・ 128
- 7 各地域の地域福祉活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

第1章 計画策定の趣旨

1 地域福祉とは

人は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくことを願っています。本計画では、制度による福祉サービスを利用するだけでなく、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携・協働しながら、地域での人と人とのつながりを大切に、「共に生き、支えあう社会」を実現しようとする（共生のまちづくり）が地域福祉であると考えます。

「地域福祉の必要性」イメージ



福祉に求めるものは、地域ごとに違い、自分の置かれた状況でも異なります。地域福祉では、自分の住んでいる地域をどのようにしたいのか、福祉の水準はどのくらいがいいのか、どうすれば実現するのか、地域に関わる人々が中心になって決めていくことが重要です。

2 計画の理念

わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる
福祉のまち ひらつか の実現

平塚市地域福祉計画・平塚市地域福祉活動計画は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域福祉の主体である地域住民の一人ひとりが「地域をより良くしたい」という意志を持ち、地域の課題解決や支えあい活動に主体的に参加していくことを理念としています。

そして、地域住民、行政、関係団体などが“ゆるやかなネットワーク※”をつくりながら、協働で地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまち ひらつか」を実現することを目的とします。

※ゆるやかなネットワーク

地域の課題に対して、その課題解決に取り組みたいと思う地域住民や解決に必要な人、機関(部門)が、柔軟かつ臨機応変に連携して、実働できるようなネットワークをいいます。

3 計画策定の背景

(1) 地域のつながりの希薄化と絆の再生

都市化の進展やライフスタイル、価値観の違いなどにより、地域住民の交流が減り、市民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズが多様化しています。

それに伴い、地域住民の連帯感や地域に対する親近感も薄くなり、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しつつあります。

そのような中、高齢者の孤独死や震災を受けて、日頃のつながりが大切であることを認識し、絆を求める人も増えています。

(2) 地域が抱える課題・ニーズへの対応

地域の中には、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人(身体・知的・精神・難病)、子育て中の人、人とのかかわりを持と

うとせず支援を求めない人、外国籍の方、生活困窮者など様々な人が住んでいます。置かれている状況により価値観が異なり、福祉に求めるニーズも違ってきます。

さらに社会問題として取り上げられている、不安やストレスなどのこころの問題を抱えた結果による虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ひきこもりや、ホームレス、孤立・孤独死についても地域社会の深刻な課題となっています。

このような多様な課題に対しては、公的な福祉サービスだけでは手が届きづらく、地域での支援がさらに必要とされています。

（3）福祉の制度の変遷

このような中で、国では将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、個人が尊厳をもって家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に社会福祉の改革が行われ、平成12年（2000年）に、社会福祉法が施行されました。これにより、福祉サービスは「行政による措置制度」から「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択し契約する制度」へと大きく変わりました。

その後、この考え方にに基づき、高齢福祉や障がい福祉等の法整備がなされるとともに、成年後見制度や虐待防止などの利用者の利益（権利擁護・個人の尊厳）を守るための整備も進んでいます。しかし近年では、人口減少や社会保障制度の改革など新たな問題も起きています。

また、この社会福祉法では、社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」が明確に位置づけられており、地域住民、社会福祉事業者など地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

【参考】社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（4）市民参加と基盤づくりの必要性

一方、地域では、自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組むことが求められています。地域福祉では、その担い手である地域住民と、国や県より市民に身近である市が中心となって、市民参加をもとに進めていく必要があります。

また、いわゆる団塊の世代が多く退職し、職域を中心とした生活から地域を中心とした生活を送る人が増加するため、こうした人たちの活力を地域づくりの活動に向けてもらうことが必要となっています。

東日本大震災以降は、積極的に地域貢献に関わる機運が高まり、市民が地域で活動できるような仕組みづくりが必要です。

（5）安心・安全のまちづくり

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人々の命が失われ、なおも我が国に大きな影響を及ぼし続けています。このような予測できない大災害などには、自助（自分自身の備え）・共助（隣近所での助けあい）・公助（行政の支援）が必要とされ、特に共助による隣近所の助けあいの重要性は、近年大きくクロ

ーズアップされてきています。このような助けあいも地域福祉のひとつです。

(6) 支えあい、助けあう地域づくり

平塚市の地域福祉の充実のためには、平塚市や平塚市社会福祉協議会はもとより、地域住民、ボランティアやNPO、社会福祉事業者といった地域福祉に関わる全ての人々が一体となって、ともに支えあい、助けあう地域づくりをさらに推進していくことが求められています。

このような状況の中、本市では、「わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる 福祉のまち ひらつか の実現」を理念として、平成16年度（2004年度）に「平塚市地域福祉計画」を策定し、平成19年に改訂を行い（第2期）、第1期計画の理念などを継承しつつ、要援護者支援を核とした「安心・安全なまちづくり」を新たな目標として盛り込みました。

2回目の改訂となる本計画では、理念を継承し、計画の継続性を確保するとともに、平塚市の地域福祉のさらなる推進のため、平塚市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定を行いました。

平塚市社会福祉協議会と地域福祉活動計画について

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

平塚市社会福祉協議会は、昭和28年（1953年）に本市の社会福祉事業における住民運動の強化を図るための組織として設立されました。昭和50年（1975年）には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉推進の中核として位置づけられ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」を基本理念とし、この理念を達成するために事業を展開しています。

この平塚市社会福祉協議会が策定する「平塚市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進のために、「地域福祉計画」と理念を共有し、住民等の参加を得て実施する計画です。

4 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者は、「すべての人々」です。

地域福祉では、支援を必要とする人も、支援をする人もいずれも対象者であり、その地域を応援したい、よくしたいという気持ちを持った「すべての人々」です。

一般的に支援を必要とする人は、自分だけで解決できない課題を抱えた人が多いこととなりますが、国籍、性別、年齢、信条、宗教、障がいの有無といった内容で排除してはいけません。

一般的に支援をする人は、何か特技があったり、時間や財力に余裕がある人と思われがちですが、おしゃべりをするだけや困っている人の話を聴くだけでも支援につながります。誰もが本人の持てる力を発揮することで支援をすることができます。

支援される側と支援する側ではお互いが対等な立場に置かれ、協働した関係です。

一人の力では限界がありますが、同じ志を持った者同士が団体に活動すればより効果的に支援をすることができます。

これらの人や団体がネットワークをつくり、地域の課題解決のため、積極的に情報交換を行い、活動していくことが求められています。

具体的には、地域住民、要支援者の団体、自治会・町内会、老人クラブ、企業、商店会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、ボランティア団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、住民参加型在宅サービス団体、学校、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉法人、社会福祉従事者（民間事業者を含む）、福祉関連民間事業者などです。

5 一体的な地域福祉の推進

市が主体となって策定する地域福祉計画は、公的なサービス、地域の住民等による福祉活動の連結による総合的なサービスを内容とし、基本的に公的財源を有する行政の施策計画です。

一方、社会福祉協議会が主体となって策定している地域福祉活動計画は、

地域福祉計画を受け、地域住民、地域福祉活動団体、地域福祉活動を支援する事業者などが福祉活動に取り組んでいくうえでの課題を明らかにし、それぞれが連携しながら地域福祉活動を進めるための公的性格をもつ民間の自主的計画で、平塚市社会福祉基金を始めとする民間財源の活用も視野にいれています。

これら2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目的としていることから、今回の改訂では、第2期計画までの相互連携をさらに一歩進め、計画自体を一体的に策定することとしました。

この一体的策定では、①地域福祉の総合的推進、②施策実現充実への連携強化、③地域福祉への住民参加の促進に重点を置き、双方の計画が地域福祉の両輪として相互補完的に機能するように、平塚市と平塚市社会福祉協議会とが協働しながら行ったものです。

6 計画の位置づけ

(1) 平塚市地域福祉計画（市が策定する行政計画）

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、本計画は、平塚市総合計画を上位計画とした個別計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

本計画は、保健福祉分野の個別計画である、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）、改訂・平塚市障がい者福祉計画、平塚市次世代育成支援行動計画等に共通する地域に関する部分を相互につなぎ、それに必要な事項を加えた計画となっています。したがって、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、平塚市に暮らすすべての市民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として位置づけられます。

(2) 平塚市地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地

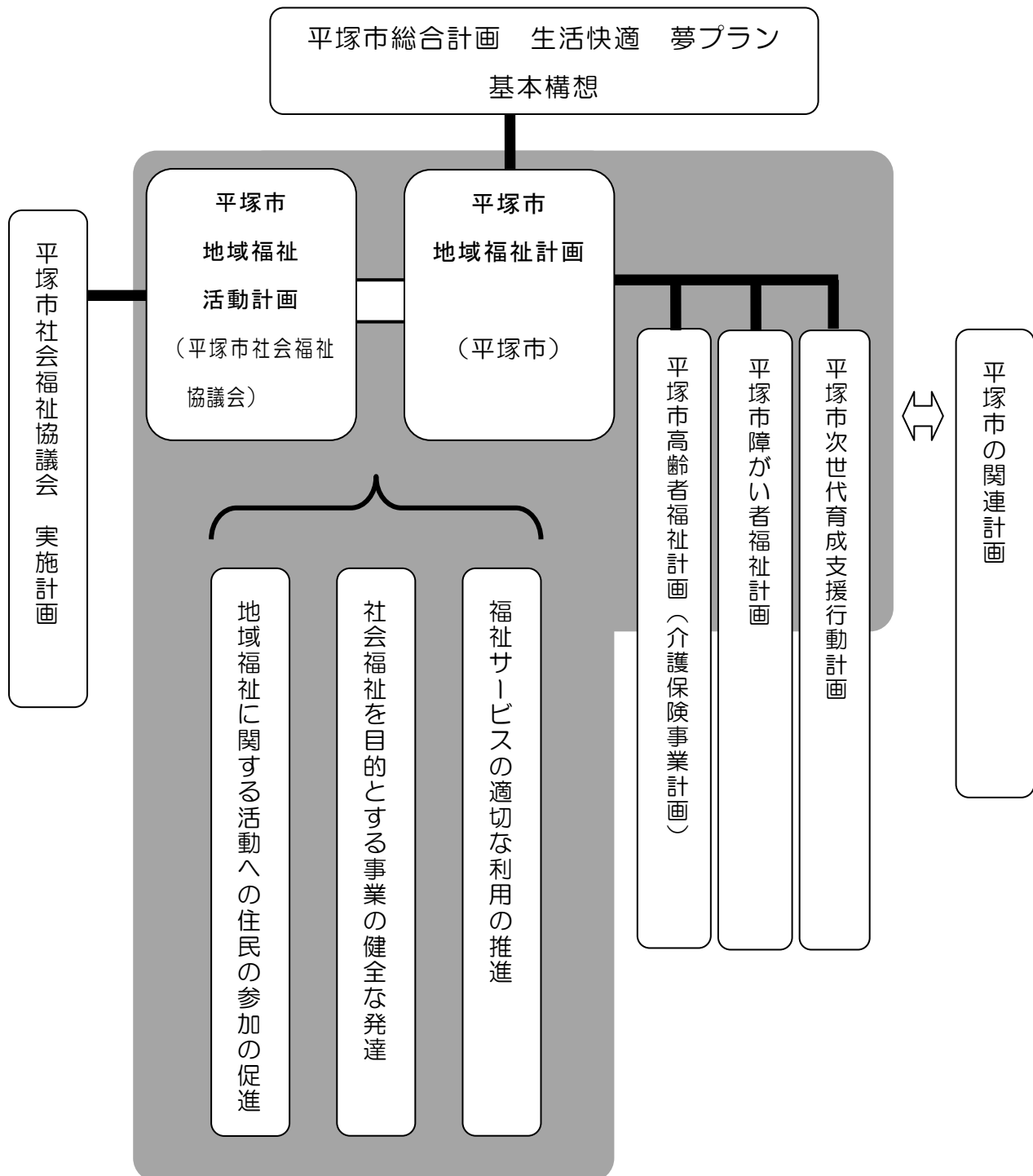
域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の必要性をより明確にした計画であるといえます。

このため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものと位置づけています。

また、この地域福祉活動計画を実現するために、身近な生活圏域（計画圏域）の実施計画や事業計画の策定を進めていきます。



平塚市地域福祉計画・平塚市地域福祉活動計画 策定概念図



【参考】総合計画と保健福祉分野の個別計画

平塚市総合計画 生活快適・夢プラン（平成19年～平成28年）

（将来像）

『ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか』

（基本目標）

〈よろこびにあふれるひと〉

豊かな心をはぐくみ、よろこびとふれあいにあふれたまち

〈支え合うコミュニティ〉

子育て、長寿を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち

〈やすらげる環境〉

人と自然が調和した、やすらぎのあるまち

〈地力を伸ばす産業〉

活力とにぎわいに満ちたまち

〈安全・快適なまち〉

安全で、みんなが快適に暮らせるまち

ひらつかほほえみ福寿プラン

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第5期]）

（平成24年～平成26年）

（基本理念）

『長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち』

- 人間性の尊重
- 支え合う地域社会
- 自主・自立への支援

（基本目標）

- 1 健康で生きがいに満ちた暮らし
- 2 住み慣れた地域で安心のある生活
- 3 支え合う福祉のまちづくり

改訂・平塚市障がい者福祉計画（第2期）（平成23年～平成26年）

（基本理念）

『障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり』

（基本目標）

- 1 自立と就労支援・社会参加の促進
- 2 地域生活支援の充実
- 3 暮らしやすい生活環境づくりの推進

平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年～平成26年）

（基本理念）

『いきいき子育て・のびのび子育て・ちいきで育む

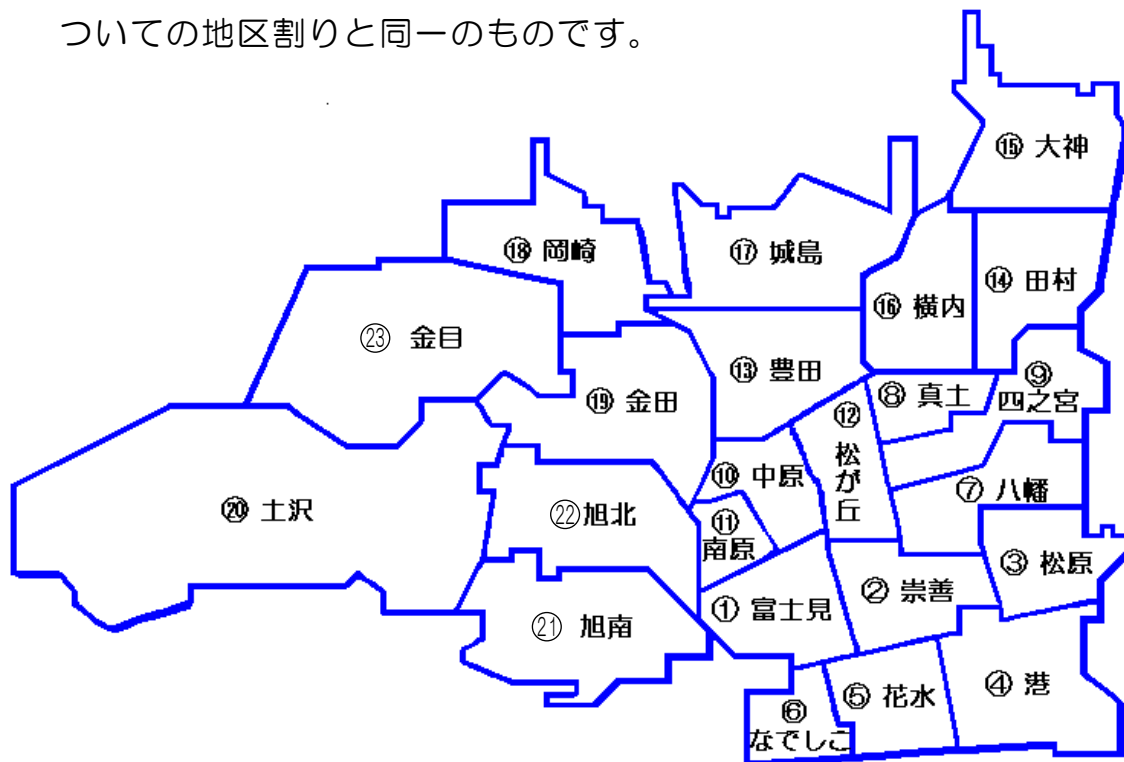
いのちきらめく 我がまち ひらつか』

（基本目標）

- 1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち（子ども的人権、虐待防止、育ち環境）
- 2 すこやかに！育て（母子保健、発達支援）
- 3 たのしく！子育てを（地域における子育て支援サービス、子育てと仕事の両立）
- 4 のびのび！学んで（教育環境）
- 5 ほっと！安心のまちを（生活環境、安全）

7 計画圏域

本計画では、市域全体を一つの計画圏域としてとらえたうえで、地理的な条件やコミュニティ活動の状況を考慮し、市域を次の23地区に分け、地域福祉を推進していきます。民生委員児童委員や地区社会福祉協議会についての地区割りと同一のものです。



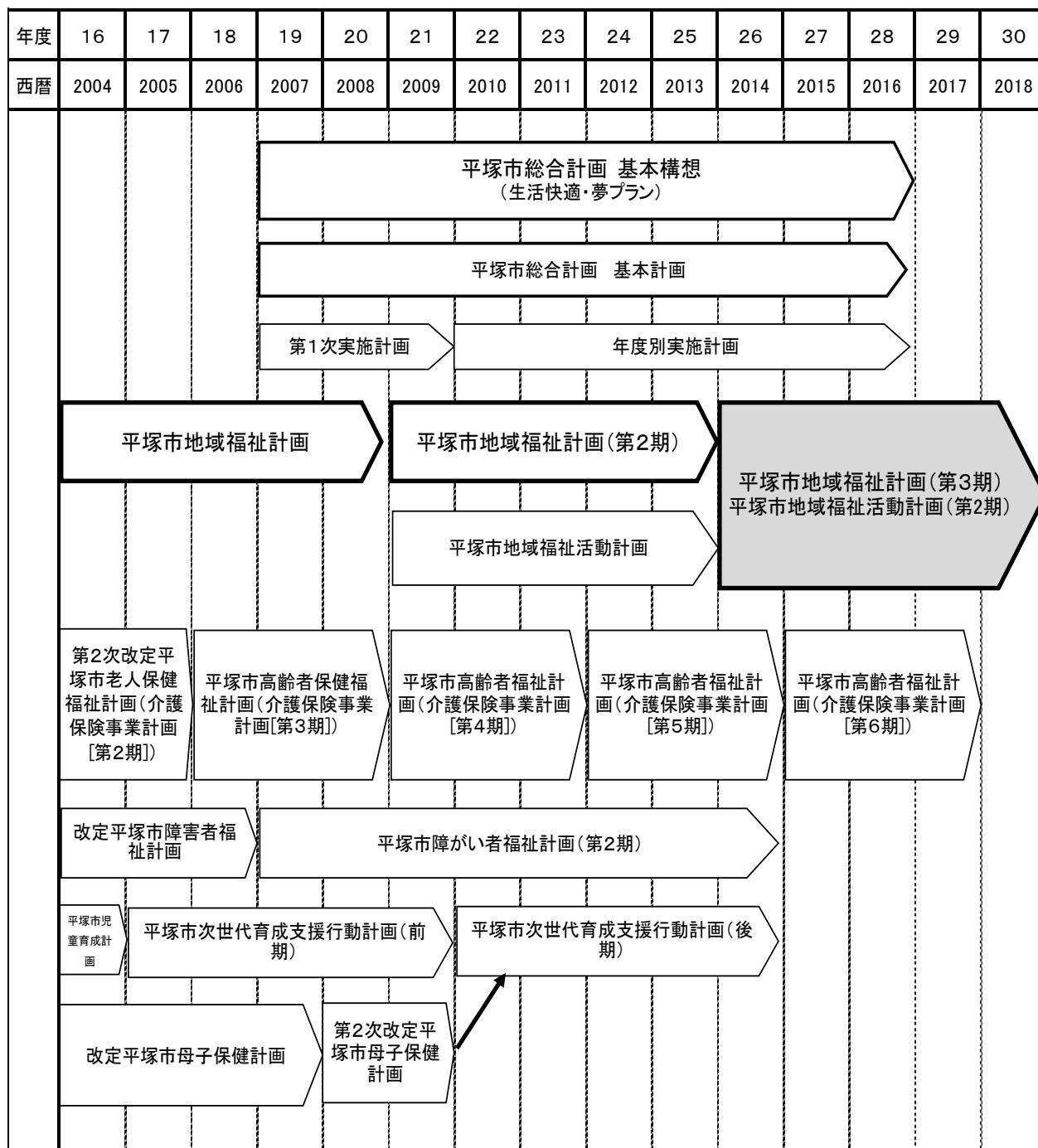
No.	地区名	小学校区名	町丁名	No.	地区名	小学校区名	町丁名
1	富士見	富士見小	桜ヶ丘、上平塚、達上ヶ丘、諏訪町、富士見町、中里、豊原町、平塚1～5丁目	13	豊田	豊田小	豊田平等寺、南豊田、東豊田、豊田打間木、豊田小嶺、豊田宮下、豊田本郷、北豊田
2	崇善	崇善小	立野町、見附町、錦町、紅谷町、明石町、浅間町、宮松町、宮の前、宝町、追分	14	田村	神田小 相模小	田村1～9丁目
3	松原	松原小	須賀、榎木町、老松町、八千代町、天沼、堤町、中堂、馬入本町、馬入、長瀬	15	大神	相模小	大神、吉際
4	港	港小	代官町、夕陽ヶ丘、高浜台、幸町、札場町、千石河岸、久領堤	16	横内	横内小	横内
5	花水	花水小	黒部丘1～9、葦平、虹ヶ浜1～12、龍城ヶ丘、桃浜町、八重咲町、松風町、袖ヶ浜	17	城島	城島小	大島、小鍋島、下島、城所
6	なでしこ	なでしこ小	撫子原、黒部丘10～30、花水台、虹ヶ浜13～24、唐ヶ原	18	岡崎	岡崎小	岡崎、ふじみ野1～2丁目
7	八幡	八幡小	東八幡1～5丁目、西八幡1～4丁目、長瀬	19	金田	金田小	寺田縄、入野、長持、飯島、中原下宿
8	真土	真土小	西真土1～4丁目、東真土1～4丁目、真土	20	土沢	土屋小 吉沢小	土屋、上吉沢、下吉沢、めぐみが丘1～2丁目
9	四之宮	大野小	四之宮1～7丁目、四之宮	21	旭南	勝原小 山下小	出縄、万田、高根、山下、高村
10	中原	中原小	御殿1～4丁目、中原1～2丁目、中原3丁目20～26	22	旭北	旭小 松延小	公所、根坂間、河内、徳延、縄、日向岡1～2丁目
11	南原	南原小	南原1～4丁目	23	金目	金目小 みずほ小	広川、片岡、千須谷、南金目、北金目、真田
12	松が丘	松が丘小 大原小	新町、東中原1～2丁目、中原3丁目1～19、大原				

8 計画期間

本計画は、平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの5か年計画とします。

なお、計画は必要に応じて見直しを行います。

保健福祉関係個別計画



9 計画の策定体制

○ 市民意識調査（アンケート）の実施

平塚市で暮らす方が考える地域福祉や地域が抱える課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、無記名のアンケートにより市民意識調査を行いました。

○ 関連団体調査（アンケート）の実施

市内で活動中の地域福祉関連団体で抱えている課題やニーズの調査を行いました。

○ 子ども福祉会議

平塚市ジュニア・リーダー養成講習会の「福祉講習」において、参加した中学生による福祉に関するグループワークを行い、意見等をいただきました。

○ 平塚市地域福祉計画策定委員会・平塚市地域福祉活動計画策定委員会

計画の策定について、市内の福祉関係者や公募による委員など、様々な方からの意見を反映させるため、平塚市地域福祉計画策定委員会及び平塚市地域福祉活動計画策定委員会を組織して、策定にあたりました。

（委員名簿は資料編に掲載）

また、内部での検討に当たっては、庁内の横断的組織として庁内作業部会を組織して、課題の検討を行いました。

○ パブリックコメント

計画の策定にあたっては、上記組織による素案の作成後、パブリックコメントを実施して、市民の方からご意見をいただきました。（17件）

COLUMN 1 子ども福祉会議

平成25年7月24日と26日の両日で「子ども福祉会議」を開催しました。ジュニアリーダーを目指す中学生を中心に、先輩ジュニアリーダーも加わり、2日間で総勢49名が参加しました。

当日はまず、高齢者疑似体験や車椅子操作等により、高齢者や障がい者の気持ちを理解することから始め、午後からは4つの班に分かれ、福祉の定義やボランティアの対象者、求められるボランティア活動について考えました。

その後、進行役も中学生自らがあたり、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりについて考えてみよう」をテーマとしたグループワークを行って、最後に班ごとに模造紙にまとめて発表しました。



○こんな意見ができました！

- ・自分からすすんで笑顔で声掛けする
- ・おじいちゃんのところへ皆で遊びに行く
- ・障がい者の働ける場をつくる
- ・自動で坂道を登れる機械を作る
- ・点字ブロックを増やしたり、音の出る信号を増やす。



○まとめ 参加した中学生は、「お金のかからない思いやりの心だけでも助けることができると思います。自分たちの考えたことを明日から率先して行いたい」といったことを感じたようです。

10 平塚市地域福祉計画（第2期）の実施状況と課題

平成21年度からの5か年を計画期間とした平塚市地域福祉計画(第2期)は、第1期計画(平成16年度～平成20年度)の理念などを継承しつつ、要援護者支援を核とした「安心・安全なまちづくり」を新たな目標として盛り込み、平塚市の地域福祉推進の基本的指針として策定しました。

計画の中心となる「施策の推進」には、計画の理念のもとに「〈基本目標1〉地域住民による支えあいのしくみづくり」、「〈基本目標2〉地域福祉の共通基盤づくり」の2つの基本目標を掲げ、さらに、それぞれの基本目標に「施策の方向性」として67項目を設定して、地域福祉の推進に取り組む計画となっています。

第2期計画の実施状況については、次ページ以降のとおりです。(表中の実績数値において、特に記載がない場合は計画期間全体を通してのものです。)



〈基本目標1〉 地域住民による支えあいのしくみづくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-1 福祉コミュニティづくりの推進	1-1-(1) 地域福祉団体が核となる福祉コミュニティづくりの推進	1-1-(1)-① 地域住民一人一人が自ら地域を知り、考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いを行います。	町内福祉村において、地域内の課題解決に取り組んでいる。また、未設置地区においても設立に向けた話し合いの中で地域課題に取り組んだ。	地域課題に住民自らが取り組むしくみとしての町内福祉村事業を全地区に拡大していく。
		1-1-(1)-② 福祉コミュニティの必要性や意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。	市と市社協が連携して地域に出向き、様々な機会をとらえて地域福祉の重要性和福祉コミュニティの必要性を説明した。	町内福祉村の設置も含め、より多くの地域に地域コミュニティの必要性や意義について働きかけを行っていく。
	1-1-(2) 地域福祉団体のネットワークづくりの支援	1-1-(2)-① 公的サービスにかかわる情報の提供、PRを充実します。	民生委員、町内福祉村事業を始めとする地域福祉関連事業について、公的施設でのリーフレット配布など、啓発に努めた。	引き続き市民周知に力を入れ、事業の推進に努める。
		1-1-(2)-② 地域での情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。	自治会、地区社協等の地域団体の会合で情報提供、意見聴取に努めた。また、地区社協等の研修会を行った。	地域住民の意見を取り入れられるよう積極的に地域に出向き、情報交換に努める。
	1-1-(3) 社会福祉協議会活動への支援	1-1-(3)-① 地区社会福祉協議会における新たな福祉コミュニティづくりを支援します。	地区社協会長会議や研修会、活動費の助成を行ったほか、福祉村設立に向けた話し合いにおいて協働して検討に当たった。	今後も町内福祉村設立に向けた話し合いの中で連携してコミュニティづくりを推進していく。
	1-1-(4) 民生委員児童委員活動への支援	1-1-(4)-① 民生委員児童委員活動について、住民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。	民生委員児童委員協議会で広報紙を作成し、自治会や公民館に配付し、活動内容を周知した。その他ホームページで周知に努めた。	災害時要援護者制度における民生委員が担う役割などを広報紙等で紹介していく。
		1-1-(4)-② 研修会を充実させ、情報の提供や知識の向上を図ります。	企画部会主催のブロック研修会にて、近隣地区で集まり情報交換を中心とした研修会を開催した。また市民児協定期総会時等の全体研修会や市民児協各部会でも適宜研修会を開催した。また、関係部署と積極的な情報交換を行った。	一層の充実に向けて取り組む。
		1-1-(4)-③ 必要に応じて、適切な情報が提供できるような体制を検討します。	毎月開催される市民児協理事会兼定例会や、各部会において情報提供を行った。	一層の充実に向けて取り組む。
	1-1-(5) 町内福祉村事業の推進	1-1-(5)-① 地域の特性を活かした町内福祉村事業が展開できるように努めます。	各地域の特性や考慮すべき地域性を活かした福祉村活動ができるよう情報共有、支援に努めた。 新規開設 平成22年度 2地区 平成23年度 1地区 平成24年度 1地区 平成25年度 2地区	福祉村設立においては、その過程で地域課題の抽出を行い、自主性、地域特性を活かしながら、その地域合った福祉村ができるよう支援する。
		1-1-(5)-② 町内福祉村事業を行うための拠点を確保します。	拠点の確保については、公共施設内を基本として考え、必要に応じて民間施設を利用した。	拠点については地域での利便性の高さを考慮しながら地域主導のもとに連携しながら確保していく。
1-1-(5)-③ 町内福祉村事業を行うための活動費を支援します。		事務運営費として1地区68万円を計上、各地区の年間計画に合わせて範囲内で執行した。	引き続き、予算を確保していく。	
1-1-(5)-④ 町内福祉村事業に関する情報を広く提供します。		ホームページ、公共施設へのリーフレット配架のほか、広報ひらつかで新規開設した福祉村の紹介記事を掲載するなどして広報に努めた。	今後もあらゆる機会をとらえ、広報、情報提供を充実していく。	

〈基本目標1〉 地域住民による支えあいのしくみづくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-1 福祉コミュニティづくりの推進	1-1-(5) 町内福祉村事業の推進	1-1-(5)-⑤ 町内福祉村事業の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。	福祉村未設置地区を中心に、市社協と連携しながら福祉村の事業説明を行い、理解と協力を仰いだ。 平成22年度 2地区 平成23年度 8地区 平成24年度 5地区 平成25年度 5地区	今後も未設置地区に対して積極的に呼びかけを行う。
		1-1-(5)-⑥ 町内福祉村事業を実施している地区のより円滑な運営・活動をめざすとともに、町内福祉村事業未実施地区においても早期に事業実施できるように町内福祉村事業のあり方について検討を行います。	町内福祉村会長会議等の他、福祉村部会（4部会）において、今後の福祉村のあり方や課題について検討・情報共有を行った。	福祉村関係者の他、市社協等福祉関係者を含めて、将来的に問題になってくる課題や早急に解決すべき問題の検討を通じて、福祉村のあり方について議論を深める。
		1-1-(5)-⑦ 地域の福祉課題に着目した研修会や事例発表会などを開催します。	町内福祉村会長会議及び各部会等で各地区の事例を共有し、活動の充実を図った。	平成24年度より設置した福祉村部会において、よりきめ細かい議論をしている。
		1-1-(5)-⑧ 町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。	市社協と連携しながら、ボランティアコーディネーターや福祉村ボランティアの研修等の協力を行った。	平成24年度より設置した部会において生活支援、ふれあい交流活動の中で諸課題について議論するとともに必要な研修をおこなっていく。
		1-1-(5)-⑨ 町内福祉村事業を実施している地区の関係者、市、平塚市社会福祉協議会の3者による連絡調整組織を設置し、会議等を開催します。	必要に応じて福祉村関連会議などにおいて情報交換を行った。	市社協を含めた議論の場を設定してより活発な連携をしていく。
		1-1-(5)-⑩ 「地域福祉コーディネーター」に対して、経費の支援を行います。	地域福祉コーディネーター経費として1地区60万円を計上し、執行した。	今後も継続して予算確保する。
		1-1-(5)-⑪ コーディネータースキルの向上とコーディネーター相互の情報交換を目的に「地域福祉コーディネーター研修会」を開催します。	年間3回のコーディネーター研修（～平成23年度）により必要な研修を行ったほか、平成24年度からは、コーディネーター一部会として実施し、必要な検討、情報交換を行った。	コーディネーター一部会の中で必要な研修を行っている。
		1-1-(5)-⑫ 「地域福祉コーディネーター研修会」において、講師派遣や技術的な助言を行います。	平成24年度からは、コーディネーター一部会として実施し、必要な検討、情報交換を行った。	コーディネーター一部会の中で必要な研修を行っている。
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(1) 地域福祉の啓発	1-2-(1)-① 身近な地域福祉活動をホームページで紹介します。	ホームページの地域福祉のページにおいて本市の各種地域福祉施策を紹介した。	一層の充実を図る。
		1-2-(1)-② ワークショップなどを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。	福祉村の設立準備において地域で積極的にワークショップを開催し、地域福祉への関心が高まるよう努めた。 平成22年度 9回（富士見地区） 平成23年度 4回（旭北地区） 平成24年度 2回（吉沢地区） 平成25年度は、地域において新設に向けた話し合いを行った。 また、市社協においては、地区社協研修会などでワークショップを開催した。	今後も福祉村開設に向けた検討過程で住民の自主性を活かしながらワークショップ形式の検討を行っている。
		1-2-(1)-③ 先駆的な地域福祉活動の取り組み等の事例発表会を開催します。	地域福祉フォーラム（平成23年度まで）のほか、各種研修会や会議などで事例の発表や情報共有を行った。	市民に対して地域福祉の重要性を効果的に周知できる方法について検討していく。

〈基本目標1〉 地域住民による支えあいのしくみづくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等		
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(2) 福祉教育の充実	1-2-(2)-① 地域住民や関係団体と連携した実践的な福祉教育、疑似体験、施設体験学習等を行い、社会福祉への理解を深めます。	各学校（園）で、教科、総合的な学習の時間、道徳及び特別活動等で福祉教育を行い、社会福祉への理解を深めているほか、小中高等学校・特別支援学校向け、地区社協向け、ボランティアグループ、自治会向けに福祉教育を実施した。	地域住民や当事者（団体）の連携強化		
		1-2-(2)-② 福祉教育活動に取り組んでいる市内小学校・中学校・高等学校に対して、福祉校福祉活動助成事業の一層の充実を促進します。	故小泉由治郎福祉活動基金を財源の裏付けとし各校へ助成している。 平成21年度～平成25年度 ・小学校83校、中学校79校、高校21校、特別支援学校3（平成24年度から実施） 延べ186校 合計 6,010,470円	すべての学校で活動費の申請をしていただけるよう拡大する。		
		1-2-(2)-③ ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります。	インターネットにより生涯学習指導者情報を提供した。また、公民館独自の人材登録制度について検討し、平成25年度からの運用を予定している。	登録制のボランティア情報を提供するだけでなく、ボランティアと受け入れ先を繋ぐコーディネーター機能の強化を「地域の人材発掘・活用事業」と併せて取り組む。		
		1-2-(2)-④ 生涯学習で実施する講座や講演会について、福祉と連携を図るよう努めます。	公民館事業のうち庁内の福祉関係課に講師を依頼した他、地区社会福祉協議会との共催により各種講座・講演会を実施した。	地域福祉活動を紹介する等、講座受講後のフォローアップを工夫する必要がある。		
1-2-(3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成	1-2-(3)-① 市域全体を対象にした各種ボランティア養成講座の開催と活動に係る情報提供や相談業務の充実を図ります。	各種ボランティアスクールを開催した。 ・土曜Vスクール：延422人 ・平日Vスクール：延977人（見込み） ・精神保健福祉V養成講座：延1,097人 ・各種専門V養成講座9種類：延3,055人（見込み） 以下は平成25年度の実施 ・V入門講座知的障がい児編：延165人 ・傾聴V講座：延86人 ・保育V入門講座：延96人（見込み）	地区ボランティアセンターの設置と相談体制の整備			
				1-2-(3)-② より身近な地域においてのボランティア養成講座を開催します。	地区社協、地区ボランティア向けの出前講座 ・延44件、延1,578人 内容：講話、グループワーク、車いす体験、高齢者疑似体験、傾聴、手話等	公民館まつりなどへの関わり
				1-2-(3)-③ 地域による支えあいや助けあいを基本としながら、ボランティア活動への参加促進として、地域通貨、ポイント制などの新たなシステムの研究を行います。	ひらつか元気応援ポイント事業を平成23年10月に開始した。 説明会開催 41回 年度末会員登録数 135人 交付金交付者数 125人 交付金額 613,500円	会員数の増加と受入施設の拡大。会員や受入施設からの意見をどう反映させていくか。
				1-2-(3)-④ 青少年を対象にしたボランティア体験の機会を提供するとともに、市民活動センターだより等の情報紙によるボランティア情報の提供を行います。	・「ひらつか市民活動センターだより」を毎月発行 ・市民向けボランティア情報誌「たすけっと」を年2回発行	「ユースボランティア」については、参加者数を増やすことが課題。

〈基本目標1〉 地域住民による支えあいのしくみづくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	実施状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
1-2 地域福祉活動への参加促進と支援	1-2-(4) NPO、ボランティア団体への支援	1-2-(4)-① ホームページ等により、市民活動団体やNPO、ボランティア活動などの情報が入手できるように努めます。	ひらつか市民活動センターのホームページやメールマガジンにより、センターに登録している市民活動団体や活動の情報が入手できるようになっている。	ホームページの利用しやすさの向上とメールマガジンの登録者数の向上が課題。
		1-2-(4)-② 市民が自らの意志で社会のさまざまな課題に主体的に取り組む活動を支援するため、公益信託「ひらつか市民活動ファンド」により、助成を行います。	平成21年度～平成25年度 入門コース（1団体上限10万円）26団体 197万円 発展コース（1団体上限50万円）28団体 735万円	今後の財源確保が課題。
		1-2-(4)-③ 活動の活性化を図るため、各種研修会等を開催します。	市民活動団体からの要望が多い活動資金や広報等の各種講座、市民活動団体との共催講座を行っている。また、市社協では、ボランティア連絡会や地区ボランティアリーダー連絡会などで情報交換や研修を行った。	各種講座の広報に努め、参加者数を増やすことが課題。
		1-2-(4)-④ ボランティア活動団体及びボランティア連絡会への活動費の助成を行います。	ボランティアグループおよび連絡会に助成 ・Vグループ活動助成金 延280団体、10,549,500円 ・専門V養成講座補助金 延27団体、1,444,000円 ・平塚ボランティア連絡会 873,000円	実験的な団体にイニシャルコストの助成が可能か検討

〈基本目標2〉 地域福祉の共通基盤づくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-1 制度やサービスの情報の提供	2-1-(1) 情報提供の充実	2-1-(1)-① 多様なライフスタイルや各世代に対応したパンフレット等を作成します。	高齢、介護、障がい、子育てなどの各分野において、必要とする方が必要とする情報を得られるよう、様々な媒体で対象者に合わせた情報提供を行った。	引き続き一層の充実に努める。
		2-1-(1)-② どのような情報がどこにあるかわかる一覧表を作成し、市のホームページや身近な施設である公民館などで見られるようにします。	それぞれの分野での総合的な情報提供の他、紙媒体による保健福祉情報の一覧を作成した。またホームページでの情報提供についても充実させた。	今後も情報提供に努めたい。
		2-1-(1)-③ 情報提供の内容について難しい言葉を減らし、わかりやすいものにするよう努めます。	刊行物やホームページなどで、優しい言い回しやイラストを使用するなど、わかりやすい情報提供をするよう努めた。	今後も改善に向けて努力する。
		2-1-(1)-④ 福祉有償運送事業を、パンフレットやホームページを通じて広く周知し、利用の促進を図ります。	福祉有償運送のリーフレットを公共施設等で配架したほか、関係機関に配布し一層の利用促進を図った。	引き続き制度の周知に努める。
		2-1-(1)-⑤ 関係事業者情報をわかりやすく入手できるようなホームページを作成し、利便性の向上を図ります。	ホームページにさまざまな情報を掲載している。必要な書類はダウンロード出来るようにしている。	事業の周知・情報提供の有効な手段として活用できるよう各課のホームページを必要に応じて見直し、見やすく、使いやすいものにしていく。
		2-1-(1)-⑥ 常に最新の情報を提供できるように努めます。	ホームページやメール配信、ナパサなどによる情報提供により、最新の情報が提供できるよう努めた。	ホームページのリアルタイム更新、広報、直接の説明など、多様な手段により最新の情報を提供していくように努める。

〈基本目標2〉 地域福祉の共通基盤づくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-2 相談体制の充実	2-2-(1) 地域の身近な福祉相談窓口の充実	2-2-(1)-① 町内福祉村の開設を促進し「地域福祉コーディネーター」の配置を進めます。	すべての町内福祉村に地域福祉コーディネーターを配置し、必要な情報を提供した。	今後開設する町内福祉村についても同様に配置していくほか、既存福祉村のコーディネーターについても支援を行う。
		2-2-(1)-② 地域包括支援センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センターなど、専門相談機関の周知及び機能の充実を図ります。	高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）子育て支援センターなど、それぞれの分野での身近な相談窓口で相談業務を実施した。	引き続き周知及び機能の充実を図る。
		2-2-(1)-③ 地域で行われているサロン活動がより活発になるよう支援します。	町内福祉村など地域で行われているサロン活動に対し、情報提供や職員の派遣を行い、必要な支援を行った。	今後も引き続き支援、サロンの充実を目指していく。
2-2-(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化	2-2-(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化	2-2-(2)-① コーディネーター検討会等において、関係機関と連携を強化します。	支援困難ケースの検討や、成年後見制度における市長申し立て及び報酬助成案件の検討のため開催し、関係機関との連携を強化している。	引き続きコーディネーター検討会を開催し、支援困難ケースに対する支援の一般化に努めるとともに、成年後見制度における支援の充実にも努める。
		2-2-(2)-② 相談業務担当者情報交換会を開催します。	相談窓口担当者情報交換会の開催を取りやめ、保健福祉研修を定期開催することにより、相談担当者及び窓口担当者の資質の向上及び連携の強化を図った。	保健福祉研修を継続し、相談業務担当者等の資質の向上及び連携の強化を図る。
		2-2-(2)-③ 行政と身近な相談窓口の連携を強化します。	高齢者よろず相談センターなどと、連絡会や関連会議などを開催して連携し、情報交換・提供に努めた。	一層の連携強化に努める。
		2-2-(2)-④ 迅速な問題解決のためのネットワークを、関係機関や地域住民との連携・協力のもと強化します。	地域で活動する民生委員児童委員との連携体制のほか、児童虐待防止等ネットワーク協議会や地域療育システム事業など、関係機関へ迅速につなぐためのネットワークを充実して問題解決に向けて連携した。	一層の連携強化に努める。
2-2-(3) 専門相談員等の資質の向上	2-2-(3) 専門相談員等の資質の向上	2-2-(3)-① 事例研究会等の機会を増やし、市職員及び専門相談員の資質の向上を図ります。	関係職員対象の定例の保健福祉研修のほか、高齢者よろず相談センター職員を対象とした支援困難事例検証会や自立支援協議会分科会、ひらつか地域介護システム会議などにおいて事例検証などを行い、相談技術の向上や知識の習得などに努めた。	一層の充実を図る。
		2-2-(3)-② 地域の身近な相談機関に対して、保健福祉に関する最新の情報提供を行います。	関係機関に対し、最新の情報を提供するよう努めた。	一層の充実を図る。
		2-2-(3)-③ 関係機関と行政との連携を強化します。	各種会議、ネットワークを通じて関係機関との連携強化に努めた。	一層の充実に向けて取り組む。

〈基本目標2〉 地域福祉の共通基盤づくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-3 福祉サービスを支えるしくみの充実	2-3-1 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の充実	2-3-1-1 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の利用を促進するため、関係窓口においてパンフレットなどの設置やホームページによる普及啓発を行います。	パンフレットやホームページによる周知に加え、機会があれば講義形式での普及啓発を行うよう努めた	・成年後見制度の普及啓発と合せ本事業の周知を図る ・ひらつかあんしんセンターとして成年後見制度と日常生活自立支援事業一体のパンフレット作成
		2-3-1-2 権利擁護の相談支援体制の整備に努めます。	本事業利用の必要性の有無だけでなく、成年後見制度の利用、消費トラブルへの助言等権利擁護の視点から幅広い相談支援を実施した	平塚市高齢者よるず相談センター、消費生活センター、法テラス、平塚市等権利擁護に関する関係機関との連携を強化する。
		2-3-1-3 経済的な理由により、事業の利用が困難な方のために、利用料を減免します。	平塚市からの助成を受けたり、国県からの生活保護分の助成により利用料減免を行った。	国県市の財政状況によっては、今後減免が難しくなる
		2-3-1-4 事業の利用が難しい場合においても、問題解決に向けて支援します。	成年後見制度等の利用について働きかけるよう努めた。 本人の利用拒否についても関係者との連携により今すぐ利用に結びつかずともいずれつながるよう努めた。	・引き続き利用につながるケースについては利用できる諸制度で前向きに働きかける ・利用契約できなくても問題解決に向けて支援する
	2-3-2 成年後見制度の利用支援	2-3-2-1 成年後見制度を利用したくても、申し立てるべき4親等内の親族がいないなどの理由により申し立てができない人について、市長が親族に代わり、後見等の申し立てを行うとともに申し立て経費等の助成を行います。	検討すべき案件について、担当課で調査し、市長申し立ての可否をコーディネーター検討会で決定することにより、申し立てを行っている。なお、申し立て費用は市の支出となるが、財産及び収入がある案件について（生活保護受給者以外）は家庭裁判所に求償している。	成年後見制度のニーズは増大が見込まれ、担当課での対応のみでは対応することが困難となることが想定される。平塚市における成年後見制度に対する体制整備及びそれにとりまう予算については検討する必要がある。
		2-3-2-2 成年後見制度を利用したくても、後見人等の報酬が負担できない人の制度利用を支援するため、後見人等の報酬の助成をします。	生活保護受給者及び生活困窮者等、後見報酬が支払えない者に対して助成を行っている。在宅で生活している者については1万8千円を上限として支給している。	成年後見制度のニーズは増大が見込まれ、担当課での対応のみでは対応することが困難となることが想定される。平塚市における成年後見制度に対する体制整備及びそれにとりまう予算については検討する必要がある。
		2-3-2-3 成年後見制度の利用促進を目的に、関係機関及び他団体と協働し、研修会を開催するなど、制度の普及啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の相談体制の充実を図ります。	県や県社協が開催する会議や研修会等に職員が出席して相談体制の充実に努めた。	一層の充実に向けて取り組む。
	2-3-3 福祉サービスに関する苦情相談体制の確保	2-2-3-1 利用者からの苦情に対して、サービス事業者では解決できないものについて、苦情解決のために設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の情報を、ホームページやパンフレット等で市民に提供します。	市ホームページへのリンクなどを行うなど、かながわ福祉サービス運営適正化委員会の情報に関する周知に努めた。	一層の周知を図る。
		2-2-3-2 介護保険制度に関する苦情について、市介護保険課又は県国民健康保険団体連合会において苦情解決に努めます。	神奈川県国民健康保険団体連合会による苦情相談処理に関する研修会に職員を派遣し、苦情解決のための知識を習得した。	引き続き、関係機関と連携を取り、苦情解決に努める。
	2-3-4 福祉サービス第三者評価事業の推進	2-3-4-1 ホームページやパンフレット等において、福祉サービス第三者評価事業の理解と周知を行います。	ホームページへの掲載や県との共催による事業者対象の研修会などにより周知と理解に努めた。	今後も周知に努める。

〈基本目標2〉 地域福祉の共通基盤づくり

目標	施策の方向	具体的な取り組み	進捗状況（平成25年度末現在）	今後の課題等
2-4 安心・安全なまちづくり	2-4-(1) 要援護者情報の把握と共有	2-4-(1)-① 民生委員児童委員等と連携し、平常時からの見守り活動や相談・支援活動を通じて、要援護者情報の把握を行います。	地域の実情を把握している民生委員からの連絡・報告により要援護者の情報把握に努め、その後の関係課ごとの支援につなげた。	一層の充実に向けて取り組む。
		2-4-(1)-② 地域で行われているサロンにおいて、平常時から要援護者との交流を通じて、情報の把握、支援を行っていきます。	町内福祉村などのサロン活動で援護者本人の方や要援護者情報を把握している方との交流を通じて支援につなげていただいたほか、主任児童委員、地区社会福祉協議会等が行う子育て支援へ保健師を派遣し、地区での交流を行い、情報を把握、または提供をし、地域と連携して支援を実施した。	一層の充実を図る。
		2-4-(1)-③ 災害時要援護者情報の共有については、災害時要援護者の避難支援プランにおいて検討していきます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。	引き続き、支援に努めるとともに、課題の改善に取り組んでいく。
2-4-(2) 災害時の支援体制の整備	2-4-(2)-① 民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアや福祉施設等と連携し、要援護者の安否確認や情報伝達、災害時の助けあい活動などに取り組みます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。 また、共有した情報を基にし、要援護者個々に対する支援者や避難計画等を定める個別計画の作成に取り組んでいる。 また、福祉施設と避難者の受け入れ協定を締結し、災害時の要援護者支援体制を強化した。	今後も制度の周知に努め、より実効性のある制度運用を図っていく。	
		2-4-(2)-② 要援護者情報をもとに、災害時の安否確認、避難所までの経路から、要援護者一人一人に複数の支援者を定めるなど、詳細については、災害時要援護者の避難支援プランにおいて検討を行っていきます。	平成22年4月から災害時要援護者登録制度を開始し、市に登録された要援護者の情報を自治会や民生委員児童委員と共有している。 また、共有した情報を基にし、要援護者個々に対する支援者や避難計画等を定める個別計画の作成に取り組んでいる。 災害時要援護者登録制度の推進及び個別計画の策定について一層の促進を図るため、25年度に自治会長、民生委員児童委員を対象として「災害時要援護者講演会」を開催した。	登録された要援護者に対し、支援者が決定しているのは約35%程度。全体として個別計画の作成は遅れている状態である。
2-4-(3) 安心・安全に関する情報提供の充実	2-4-(3)-① 高齢者や障がい者等を狙った悪質商法や子どもを巻き込む事件等の被害防止のためのパンフレットやホームページ等の情報を広く周知し、啓発に努めます。	民生委員による各種情報提供を行うとともにホームページ、注意喚起チラシ、防犯キャンペーンなどで情報提供に努めた。	一層の充実を図る。	

第2章 地域福祉の現状と課題

1 人口等の推移と予測

(1) 人口、世帯数の推移と予測

平成22年(2010年)の国勢調査報告によると、本市の人口は、260,780人であり、平成17年(2005年)に比べ、1,822人の増加となっています。

これを人口増加率で見ると、6.9%であった平成2年(1990年)に対し、平成22年(2010年)には0.7%となっており、前回調査の平成17年(2005年)から、さらに減少しています。

平成22年(2010年)の世帯数は、104,369世帯であり、平成17年(2005年)に比べ、4,584世帯(4.5%)増加していますが、わが国ではすでに人口減少社会に突入しており、今後本市も同様の傾向が予測されます。

また、1世帯当たりの人員は、近年、減少傾向あり、核家族化や一人暮らし世帯などが一段と増加しているといえます。

平塚市の人口、世帯数等の推移(国勢調査)

単位:人

調査年次	人口			前回調査に対する 増加人口		世帯数	1世帯当 り人口
	総数	男	女	実数	増加率%		
平成2年(1990年)	245,950	126,567	119,383	15,960	6.9	82,340	2.99
平成7年(1995年)	253,822	129,603	124,219	7,872	3.2	88,742	2.86
平成12年(2000年)	254,633	129,336	125,297	811	0.3	93,058	2.74
平成17年(2005年)	258,958	132,156	126,802	4,325	1.6	99,785	2.59
平成22年(2010年)	260,780	132,048	128,732	1,822	0.7	104,369	2.50

※調査実施日は各年10月1日

(2) 年齢構成の推移

平成 22 年（2010 年）の国勢調査報告によると、本市の年齢 3 区分別人口は、年少人口（0～14 歳）が 34,513 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 171,018 人、老年人口（65 歳以上）が 55,159 人となっています。

平成 2 年（1990 年）から平成 22 年（2010 年）までの 20 年間の推移を見ると、年少人口比率は 18.5%から 13.2%へ、高齢化率は 9.1%から 21.2%となり、少子高齢化が急速に進展していることがわかります。また、平均年齢も 44.0 歳となり、この 20 年間で、8.3 歳高くなっています。

平塚市の年齢別人口、高齢化率、平均年齢の推移（国勢調査）

単位：人

調査年次	年齢別(3区分)人口					年少人口 比率(%)	高齢化率 (%)	平均年齢 (歳)
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳			
平成 2 年(1990年)	245,950	45,445	178,114	22,313	78	18.5%	9.1%	35.7
平成 7 年(1995年)	253,822	40,404	185,223	28,171	24	15.9%	11.1%	37.8
平成12年(2000年)	254,633	36,771	182,194	35,662	6	14.4%	14.0%	40.1
平成17年(2005年)	258,958	35,234	178,112	45,563	49	13.6%	17.6%	42.1
平成22年(2010年)	260,780	34,513	171,018	55,159	90	13.2%	21.2%	44.0

※調査実施日は各年10月1日

(3) 出生数の推移

平成 23 年（2011 年）の本市の出生数は、1,947 人で、前年より 121 人減となっています。出生率（人口千対）は 7.5 と、県を大きく下回っています。また、平成 23 年（2011 年）の本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかの数値）は、1.24 となっており、前年を下回りました。

出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

単位：人

	出生数		出生率(人口千対)		合計特殊出生率	
	神奈川県	平塚市	神奈川県	平塚市	神奈川県	平塚市
平成10年	83,104	2,429	10	9.5	1.28	1.34
平成11年	81,792	2,136	9.7	8.8	1.25	1.22
平成12年	82,906	2,307	9.8	9.1	1.25	1.27
平成13年	81,839	2,270	9.7	8.9	1.22	1.24
平成14年	81,498	2,180	9.6	8.5	1.22	1.19
平成15年	80,262	2,316	9.4	9.0	1.21	1.28
平成16年	79,441	2,292	9.2	8.9	1.20	1.27
平成17年	76,196	2,135	8.7	8.2	1.19	1.20
平成18年	79,118	2,242	9.1	8.6	1.23	1.29
平成19年	79,193	2,180	9.0	8.4	1.25	1.26
平成20年	79,179	2,138	9.0	8.2	1.27	1.27
平成21年	79,057	2,108	8.9	8.1	1.28	1.29
平成22年	78,077	2,068	8.8	7.9	1.31	1.28
平成23年	76,000	1,947	8.5	7.5	1.27	1.24
最大年	昭和48年 136,389	昭和48年 4,150	昭和22年 35.1	昭和23年 34.1		

神奈川県衛生統計年報(各年1月～2月)

(4) 高齢者の状況

高齢者については、市内の高齢化傾向に伴って、要介護・要支援認定者が増加傾向にあります。

一方で、地域で高齢者を中心とした地域団体であるゆめクラブ(老人クラブ)は近年、クラブ数、会員数共に減少しています。

要支援・要介護認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年度	932	963	604	1,640	1,262	1,041	864	7,306
平成21年度	897	889	850	1,583	1,220	1,100	957	7,496
平成22年度	846	929	1,120	1,622	1,202	1,075	1,078	7,872
平成23年度	875	1,047	1,308	1,684	1,240	1,151	1,077	8,382
平成24年度	942	1,108	1,520	1,790	1,267	1,245	1,083	8,955

出典：平塚市資料

ゆめクラブ(老人クラブ)の推移

年度	クラブ数	会員数(男)	会員数(女)	会員数(男女計)
平成15年度	161	3,266	6,021	9,287
平成20年度	133	2,826	4,745	7,571
平成21年度	131	2,769	4,531	7,300
平成22年度	131	2,662	4,326	6,988
平成23年度	130	2,559	4,086	6,645
平成24年度	132	2,501	3,886	6,387

出典：平塚市資料

(5) 障がい者の状況

市内の障がい者（障害者手帳等の交付者）については、平成24年度で11,511人であり、増加傾向にあります。身体障がい者の等級別にみると1級の増加が顕著であり、障がいの重複や重度化も見られます。この他、障がいの認定基準などにより、障がい者と認定されない障がいのある方も相当数おられます。

また、市内には、障がい当事者の方などで組織する当事者団体や親の会があり、相互の交流や支援などの活動をしています。

障がい者数（障害者手帳等の交付者）の推移

年 度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合 計
平成20年度	7,718	1,352	1,150	10,220
平成21年度	7,925	1,434	1,277	10,636
平成22年度	7,988	1,510	1,402	10,900
平成23年度	8,079	1,575	1,570	11,224
平成24年度	8,084	1,719	1,708	11,511

出典：平塚市資料

当事者団体一覧（平塚市障がい者団体連合会）

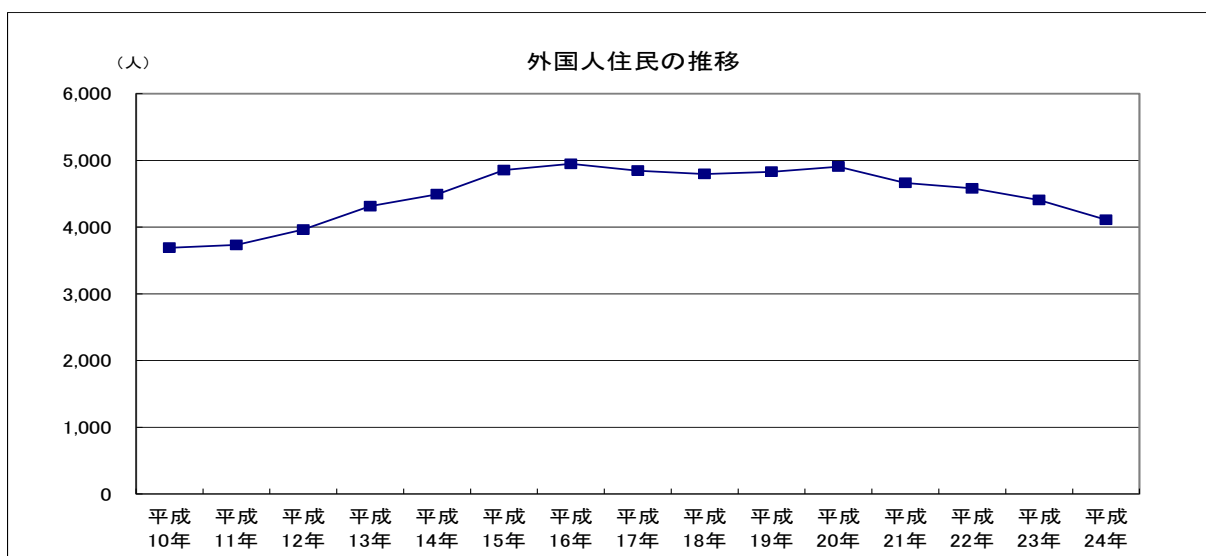
団体名称	会員数
平塚視力障害者協会	74
平塚市聴覚障害者協会	60
平塚市聴覚障害者親の会	10
平塚市肢体障害者福祉協会	130
平塚市肢体不自由者父母の会	25
平塚市手をつなぐ育成会	80
平塚市自閉症児者親の会	20
平塚地区自閉症児・者親の会（平塚やまびこ会）	18
平塚市腎友会	280
湘南あゆみ会	60

出典：平塚市障がい者団体連合会資料 平成25年4月現在

(6) 外国人住民の状況

本市で生活を送る外国人住民の方は、平成24年（2012年）では4,110人で、平成20年（2008年）をピークに減少傾向にあります。

国籍別では、ブラジル781人、フィリピン659人、中国648人、韓国・朝鮮413人、カンボジア257人、ベトナム191人、その他1,161人の順となっています。



出典：平塚市資料

2 地域の状況

(1) 自治会（町内会）

自治会（町内会）は、地域において、お互いに協力し合い、住みよいまちをつくるために自主的に組織された団体です。市内には、各地域に232団体（平成25年3月現在）が組織されています。住民の自治会加入率はおよそ75%です。

(2) 地区別の人口と高齢者・年少人口比率（年齢3区分別・23地区）

平成25年（2013年）の地区別の高齢化率を見ると、複数の地区で25%を超えており、年少人口比率では、半数以上の地区が13%未満です。

単位：人

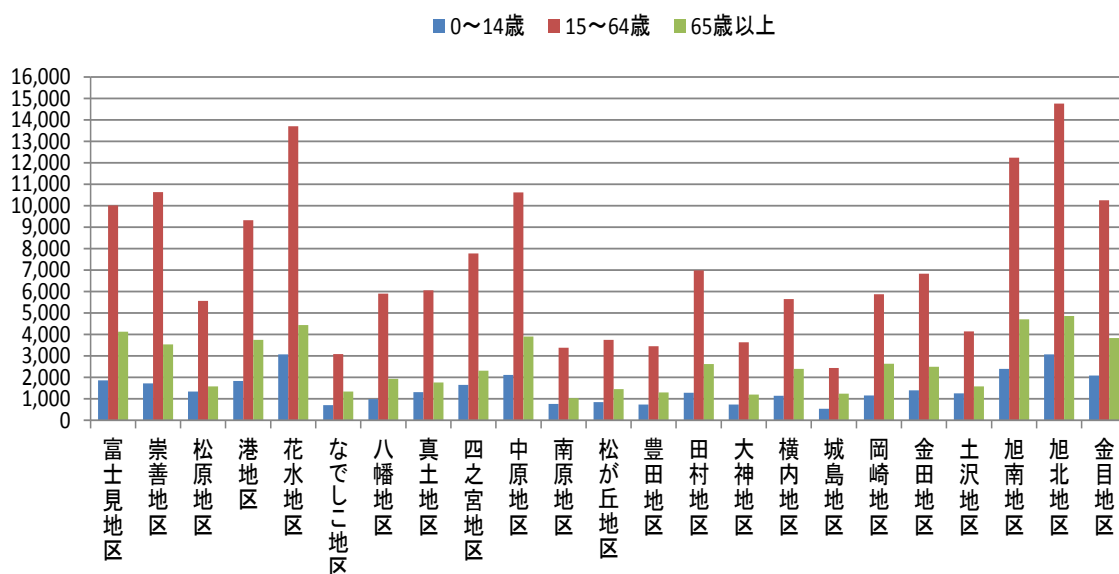
地区	人口	人口			高齢者人口 比率(%)	年少人口 比率(%)
		0～14歳	15～64歳	65歳以上		
富士見地区	16,001	1,858	10,014	4,129	25.8%	11.6%
崇善地区	15,892	1,722	10,636	3,534	22.2%	10.8%
松原地区	8,480	1,337	5,564	1,579	18.6%	15.8%
港地区	14,889	1,828	9,320	3,741	25.1%	12.3%
花水地区	21,215	3,071	13,702	4,442	20.9%	14.5%
なでしこ地区	5,125	702	3,084	1,339	26.1%	13.7%
八幡地区	8,817	987	5,904	1,926	21.8%	11.2%
真土地区	9,121	1,312	6,050	1,759	19.3%	14.4%
四之宮地区	11,720	1,646	7,769	2,305	19.7%	14.0%
中原地区	16,641	2,110	10,622	3,909	23.5%	12.7%
南原地区	5,188	767	3,384	1,037	20.0%	14.8%
松が丘地区	6,051	847	3,754	1,450	24.0%	14.0%
豊田地区	5,474	736	3,446	1,292	23.6%	13.4%
田村地区	10,901	1,287	6,989	2,625	24.1%	11.8%
大神地区	5,562	735	3,634	1,193	21.4%	13.2%
横内地区	9,186	1,138	5,648	2,400	26.1%	12.4%
城島地区	4,219	532	2,439	1,248	29.6%	12.6%
岡崎地区	9,672	1,162	5,870	2,640	27.3%	12.0%
金田地区	10,717	1,399	6,829	2,489	23.2%	13.1%
土沢地区	6,987	1,256	4,146	1,585	22.7%	18.0%
旭南地区	19,347	2,400	12,236	4,711	24.4%	12.4%
旭北地区	22,699	3,069	14,764	4,866	21.4%	13.5%
金目地区	16,175	2,091	10,249	3,835	23.7%	12.9%
合計	260,079	33,992	166,053	60,034	23.1%	13.3%

地区別人口(人口3区分)、高齢化率等一覧[平成25年(2013年)4月1日現在]

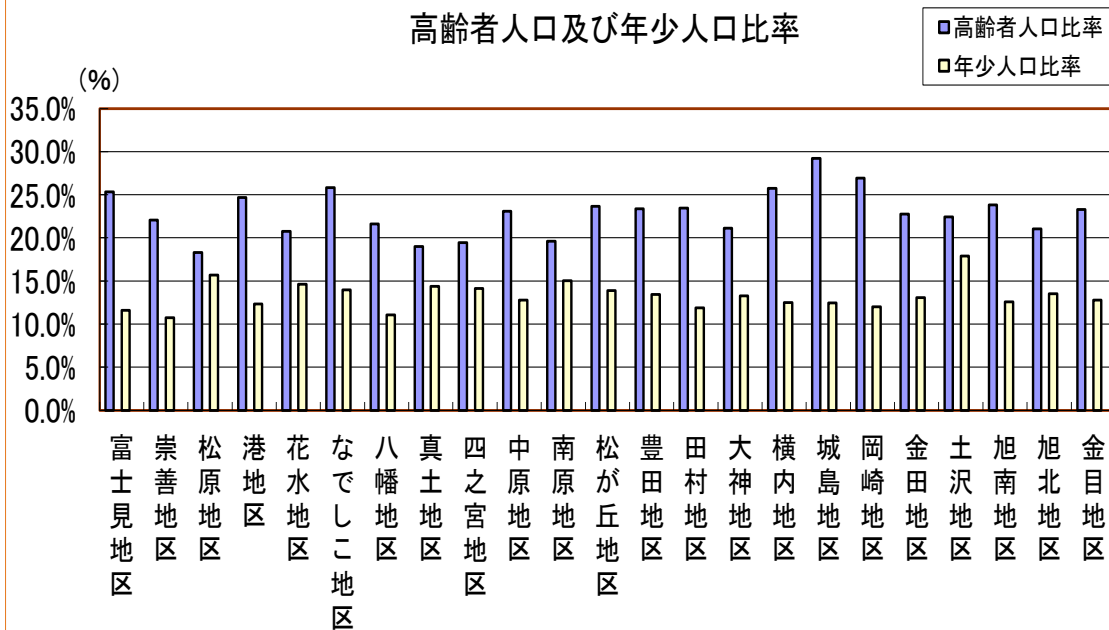
※ この地区別人口及び高齢化率は、住民基本台帳を集計したものです。

したがって、国勢調査の確定値を基礎として、その後の住民基本台帳の増減を加除した推計人口とは異なります。

地区別人口(人口3区分)



高齢者人口及び年少人口比率

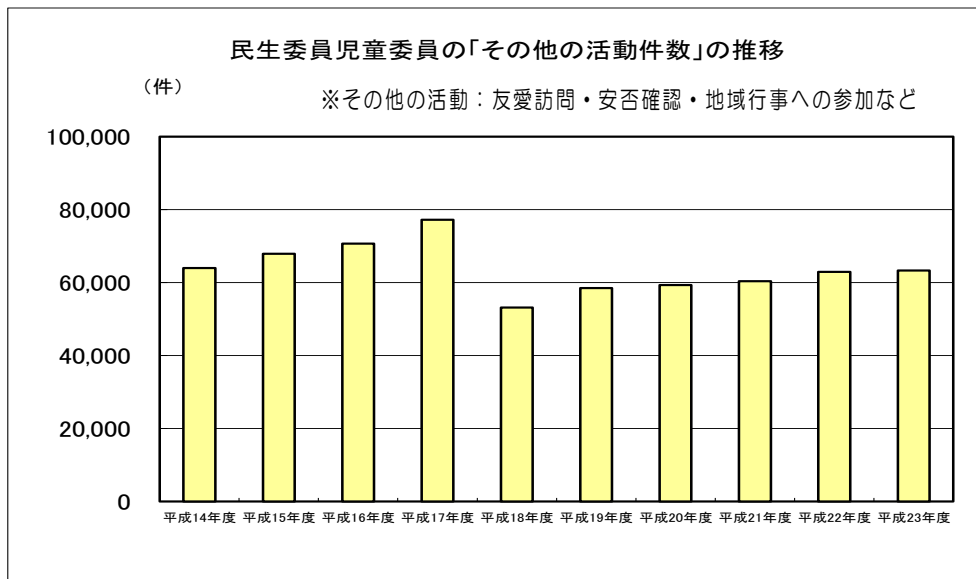
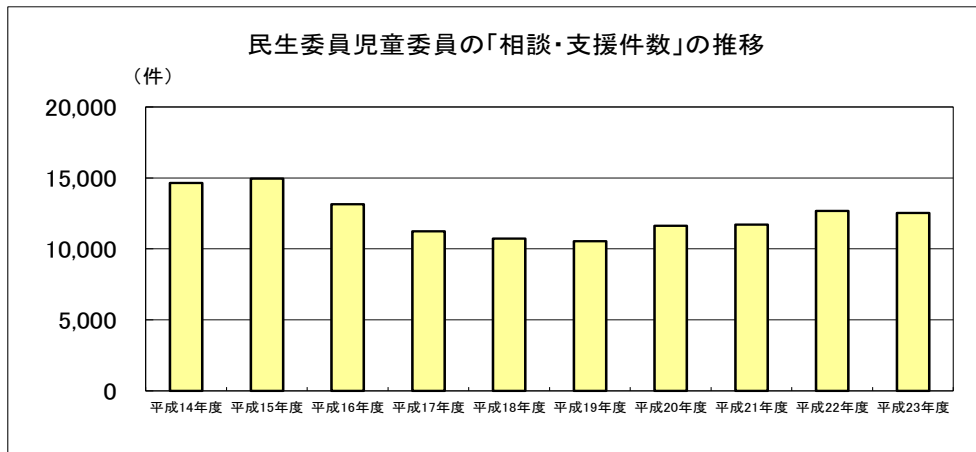


3 地域における福祉活動

(1) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域住民の相談を受け、行政機関などに連絡・協力しており、地域でボランティアな精神で活動する地域福祉の要です。

本市では、厚生労働大臣から委嘱された 405 人の民生委員児童委員が、本計画の計画圏域と同一の 23 地区で地区民生委員児童委員協議会を組織して活動しています。また、主任児童委員は、児童問題を専門的に担当するために各地区に 2 人ずつ配置されています。



COLUMN 2 民生委員児童委員の活動

民生委員児童委員は、地域の身近な相談窓口として、各地域で活躍しています。

地域の方からの様々な相談などに、より適切に対応するために、平塚市民生委員児童委員協議会を組織して相互に連携を図るほか、全体研修会やブロック研修会などで、事例発表や意見交換を行って研鑽に努めています。



全体研修会の様子
(中央公民館)

(2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、本計画の計画圏域と同一の23地区を単位とする地域住民の自主的な組織で、自治会町内会や民生委員児童委員協議会などの各種団体と連携しながら、地域ボランティアの協力により、身近な地域における福祉活動の実践組織として古くは昭和30年代後半から地域福祉の核となり活躍してきました。

これからも構成している各種関連団体と協働して子どもから高齢者まで参加できる地域住民全体を対象にした事業に力を入れていきます。

地区社協は、市社協と同一の理念を持ちながらも、それぞれ地域に特化した活動を行っています。市社協は、地区社協同士や関係機関との結びつけのほか、地区社協に対して人的、財政的支援を行います。

[主な構成団体]

- 自治会町内会
- 民生委員児童委員協議会
- 保護司会
- 青少年指導員
- 子ども会育成会
- 青少年健全育成会
- 防犯協会
- 体育振興会
- 交通安全協会
- ゆめクラブ
- 婦人団体
- 美化推進委員会
- 小・中学校 PTA
- 公民館運営委員会
- 食生活改善推進団体
- ボランティアグループ

[主な活動内容]

- ひとり暮らし高齢者の給食会
- 高齢者ふれあいサロン
- ふれあい福祉相談
- 子育て支援事業
- 世代間交流
- 地区社協だより発行
- 各種募金活動
- 福祉施設との交流
- 社会を明るくする運動（社明運動）など
- ふれあい敬老会（つどい）
- 福祉ふれあいまつり

（３）町内福祉村

町内福祉村事業は、地域住民・平塚市・平塚市社会福祉協議会等の協働により、地域住民の方の自主的、主体的な参加を基本に、お互いに支えあい、助けあいながら地域に住む誰もが安心して生活できるしくみづくりを目的としています。

町内福祉村は、地区公民館（25 館）区域ごとに設置しており、現在、市内 25 地区のうち 15 地区において、町内福祉村事業が実施されています。

各地区に設けられた活動拠点施設などにおいて、福祉村ボランティアを中心に地域福祉コーディネーターや各種団体との連携のもとに、地域における支えあい活動を行っています。

地域住民の役割

○各種団体と連携しての活動のしくみづくり ○実践活動

地域福祉コーディネーターの役割

地域住民の保健福祉に関する悩みごとなどの相談に応じたり、関係機関につないだりします。また、地域団体によるネットワークづくりの支援をします。

○保健福祉の総合相談業務 ○行政及び専門機関等との
連絡調整など ○地域におけるネットワークづくりの支援

福祉村ボランティアの役割

地域住民のためのふれあい交流活動や、身近な生活支援活動について、「できることを、できるときに」行うためのボランティアです。

身近な ○声かけ ○見守りや話し相手 ○ゴミ出し手伝い
生活支援 ○外出時の付き添い ○庭の手入れ ○電球交換など、

ふれあい ○地域の方が気軽に立ち寄れるサロン ○高齢者の
交流活動 ミニデイ ○子育てサロン ○世代間交流など

平塚市の役割

○活動拠点の確保 ○運営費の支援 ○学習機会及び情報提供など

平塚市社会福祉協議会の役割

○地域課題抽出への支援 ○ボランティアやコーディネーターの研修会への支援

[町内福祉村における支援活動のしくみ]



[町内福祉村実施地区]

地区名	開設年月	拠点施設の場所
松原	平成11年2月	松原分庁舎内
花水	平成12年2月	なぎさふれあいセンター内
港	平成13年3月	湘南バンク港ベイサイドホール内
金田	平成15年2月	金田公民館の旧管理人室
岡崎	平成16年2月	岡崎地区内の賃貸住宅
松が丘	平成16年11月	東中原住宅敷地内
城島	平成17年4月	城島分庁舎内
大神	平成19年3月	東部福祉会館白寿荘内
八幡	平成20年1月	八幡地区内の賃貸住宅
旭南	平成23年3月	高村団地20号棟南側
富士見	平成23年3月	春日野中学校北側
旭北	平成24年3月	西部福祉会館内
吉沢	平成25年3月	吉沢地区内の賃貸住宅
横内	平成26年2月	横内団地東側
なでしこ	平成26年3月	なでしこ公民館内

(4) ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

ここで言うボランティアとは、地域福祉の事実上の基盤である自治会町内会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、福祉村のボランティアではなく、「自発的な意思に基づいて社会活動を行う人」ということにします。

本市におけるボランティア活動は、今日様々な分野で行われ、福祉分野以外でも保健・医療・教育・文化・環境・国際関係等広範な活動が行われています。

福祉分野においては、対象者別に見ても、高齢者・障がい者・子育て中の方・外国籍の方など、多岐にわたった活動が展開されています。平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター※₁には、団体と個人のボランティアが登録し活動しています。

平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降、社会貢献や地域貢献を希望する人たちが増え、ボランティア元年と言われた平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災以来の大きな波が来ているといっても過言ではありません。

福祉分野の活動は他分野とは異なり、支えあい助けあうという視点から、要援護者のニーズに合わせ活動し、時に要援護者のニーズから活動が生まれてくる場合も少なくありません。

市民活動は、「参加者の自発性」、「組織の自立性・継続性」、「非営利」、「非政治的・非宗教的」、「柔軟性」、「きめの細かさ」、「先駆的」といった特性をもっています。

本市の市民活動も、その目的や内容はさまざまですが、これらの特性を備え、「福祉・支えあい」、「教育・子育て・青少年」をはじめとして、あらゆる分野で参加型活動を展開しています。

平成15年（2003年）5月に開設した「ひらつか市民活動センター※₂」には、NPO法人（特定非営利活動法人）を含めた市民活動団体が登録しています。

平塚市社会福祉協議会ボランティア登録数

	グループ数	人数	個人	合計
平成20年度	97 グループ	3,150 人	169 人	3,319 人
平成21年度	103 グループ	3,145 人	188 人	3,333 人
平成22年度	111 グループ	3,181 人	137 人	3,318 人
平成23年度	94 グループ	2,743 人	214 人	2,957 人
平成24年度	94 グループ	2,615 人	249 人	2,864 人

※各年 3 月 31 日現在

ひらつか市民活動センター団体登録数

平成20年度	288 団体
平成21年度	301 団体
平成22年度	303 団体
平成23年度	313 団体
平成24年度	293 団体

※各年 3 月 31 日現在

※1 平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター

市民の善意の開発と地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の育成援助と必要な連絡調整を行います。

※2 ひらつか市民活動センター

非営利で公益的な活動をしている市民活動団体やNPO、ボランティアなどへの支援を行うとともに、より多くの市民が市民活動に参加していくための環境づくりを進めていくことを目的としています。

COLUMN 3 ボランティアセンター

余暇の時間にあわせて、自分の得意なことや興味のあることで社会貢献・地域貢献される方が増えています。ボランティアセンターでは、ボランティア活動を始めたい人とボランティア活動をしてほしい人双方に対応しています。個人や団体でのボランティア登録、ボランティア情報の提供、ボランティアニーズの調整を行っています。



ボランティアセンターの様子

4 地域住民の意識

地域福祉計画の改訂にあたって、その基礎的な資料を得ることを目的として、次のとおり市民意識調査を行いました。この調査は、第1期（平成13年）、第2期（平成19年）の策定時にも実施しており、経年把握をするため、今回調査でも同様の設問としています。（全結果は資料編に掲載）

実施時期 平成24年8月

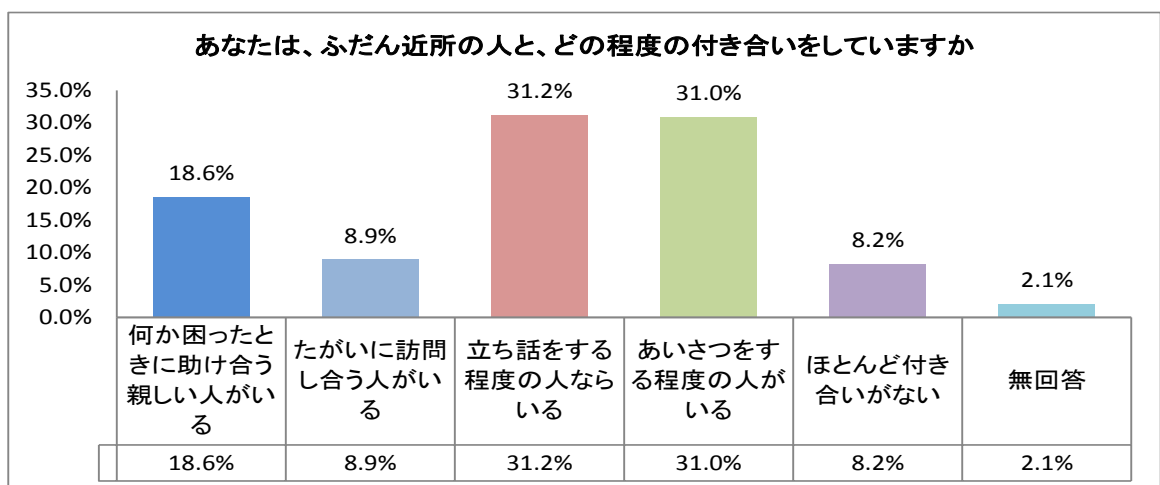
対象者 満20歳以上の平塚市民（1年以上在住）から無作為抽出

対象件数 2,000件

回答数 827件（回答率41.3%）

（1）近所付き合いの状況

近所付き合いは、地域の人間関係の基礎になります。そこで、「近所の人と、どの程度の付き合いをしているのか」について聞いたところ、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と、「互いに訪問し合う人がいる」をあわせると27.5%となっており、「立ち話をする程度の人ならいる」と、「あいさつをする程度の人がある」をあわせると62.2%と半分以上を占めています。

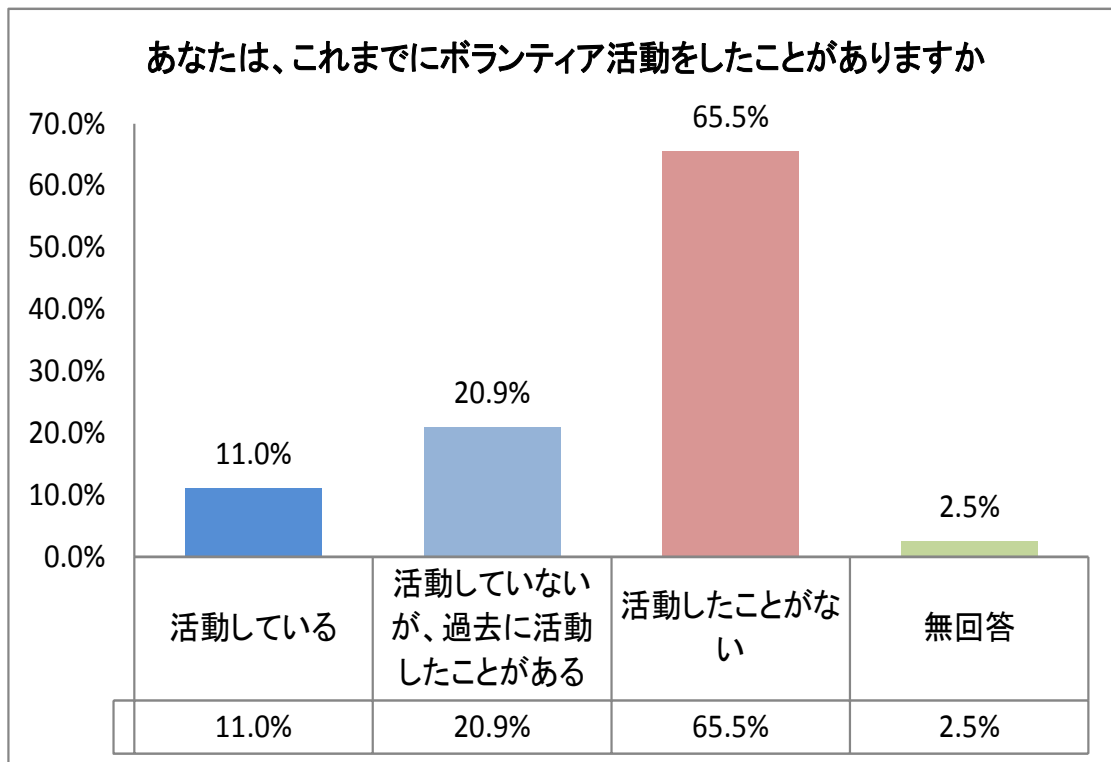


【過去調査との比較】

「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と「互いに訪問し合う人がいる」を合わせた割合が、13年度調査（41%）、19年度調査（33.1%）に比べて低い割合となっており、近所同士のつながりが年々薄くなっていることがうかがわれます。

(2) ボランティア活動への参加の状況

「ボランティア活動をしたことがありますか」について聞いたところ、「活動している」と答えた人が11.0%となっています。

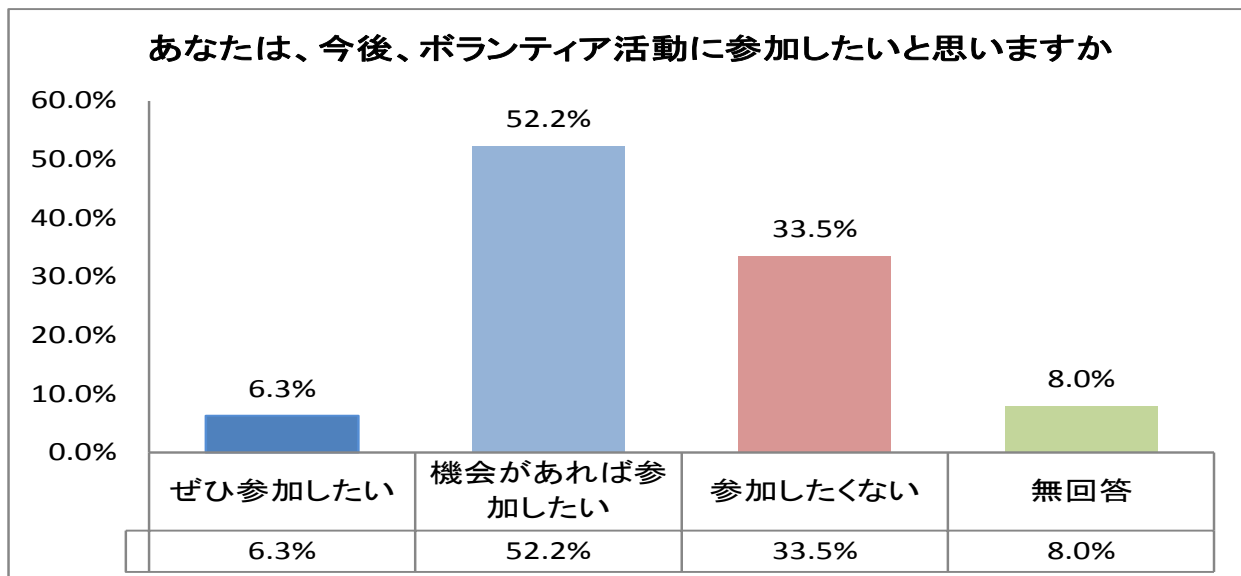


【過去の調査との比較】

「活動している」について、13年度調査では7.8%、19年度調査では、9.6%となっており、若干ではあるが増加しており、「活動したことがない」割合は減っています。

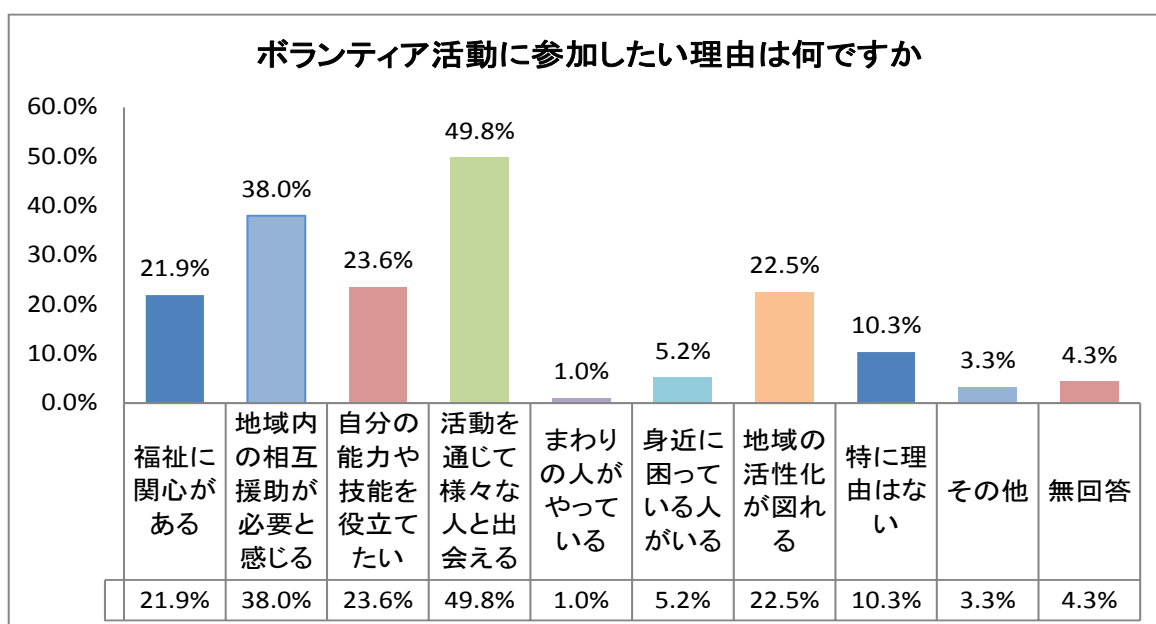
(3) ボランティア活動への参加意欲の状況

「今後、ボランティア活動に参加したいと思いますか」について聞いたところ、「ぜひ参加したい」と、「機会があれば参加したい」をあわせると58.5%となっており、参加意欲の高いことがわかります。



【過去の調査との比較】
「ぜひ参加したい」と、「機会があれば参加したい」をあわせた割合は13年度調査では64.1%、19年度調査では61.5%となっており、今回の調査では若干の減少がみられます。

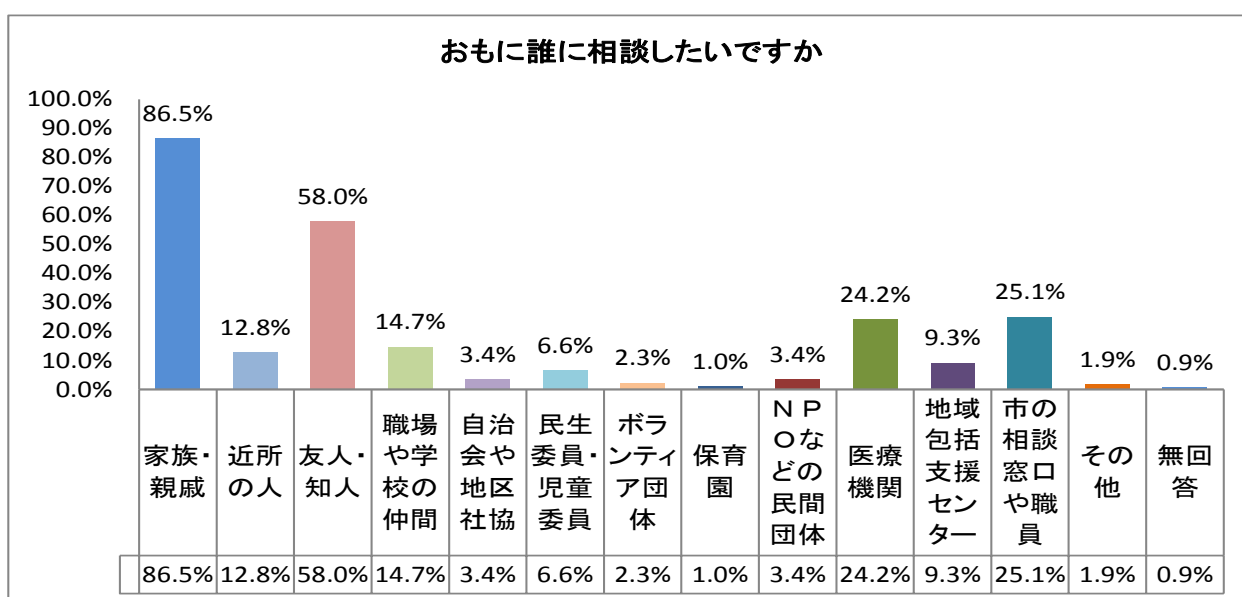
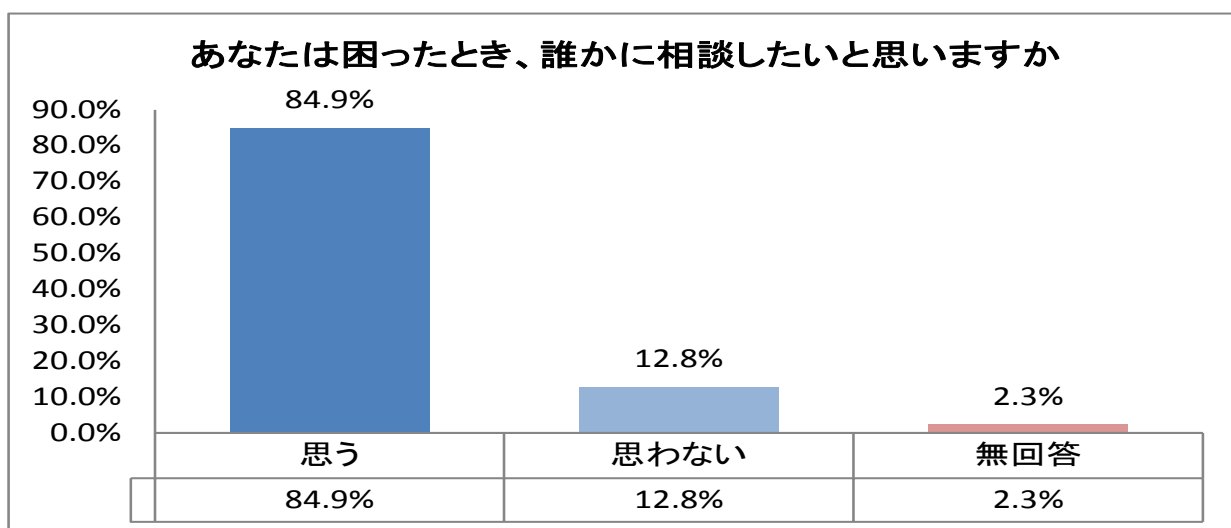
「ボランティア活動に参加したい理由」について聞いたところ、「活動を通じて様々な人と出会える」が49.8%、「地域の相互援助が必要と感じる」が38.0%となっており、地域のふれあいや支えあいの必要性を強く感じていることがわかりました。



(4) 相談相手の状況

「困ったとき、誰かに相談したいと思いますか」について聞いたところ、「思う」が84.9%となっています。

また、「誰に相談したいですか」について聞いたところ、「家族・親戚」が86.5%となっており、次いで「友人・知人」が58.0%となっています。困ったときの相談はまず身内である「家族・親戚」であることがわかります。その他の部分では「近所の人」は12.8%、「自治会・地区社協」は3.4%、「民生委員児童委員」は6.6%と、地域に助けを求めるといふ人の割合は低い一方、医療機関や市の相談窓口や職員など専門職が高い割合を示しています。

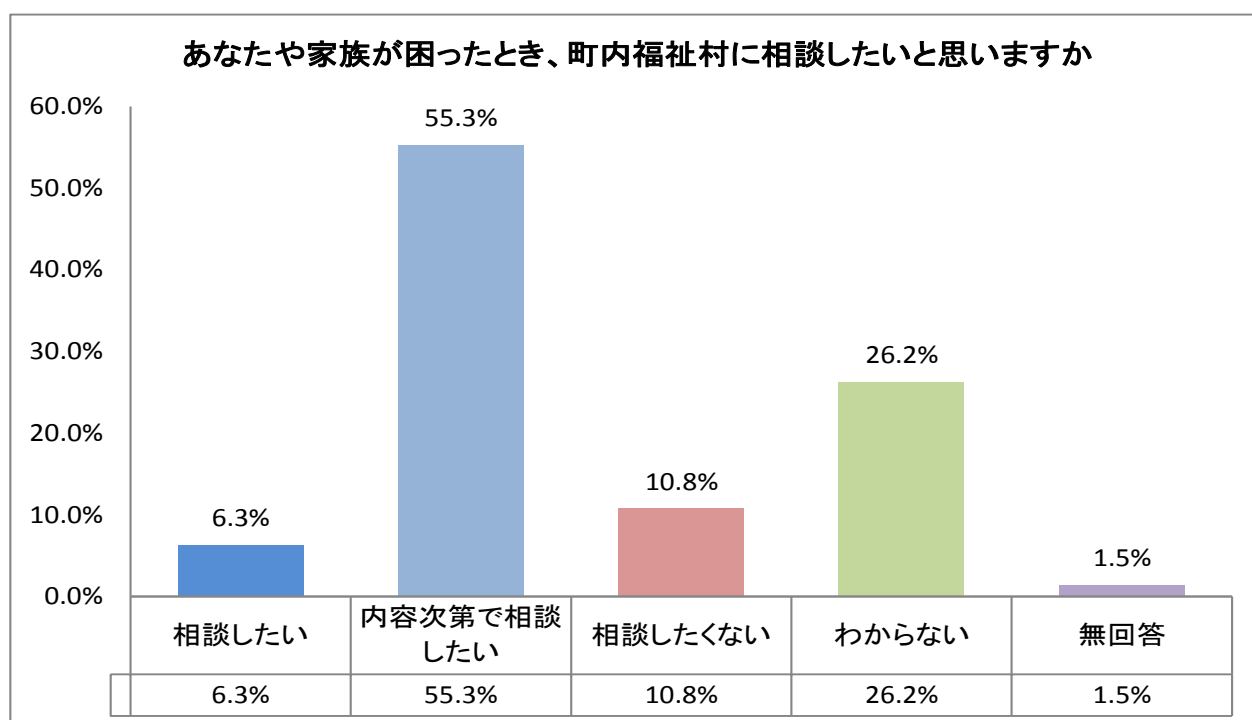


【過去の調査との比較】

「家族・親族」が13年度調査 59.7%、19年調査 88.0%となっており、今回も高い数値となっています。また、「近所の人」は13年調査 27.6%、19年調査 11.4%であり、こちらも前回調査同様低い割合です。

(5) 町内福祉村事業に対する意識

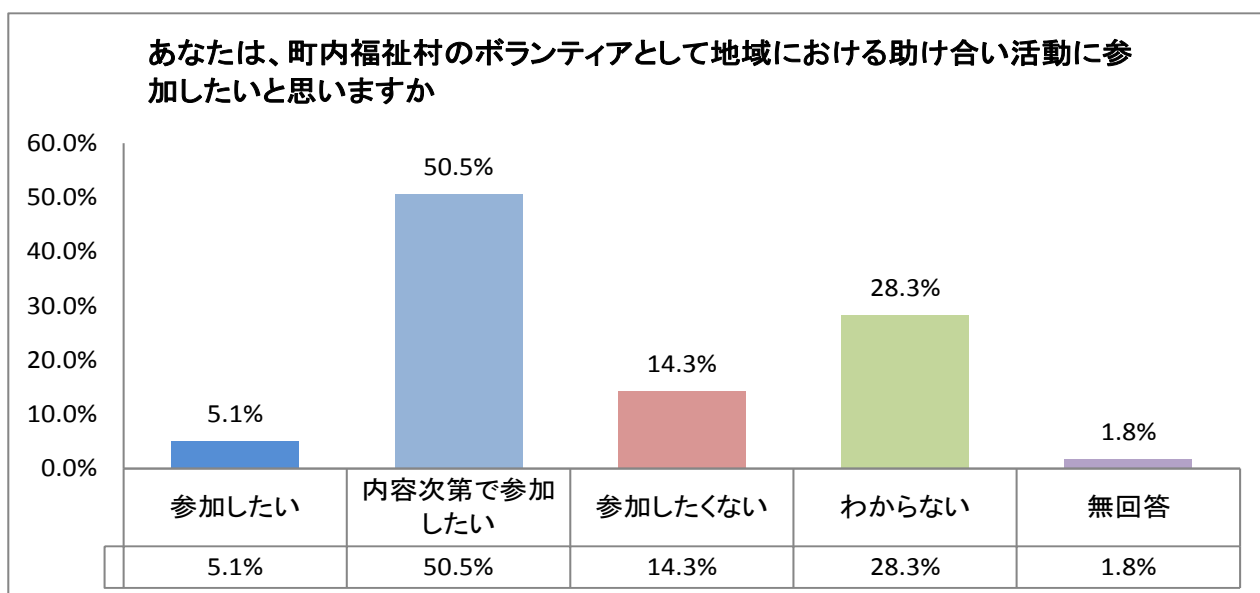
「あなたや家族が困ったとき、町内福祉村に相談したいと思いませんか」について聞いたところ、「相談したい」と、「内容次第で相談したい」をあわせると61.6%となっており、町内福祉村を身近な相談窓口としての役割を期待されていることがわかります。



【過去の調査との比較】

「相談したい」と、「内容次第で相談したい」をあわせると13年度調査 54.3%、19年度調査 63.5%であり、今回の調査は前回調査並みの水準となっている一方、「相談したくない」割合は、前回の6.9%より増加しています。

「町内福祉村のボランティアとして地域における助け合い活動に参加したいと思いますか」について聞いたところ、「参加したい」と、「内容次第で参加したい」をあわせると55.6%となっており、参加意欲の高いことがわかります。



【過去の調査との比較】

「参加したい」と、「内容次第で参加したい」をあわせると13年度調査51.3%、19年調査では56.0%となり、今回調査でも同様の水準となっています。

5 地域の抱える課題

市民意識調査、地域福祉活動団体へのアンケート調査、策定委員会などで、出された主な課題を整理すると以下のとおりです。

(1) 地域での助けあいの心をはぐくむ（地域福祉意識の向上）

- 地域での助けあいが必要であると思っても、多くの人が重要と感じず実行していない。地域住民が積極的に関わることのできる、身近で分かりやすいシステムづくりが必要と思う。
- これから先、ますます高齢社会となり、地域や隣近所の助けあいが必要と感じる。
- 地域の人との交流が必要である。
- 制度による事業では対応できない狭間にいる高齢者、障がい者の方を、本来、地域で助けあわなければならないと感じる。

(2) 支えあい・助けあいのできるまちづくり（仕組みの再構築）

- 町内福祉村と地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会との役割など整理する必要がある。
- 地域福祉活動団体の融合を含めた整理が必要である。

(3) 地域ボランティアの人材育成（担い手の確保）

- 時間がない、きっかけがないなどの理由でボランティア活動をしていない現状があるが、やりたい意識を持っている人が多くいる。この方々をどう結び付けるかが課題である。
- 地域福祉活動の担い手が重なっている。
- ボランティア活動の後継者不足のため、自分たちの活動を引き継いでくれるのか不安である。
- 福祉教育の視点ですべての世代を地域活動へ呼び込むことが大切である。

- 団体の構成員減少に対して、活動理念や意義をメンバーや地域住民に共有し、新規メンバーの定着、リーダーシップ、個々のメンバーのスキルアップ、活動の広報 PR など取り組む課題がある

(4) 個人情報の保護と共有

- ひとり暮らし高齢者が増えているので、誰かに手助けをしてもらわなくてはいけないこともあると思う。しかし、地域の方は公務員ではないので、プライバシーが守られるのか心配である。
- 個人情報が良い方向に使われるだけなら良いのだが、地域の場合は困ることが起きる危険もある。そのための施策を検討し、問題解決に取り組んでほしい。
- 近所に心配な方がいるが、どこまで立ち入っていいものなのかわからない。

(5) 災害時における要援護者対策の必要性

- 隣近所付き合いもあまりなく、災害が起きたとき、どうしたらよいかわからない。
- 防災訓練への参加者も少なく、不安を感じる。
- 3.11 以降、地域で不安を抱えている高齢者がいる。地域での支援活動を積極的に進めていく必要がある。

(6) 利用者の立場に立った相談体制

- いろいろな相談機関があるのは良いが、どこに相談したら良いのかわからない。総合的な相談場所があることが望ましい。
- 地域の身近なところで相談できる窓口があると良い。
- 市内の福祉施設で何をしているのか知らせてほしい。
- 高齢化が進む中、待っているだけでなく、地域に出向いていくことも必要であると思う。

(7) 多様な伝達手段による福祉情報の提供

- 困ったことに対して、どうすればよいか。わかりやすく情報を得られるようにしてほしい。
- 福祉の情報がどこに何があるのか、わかるシステムが必要である。
- 地域の中でどのようなサロン活動が行われているかがわからない。

(8) 地域福祉ネットワークづくりの強化

- 地域でできること、行政でできることを話しあい、体制づくりを行っていくことが大切ではないか。
- 障がい、母子、高齢者などの枠を越えて連携できるさまざまなネットワークの必要性を感じる。
- 地域の中で話しあいを密に行えば、どこを誰が補えばよいか分かってくるのではないか。
- 地域住民が積極的に関わりやすい、身近で分かりやすいシステムづくりが必要と思う。

COLUMN 4 地域のネットワーク

大神地区では、町内福祉村を中心とした地域内の団体が、連携して地域福祉を推進するために「大神地区地域福祉推進会議」を組織しています。

この「大神地区地域福祉推進会議」では、地域内のネットワークを活かして地域の福祉課題に取り組んでいるほか、防災対策についても力を入れています。





第3章 施策の推進

1 施策の推進の基本的な考え方

本計画の理念にもあるとおり、福祉のまちづくり、地域福祉の環境整備と充実は、地域住民、行政、関係団体などが、それぞれ主体性を持ちながら協働していくことが重要であると考えます。そこで、本計画では、取り組むべき目標について、それぞれに期待される役割や考え方を記載し、各団体が一丸となって地域福祉を推進できるものとししました。

2 基本目標

(1) 協働による福祉のまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その課題解決を図り、助けあい、支えあって生活していくことが大切です。

地域住民、地域の諸団体、行政は協働して、個人の尊厳を重視しながら地域住民が支えあうしくみづくりを進めます。

(2) 地域福祉の共通基盤づくり

地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠です。行政は、地域や住民の視点で施策を点検し、地域福祉の共通基盤づくりに取り組みます。

3 理念の実現に向けた取り組み

〈理念〉

わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる
福祉のまち ひらつか の実現

〈基本目標1〉

協働による福祉のまちづくり

〈目 標〉

1 福祉コミュニティづくり
の推進

〈実現に向けた協働のあり方〉

(1) 地域福祉団体等を核とした
福祉コミュニティづくりの推進

(2) 地域福祉団体のネットワークづくりの推進

(3) 町内福祉村事業の推進

2 地域福祉活動への
参加促進

(1) 地域福祉の啓発

(2) 福祉教育の充実

(3) 地域福祉活動を担う人材育成の充実

(4) 市民後見人の人材確保と支援

3 地域福祉活動の充実

(1) 町内福祉村事業の充実

(2) 民生委員児童委員活動の充実

(3) 地区社会福祉協議会活動の充実

(4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実

4 安心・安全なまちづくり

(1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築

(2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実

(3) 避難行動要支援者への支援

(4) こころと命のサポート

〈理念〉

わたしたち地域住民一人ひとりの意志と参加でつくる
福祉のまち ひらつか の実現

〈基本目標2〉

地域福祉の共通基盤づくり

〈目 標〉

1 制度やサービスの
情報の提供

2 相談体制の充実

3 福祉サービスを支える
しくみの充実

〈実現に向けた施策の展開〉

(1) 情報提供の充実

(1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実

(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化

(3) 専門相談員等の資質の向上

(1) 日常生活自立支援事業の充実

(2) 成年後見制度の推進

(3) 社会福祉事業の充実

基本目標 1 協働による福祉のまちづくり

〈目 標〉 1 福祉コミュニティづくりの推進

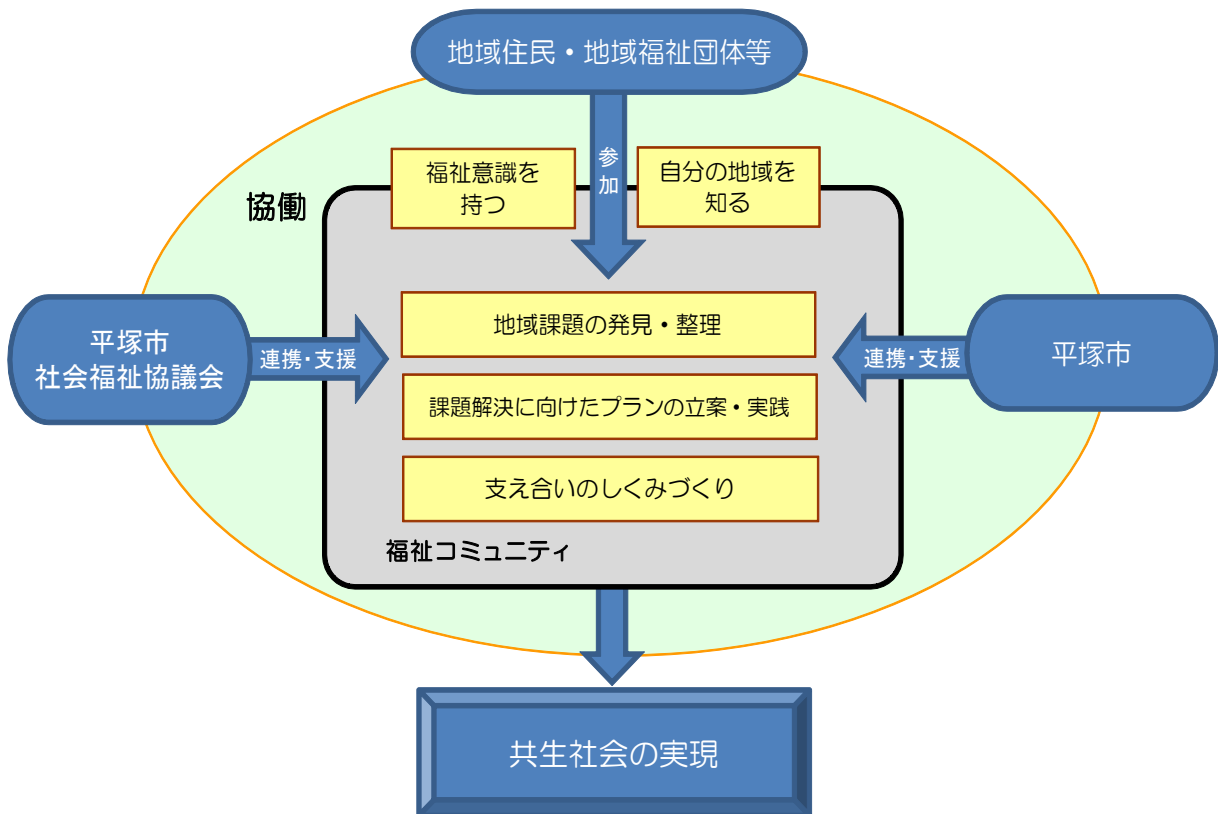
福祉コミュニティとは、地域の中で互いに助けあい、支えあうつながりのことを言います。

この福祉コミュニティは、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、課題解決を図り、助けあい、支えあって生活するという意識なくしては形成することはできません。

また、これを実践するためには、地域住民、地域福祉団体、平塚市、平塚市社会福祉協議会が協働して、地域住民が助けあい、支えあうしくみづくりが必要です。

本市では地域住民自らが地域課題を考え、課題解決へ向けたプランを立案し、実践するといった福祉コミュニティづくりをめざします。

福祉コミュニティづくりのイメージ



(1) 地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進

【現状】

現在活動中の地域福祉団体である地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会町内会、ゆめクラブ（老人クラブ）などが核となり、そこに住む市民のニーズに合った福祉コミュニティを形成しています。

【課題】

地域のニーズの集約が充分とは言えず、問題意識の形成や地域課題の共有がされにくい状況です。

【推進の方向性】

助けあい、支え合う地域づくりには、福祉コミュニティづくりが不可欠です。現在活動中の地域福祉団体を核としながら、その地域に合った福祉コミュニティづくりを進めます。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民一人ひとりが自らの地域を知り、考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いを行います。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向き、福祉コミュニティの必要性や意義をともに考えます。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・課題解決の話し合いをする場を提供し、積極的な住民参加の支援を行います。・誰もが地域で自立した生活が営めるよう、各種団体の連携による生活支援の仕組みづくりを行います。・助けあいの地域づくりのために、地区担当者が地域に出向き、福祉コミュニティづくりのノウハウなどを提供し、組織化の支援をします。

COLUMN 5 ゆめクラブの活動

市内では、たくさんの高齢者がゆめクラブ（老人クラブ）で活動しています。ゆめクラブは、各地区で趣味やレクリエーションによる生きがいづくり、地域や会員同士の交流、道路・公園・寺社の清掃、ひとり暮らし高齢者の訪問等を行う地域福祉団体です。

これらのクラブは地区連合会を構成し、市内21の地区連合会が集まってゆめクラブ湘南平塚（平塚市老人クラブ連合会）を組織しています。

ゆめクラブ湘南平塚は、年間を通じて全市的な活動を行っています。

○ゆめクラブ湘南平塚の主な活動

- ・春の研修旅行
- ・スポーツ大会・・・1,600人も参加者が集まって行う運動会です。
- ・趣味の作品展・・・市民プラザに作品を飾って展覧会を開きます。
- ・大学講座・・・中央公民館大ホールで講演会を行います。
- ・生きがい教室（音楽・手芸・料理・フォークダンス）
- ・機関誌の発行、各種研修、奉仕活動など



スポーツ大会の様子

(2) 地域福祉団体のネットワークづくりの推進

【現状】

現在、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、障がい等当事者団体、ゆめクラブ、NPO等がそれぞれの立場・役割で地域福祉活動を展開しています。

【課題】

地域福祉団体は、お互い同じ地域を対象に活動していますが、成り立ちや手法が違うため、円滑に連携がとることが難しいこともあります。

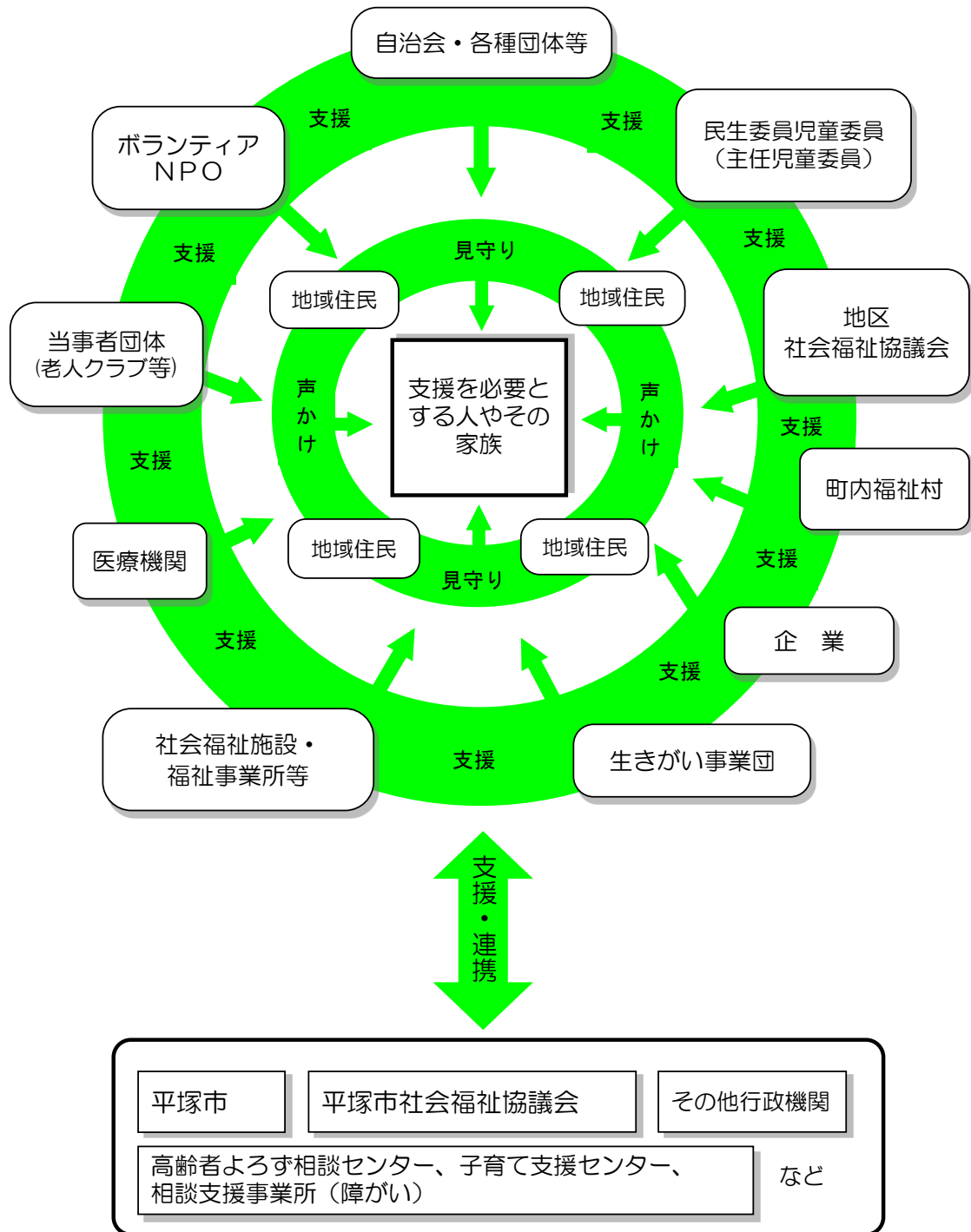
【推進の方向性】

各地域福祉団体の連携体制を充実し、連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動を可能にします。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域団体間において情報交換会の開催など、情報共有化を進めます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・公的サービスに関わる情報の提供、PRを充実します。（福祉総務課）・地域での情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・民間福祉サービスや地域のさまざまな情報の提供、PRをします。・地域福祉団体間の情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。・社協が福祉関連団体の協議体構造であることから、関係団体等の連絡調整を行います。・障がい当事者団体などの福祉団体への支援を通じて、団体の課題の把握と調整を行います。・新たな地域福祉ネットワークを掘り起こすことや、既存のネットワークが維持できるよう努めます。

地域福祉のネットワークのイメージ



(3) 町内福祉村事業の推進

【現状】

町内福祉村は、地域福祉推進の中心的事業であり、住民のボランティア活動による住民同士の支えあいはもとより、地区内の関連団体との連携においても、一定の役割を果たしているところです。

【課題】

現在、約半数の地区に町内福祉村が未設置となっています。町内福祉村の設立については、地域住民の自主的、主体的な取り組みが不可欠ですが、町内福祉村の必要性や有用性について、地域全体での理解が進みにくい状況にあります。

【推進の方向性】

町内福祉村の設置は、地域住民が自らの意思を持って地域の総意で取り組むことが必要です。今後、地域住民と市、平塚市社会福祉協議会やその他関連する地域団体が、設立に向けた協議、検討を進め、地域性を考慮し、地域への人材や資源を活かしながら設立に向けた準備を行っていきます。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">• 地域の課題に目を向け、住みよい地域となるよう積極的に活動に参加します。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">• 未設置地区への住民説明会など、開設に向けて働きかけを行います。（福祉総務課）• さまざまな機会をとらえ町内福祉村事業に関する情報を広く提供します。（福祉総務課）• 町内福祉村事業の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。（福祉総務課）• 福祉の分野にとらわれず広く地域課題を取り上げる「まちづくりセンター」も視野に入れ推進します。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">• 地域の支えあいやボランティア活動の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。

〈目 標〉 2 地域福祉活動への参加促進

多くの人々が地域福祉の推進に関心を持ち、福祉活動への積極的な参加を促進するために、地域福祉の意識啓発や人材育成を行うと同時に、自分たちの住む地区の福祉課題に着目した自主的な助けあい、支えあい事業などに対する支援が必要です。

(1) 地域福祉の啓発

【現状】

市民の福祉意識については、震災などを契機として、ボランティア活動や社会貢献に関心を持つ人も多くなっています。しかし、地域の身近な福祉課題には気づきにくく、意識が高まらない現状があります。

【課題】

身近な地域で、独り暮らしの高齢者や子育て中の母親の孤立化などの新しい問題が生まれています。一方で身近な支えあいに対する関心は高まっているとはいえ、積極的に参加する人が伸び悩んでいます。

【推進の方向性】

これらの地域課題に地域全体が気付くような啓発活動が必要です。市民一人ひとりが高い意識を持って参加することで、平塚市の地域福祉がより充実したものとなります。地域福祉活動の必要性や意義を伝え、参加意欲を高めるための啓発活動を行います。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域課題に関心を持ち、自分達の地域がよりよくなるよう活動に参加します。・市民がお互いに尊重し合い、福祉意識を高めます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・身近な地域福祉活動で先駆的な事例等を紹介します。（福祉総務課）・ワークショップなどを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。（福祉総務課）

<p>社協の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な地域福祉活動で先駆的な事例等を紹介します。 • 地区懇談会などを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。 • 福祉フェスティバルや福祉まつり、共同募金、障害者週間キャンペーンなどの機会を通じて、地域福祉の啓発を行います。 • 社会福祉を考えるつどいや福祉講演会において福祉課題の動向を紹介すると共に、地域福祉活動に参加できるようきっかけづくりを行います。
----------------	--

(2) 福祉教育の充実

【現状】

次世代を担う児童生徒に向けた学習（車椅子体験、高齢者疑似体験、点字や手話の体験など）を学校と連携し、障がいのある方やボランティアの方などに協力していただき、人間関係のあり方をともに考える場としています。また、ボランティア活動に参加しやすいよう情報提供などの支援をしています。

【課題】

学校と地域において福祉学習の必要性の理解をより一層深めるため、学区ごとの意識の差をなくし、地域との協働により活動を充実させていく必要があります。

【推進の方向性】

次世代を担う児童生徒が福祉のこころを育み、いつまでも持ち続けるために、福祉のことをより身近に感じることが大切です。

児童生徒が地域福祉活動などに積極的に参加できるよう、こどもの成長過程に合わせ、教育分野と連携して福祉学習や体験の機会を増やします。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭などで人権の尊重や福祉の心を養います。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係団体と連携した実践的な福祉教育、疑似体験、施設体験学習等を行い、社会福祉への理解を深めます。（教育指導課） ・ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります（中央公民館）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や障がい当事者の方を講師にするなど実践的な福祉学習、疑似体験、施設体験学習等を行い、児童生徒の社会福祉への理解を深め、福祉のこころが根付くよう取り組みます。 ・福祉教育活動に取り組んでいる市内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、福祉活動事業費を助成して一層の充実を促進します。 ・児童生徒がボランティア活動を始めやすいように活動ガイドの配付や参加しやすい体験講座を開催します。 ・ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります。 ・福祉学習を市内全校に広げ、取り組みが定着するよう努めます。

（３）地域福祉活動を担う人材育成の充実

【現状】

東日本大震災以降は特に、団塊の世代など会社を定年退職した方たちの社会貢献・地域貢献の意識が高まっています。

一般の社会人向けにもボランティアスクールなどを開催し、福祉やボランティアに対する意識を持ち、活動として一歩踏み出せるようにしています。

【課題】

高い意識を持って活動するボランティアが固定化・高齢化してしまっています。隣近所との関わりに無関心な人が増え、地域のつながりが薄くなりつつあります。

【推進の方向性】

企業等の退職者、主婦、学生等が地域福祉に関心をもち、より積極的に福祉活動に参加し活躍することによって、生きがいややりがいにつながられるような環境をつくります。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり合いやつながりに関心を持ち、ボランティア活動を通じて、積極的に地域活動に参加します。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なボランティアの受け皿として町内福祉村事業を推進します。（福祉総務課） ・ひらつか元気応援ポイント事業を推進します。（高齢福祉課） ・ボランティア体験の機会を提供するとともに、市民活動センターだより等の情報紙によるボランティア情報の提供を行います。（協働推進課） ・公民館で実施する講座や講演会について、福祉と連携を図るよう努めます。（中央公民館）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・初めてボランティア活動をする人向けに活動ガイドの配付や参加しやすい体験講座を開催します。 ・社会人や学生、年代別、専門性などそれぞれに応じたボランティア養成講座を開催します。 ・より身近な地域における出張ボランティアスクールなどを開催します。 ・ひらつか元気応援ポイント事業を運営し、今までボランティア活動に参加してこなかった住民に対してポイント制という新しい取り組みで啓発と人材発掘を行います。 ・ボランティアが活動できる領域の拡大につとめ、新しい活動領域や課題対応ボランティアの養成を推進します。

COLUMN 6 ボランティアスクール

ボランティアスクールに参加することで、自分にどのようなボランティア活動ができるのかが分かったり、ボランティア活動の動向や既にボランティア活動をしている人の生の声を聞くことができます。

ボランティアをしてほしいという人のニーズからボランティアスクールを企画して、そのボランティア活動の必要性を理解いただいています。



入門的なボランティアスクールだけでなく、点訳や手話などの専門的な養成講座もあります。

(4) 市民後見人の人材確保と支援

【現状】

判断能力が低下し権利擁護が必要な認知症高齢者等が増えている中、成年後見に関わる専門職よりも、身近な地域で本人に寄り添える支援が必要とされる場合もあります。そこで国の方針を受けて、県と市が協働し市民後見人の養成が始まっています。

【課題】

制度の周知を受けて、市民が身近な課題としてとらえることが必要です。

また、実際に市民後見人として適正のある人が安心して活動できるような体制の整備が必要となります。

【推進の方向性】

成年後見利用支援センターを中核とし、継続的に市民後見人の養成確保及び支援を行います。最終的には市民後見人として単独で受任できることを目指します。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・後見が必要な方への理解をすすめ、権利擁護に関心を持ちます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・市民後見人養成講座（※）を開催し、市民後見人を養成します。（福祉総務課）・成年後見利用支援センターにおいて市民後見人への支援を行います。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。・市民後見人養成講座修了者に対しては、さらに知識や経験を積んでいただくための研修等を行います。・市民後見人に選任され活動していくためフォローアップ体制を整えていきます。

※市民後見人養成講座とは

身近な地域で判断能力の低下した高齢者や障がい者を支える市民後見人を養成するため、4日間程度の「基礎研修」と2日間の体験実習を含めた7日間程度の「実践研修」を総じて市民後見人養成講座といいます。基礎研修も実践研修も講座修了後にそれぞれ効果測定を行います。

〈目 標〉 3 地域福祉活動の充実

地域福祉の推進のためには、福祉活動への積極的な参加を促進し、新しい人材を求めるとともに、既存活動への積極的な支援を行い、その活動を発展、充実させていくことも重要です。地域住民、市、社会福祉協議会の協働により、活動するうえでの課題などを明らかにし、それぞれの役割の下で、より充実した地域福祉活動ができるよう取り組んでいきます。

(1) 町内福祉村事業の充実

【現状】

町内福祉村では、多くの住民ボランティアにより支えられ、自主的、主体的に活動をしています。各地区が持つ「地域性」を活かした活動が各地域の個性となって、活動をユニークなものにしています。

【課題】

活動の2本柱である「身近な生活支援」と「ふれあい交流活動」のうち、「生活支援」については、活動が伸び悩んでいる傾向にあります。また、将来を見据えて、既存の活動にとらわれない新しい形の支援活動のニーズをとらえ、検討する必要があります。

【推進の方向性】

町内福祉村活動が、より充実したものとなるよう現状を把握し、地域で必要とされるサービスが、より多くの方に利用され、地域の絆が一層深まるように活動の発展、拡充を目指します。

[具体的な取り組み]

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の助けあいに自主的・主体的に取り組めます。・町内福祉村事業を実施している地区において、それぞれの活動での課題やノウハウなど、相互に有益な情報を共有します。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域の特性を活かした町内福祉村事業が展開できるように努めます。(福祉総務課)

<p>平塚市の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。（福祉総務課） ・町内福祉村活動に必要な保健福祉制度や行政の情報を提供します。（福祉総務課） ・町内福祉村や高齢者よろず相談センターなどの地域の関係者、市、社会福祉協議会の連携を推進します。（福祉総務課） ・町内福祉村会長会議や各部会において、様々な意見交換のほか講師派遣や技術的な助言を行います。（福祉総務課） ・町内福祉村事業について広く周知を行い、活動への参加を促進します。（福祉総務課） ・町内福祉村事業のより良いあり方について関係者等の意見を広く聞きながら検討します。（福祉総務課）
<p>社協の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。 ・町内福祉村や高齢者よろず相談センターなどの地域の関係者、市、社会福祉協議会の連携を推進します。

COLUMN 7 町内福祉村の活動

町内福祉村では、その地区に住まう市民自らがボランティアとして活動しており、企画や運営を行っています。

各地区の町内福祉村では、日常のちょっとしたお手伝いをする「身近な生活支援活動」と、高齢者のためのサロンや子育て中の方のためのサロンなどを中心とした居場所づくりである「ふれあい交流活動」を中心としながら、そのほかにも地域性を活かして工夫を凝らした様々な活動に取り組み、地域の絆を深める活動をしています。



小学生との農園作業の様子
(大神地区)

(2) 民生委員児童委員活動の充実

【現状】

高齢化が進む中、孤立死・孤独死などを始めとする様々な問題が増大する傾向にあり、地域の相談窓口として民生委員児童委員に期待される役割は大きくなってきています。

【課題】

民生委員児童委員の担い手不足が大きな課題となっています。また、少子高齢化が進み、住民が抱える課題が複雑化（相談内容の多様化）してきているため、民生委員児童委員が安心して活動できるよう、民生委員児童委員相互の情報共有や活動環境の整備などに一層取り組む必要があります。

【推進の方向性】

民生委員児童委員が積極的に活動を展開できるよう、現在実施されている研修活動の内容を充実させます。また、民生委員児童委員が地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供を行うとともに、委員活動の広報を行います。同時に担い手不足を解消し、市民が等しく支援を受けられる環境をめざします。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域での困りごとなどの身近な相談窓口として活用します。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・民生委員児童委員活動について、住民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。（福祉総務課）・研修会を充実させ、情報の提供や知識の向上を図ります。（福祉総務課）・民生委員児童委員活動に必要な情報を提供します。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の課題の早期発見、解決のために、平塚市、社会福祉協議会ほか各種機関が民生委員と連携し支援にあたります。・民生委員児童委員のニーズ把握や意見交換を通じて、施策提言や新たな事業の企画、開発を行います。・要援護者援助事業を通じて、民生委員児童委員の地域の実情把握に協力していきます。

社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員活動での生活困窮者支援のために、生活福祉資金や一時貸付制度などの貸付に関する情報を共有し、解決に向けて相談を受けます。
---------	--

(3) 地区社会福祉協議会活動の充実

【現状】

昭和 30 年代から設立され、23 地区（概ね小学校区）を単位とする地域住民の自主的な組織で、身近な地域における福祉活動の実践組織として自治会町内会、民生委員児童委員協議会と連携し各種地域福祉活動をしています。

【課題】

地区社会福祉協議会は協議体であるがゆえに、地区をあげた行事には力を発揮しますが、多様化する個々のニーズに柔軟に対応することが難しいこともあります。

【推進の方向性】

地区社会福祉協議会が各種地域内の団体の協議会であることの強みを活かした地域内のネットワークづくりと全市的なつながりの強化を進め、行政・市社協との連携の中、地域内のニーズの掘り起こしと問題解決に取り組むことで、誰もが安心して住むことができる地域社会の実現につなげます。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で行われる行事等に積極的に参加し、また知人をサロンや世代間交流事業等へ紹介をします。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内福祉村事業を通して連携を進めます。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の活動内容が理解されるよう広報啓発活動を支援します。 ・地域の中で、福祉ニーズを発見し解決することができる体制づくりを支援します。 ・身近な生活圏域における福祉活動の実施計画づくりを地区社協と協

社協の取り組み

- 働で行います。
- 地区担当者が中心となって地区社協事業を検証し、その地区に合った活動拠点、人材育成、財源の確保などの組織基盤の強化をします。
 - 地区社協部会において、地区社協会長会議や研修を開催し、情報交換や先進事例の理解などを進めます。
 - 地区社協のニーズを把握し、施策提言や活動計画への反映をします。

COLUMN 8 地区社協の活動

身近な生活圏域の福祉活動実践組織として、様々な事業や広報誌発行、研修などを、役員が中心となって自分たちで計画を立てながら運営しています。

具体的には、高齢者給食会やサロン、三世代交流、ふれあいまつり、子育て支援事業などを実施するほか、社会を明るくする運動や公民館まつり等にも協力します。また身近な相談窓口としてふれあい福祉相談を開いたり、同じ地域内の福祉施設と連携している地区社協もあります。



地区社協サロンの様子

(4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実

【現状】

市内で非営利・公益的な活動をしているボランティア活動団体や市民活動団体（NPO法人を含む）なども地域福祉の大きな担い手と言えます。

隣近所の支えあいから、複数人で組織的に支えていく場合などがあり、「お互い様」をキーワードとした支えあい・助けあい活動を市民が主体となって取り組んでいます。

【課題】

インフォーマルサービスは、制度の対象にならないことにも柔軟に対応することができますが、課題の掘り起こしや課題の整理、活動者の調整など、地域の中でコーディネートできる人材が必要となってきます。

【推進の方向性】

地域の課題を起点とした新たな活動団体づくりを支援し、既存の活動団体については、活動を担う人材の育成などにより安定して活動できるように進めます。

ボランティア活動、市民活動を行う方のために、平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター及びひらつか市民活動センターの機能充実を図り、なるべく長く活動が持続できるように支援します。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・自らの意志で地域のさまざまな問題に主体的に取り組めます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ホームページ等によりボランティア活動や市民活動などの情報が入手できるようにします。（協働推進課）・市民が自らの意志で社会のさまざまな問題に主体的に取り組む活動を支援するため、公益信託「ひらつか市民活動ファンド」により、助成を行います。（協働推進課）・活動の活発化を図るため、各種研修会等を開催します。（協働推進課）・「平塚市市民活動災害補償制度」により市民活動中の事故等について補償します。（協働推進課）

社協の取り組み

- ホームページ等によりボランティア活動や市民活動などの情報が入手できるようにします。
- ボランティア活動ニーズを調査、把握しておき、最新情報の提供やボランティア相談、登録、コーディネート業務の充実を図ります。
- 新たなボランティア活動団体として活動が始められるよう立ち上げ時から組織化支援を行います。
- 安心して活動できるようボランティア活動保険の取り扱いをします。
- 既存のボランティア活動団体の紹介を定期的に行い、活動への理解を進め、会員の増強などを行います。
- 既存のボランティア活動団体同士が横のつながりを強化できるよう、ボランティア連絡会への支援、ボランティアのつどいや各種研修会等を開催します。
- 活動が持続可能となるようボランティア活動団体及びボランティア連絡会へ活動費の助成のほか運営に対する助言を行います。
- ひらつか市民活動センターとの連携を深めます。



〈目 標〉 4 安心・安全なまちづくり

誰もが、安心・安全な暮らしが営めるように、平常時から災害時まで地域で共に助けあい、支えあう体制を充実させ、住みよい社会環境・生活環境を整備することが必要です。

(1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築

【現状】

核家族化の増加に伴い、生活に不安を抱いていたり、助けが必要であるにもかかわらず、自ら近隣との関わりを拒み、孤立してしまう人がいるという現状があります。また、認知症の増加という問題も深刻化しつつあります。

【課題】

地域での孤立や認知症による徘徊は個人の問題でなく、地域の課題としてとらえる必要があります。住民同士の関わりが深まり、日常支え合うことができる体制を、地域の住民が主体となって構築していくことが必要です。

【推進の方向性】

地域福祉団体を核とした「福祉コミュニティ」が主体となり、高齢者や障がい者等が孤立せず、地域全体で見守るような環境を目指します。

また、最新のICT機器を用いた公的サービス(※)の導入などにより、地域で見守りをする方を支援していきます。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	・高齢化の進行に伴う影響を地域の課題としてとらえ、他人事でないことを認識します。地域で勉強会を開くなど、住民が自らの手で日常支え合うことに意識を高めます。
平塚市の取り組み	・町内福祉村において、見守りや地域の居場所づくりを進めます。(福祉総務課) ・地域での見守り体制を築くためのコーディネートをします。見守り者の負担を軽減するためのICT機器等について研究し、最善の見

平塚市の取り組み	守り体制を常に提供できるよう努めます。（高齢福祉課） ・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解や地域での見守りを進めます。（高齢福祉課）
社協の取り組み	・排除しない地域、無関心でない地域が実現できるように、地区担当者が中心となり地区社協や地域住民に働きかけを行います。 ・ミニサロンの開催頻度や開催内容・場所を検討し、気軽に参加ができる外出の機会を増やします。

※ICT機器での見守りサービス

○在宅時緊急通報システム

緊急・相談の各ボタンとセンサー、警備員の駆けつけ等により、発作の恐れのある方を対象として自宅内に特化した強固な見守りを行います。

○お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）

1台で通話、専門の相談員による健康相談、緊急ブザー、見守りセンサー、居場所探知、歩数計の機能を持ち、見守りと健康増進の両方を図れます。

○はいかいSOS見守りGPS

小型で軽い専用の機器によりGPSを用いた居場所の検索を行えます。

COLUMN 9 認知症サポーター

厚生労働省の「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環（認知症サポーターキャラバン）で、市では、高齢者よろず相談センターなどと連携し、「認知症サポーター養成講座」を行っています。「認知症サポーター」は認知症のことを正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者であり、自分のできる範囲で活動していただいています。

平成18年度から開始したこの講座は、平成24年度までに6,443名の方が受講され、地域での見守りを推進していただいています。



養成講座の様子



認知症サポーターキャラバンキャラクター

(2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実

【現状】

ひとり暮らし高齢者などが地域の中で人と関わりを持ってなくなり、孤立してしまった結果、誰にも気付かれずに亡くなり、相当日数が経ってから発見されるという、いわゆる「孤立死・孤独死」という痛ましい出来事が起きています。

【課題】

地域での孤立は「孤立死・孤独死」を招く危険性を秘めています。最悪の事態を防止するためには、周囲の誰かが早期のタイミングで異常を検知し、緊急対応につなげる意識の醸成が重要な課題となっています。

【推進の方向性】

最後のセーフティネットとして、近隣住民を中心に、民生委員児童委員、自治会町内会、高齢者よろず相談センター、警察、行政、病院など、不測の事態を見逃すことのない、綿密な連絡体制を築きます。また、わずかでも接点のある地域の民間事業者などとの連携・協定を充実させます。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	・近隣においても「孤立死・孤独死」が起こり得る状況にあることを理解し、異常を感じたらすぐに関係機関に連絡するなど、見守り主体としての意識を高めていきます。
平塚市の取り組み	・官公庁や福祉関係団体はもちろん、地域で活動する一般企業にも協力を求め、見守り協定の締結や見守り主体のネットワーク化など「孤立死・孤独死」を防ぐための体制を構築します。(高齢福祉課)
社協の取り組み	・地域社会と関係が築けない人、関わりを求めない人に対しても接点を探し、福祉関係者同士で連携できるようにします。 ・貸付などの相談や福祉サービスの利用の中から孤立化のサインを見逃さず、適切な専門機関につなげます。

(3) 避難行動要支援者への支援

【現状】

避難行動要支援者へ適切な支援を行っていくために、「平塚市避難行動要支援者登録制度」を運用しています。これは、平時から地域内の避難行動要支援者の所在や状況などを地域内で共有することで、共助（住民同士の助けあい）によって、災害に強いまちづくりを行うものです。

【課題】

災害時に支援が必要な方の情報把握が、まだ不十分な状態にあります。避難行動要支援者の数に対し、支援者の数が不足している地域もあり、個人情報適切な取扱いなど、平塚市避難行動要支援者登録制度の運用の検討が必要です。

【推進の方向性】

大規模地震や台風などによる風水害などの災害時に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援は、安心・安全のまちづくりを推進するうえで不可欠です。災害時に、共助による避難行動要支援者への支援や安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築します。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・近隣の方と顔見知りとなるなど、地域の中で災害時に互いに支え合うことのできる関係づくりを進めます。・平塚市避難行動要支援者登録制度への登録を進めるほか、災害時の支援者として地域の防災体制に協力します。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・民生委員児童委員、自治会町内会、ボランティアや福祉施設等と連携し、避難行動要支援者の安否確認や情報伝達、災害時の助けあい活動などに取り組みます。 (福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、災害対策課)・避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づく支援体制の整備を進めるとともに、登録された情報を元にして、避難行動要支援者一人ひとりに合った支援プラン（個別計画）の策定の促進を図っていきます。 (福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、災害対策課)

<p>社協の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時には「災害時ボランティアネットワークセンター」を立ち上げ、避難行動要支援者の把握やボランティアの派遣を行います。 • 地区社協と連携し、地域の防災体制づくりを進めます。 • 日頃から避難行動要支援者を取り巻く地域の関係づくりを進めます。 • 地域の福祉関係者と協働し、福祉マップづくりなどを通じて、避難行動要支援者の把握、支援計画づくりを行います。
----------------	--

(4) こころと命のサポート

【現状】

全国では年間交通事故死者数の約6～7倍もの人が自殺で亡くなられ、平塚市でも同様に多数の方が自殺で尊い命をなくされている深刻な状況にあります。

【課題】

自殺を個人的な問題に帰するのではなく、社会的な取り組みが必要であることをはじめ、自殺の問題に関する正しい知識の普及啓発、悩みや困りごとの相談先の周知、悩みや困りごとを抱えた方を支援につなぐ「ゲートキーパー」を養成すること（※）が課題となっています。

【推進の方向性】

市民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に総合的自殺対策を推進します。

【具体的な取り組み】

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭などにおいて本（絵本）の読み聞かせ等を通じて命の尊さを伝えます。
平塚市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 自殺の問題に関する正しい知識の普及啓発、悩みや困りごとの相談先の周知、支援へのつなぎ役であるゲートキーパーを養成します。（福祉総務課）
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> • 総合的な自殺対策を推進するために組織している平塚市自殺対策会議や自殺対策担当者会議に委員及び構成メンバーとして参加し、連携協力を図っています。 • 精神保健福祉ボランティア養成講座において、うつなどの精神障害について学び、医師などの専門家やボランティアと協力して自殺問題について広報啓発していきます。

※ゲートキーパー養成講座とは

自殺総合対策大綱において、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成することとされています。



基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

〈目 標〉 1 制度やサービスの情報の提供

保健福祉のサービスを利用するときは、まずどのようなサービスがあり、どのような手続きが必要かを知ることが大切です。

そのためには、介護保険や障害福祉サービスを提供している事業者を選択するための各種情報の提供が必要になります。このような情報を、利用者がわかりやすく入手できるような情報提供システムの充実が求められています。

(1) 情報提供の充実

【現状】

それぞれのサービスや制度を担当する部署において、チラシや窓口での案内、市ホームページなどで周知を行っています。

【課題】

市民自らが情報を得ようとしないと必要な情報を得ることができないことが多く、周知不足の原因となっています。広く市民に周知ができるよう、その機会や媒体を検討していくことが必要です。

【施策の方向性】

保健福祉に関する様々な制度やサービス内容等の情報を、必要とする人へ正確にわかりやすく確実に提供するため、市のホームページやパンフレットの充実を図るとともに、メディア等を活用し、地域住民がその情報を容易に入手できるように努めます。

介護保険や障害福祉サービスに関する事業者情報を得られやすくするため、市のホームページと事業者情報のネットワーク化を図ります。

高齢者や障がい者等を狙った悪質商法等や子どもを巻き込む事件等の被害にあわないよう、情報の提供に努めます。

【具体的な取り組み】

- 多様なライフスタイルや各世代に対応したパンフレット等を作成します。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】

- 情報提供の内容について難しい言葉を減らし、わかりやすいものにするよう努めます。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】

- 関係事業者情報をわかりやすく入手できるようなホームページを作成し、利便性の向上を図ります。

【高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭課、
健康課、平塚市社会福祉協議会】

- 常に最新の情報を提供できるように努めます。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】



〈目 標〉 2 相談体制の充実

保健福祉の施策やサービスが多岐にわたり相談窓口も専門分化しているため、「どこに相談に行ったらよいか」など相談者が迷うことがあります。

そこで、より身近な地域で気軽に保健福祉の総合的な相談ができて、必要に応じて迅速かつ的確に専門の相談窓口や実施機関につないでいく体制づくりが必要となっています。

(1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実

【現状】

高齢者、障がい者、子育てなど、その種別に応じて地域に高齢者よろず相談センターや町内福祉村などの相談窓口があります。市内の各福祉会館でも各種相談を受けられるようにしています。

【課題】

どこに相談に行ったらよいかわからないことが課題であり、身近なところで相談機関の振り分けが必要とされています。

【施策の方向性】

地域のより身近なところで、気軽に保健福祉の相談ができる体制を整備するとともに、高齢者、障がい者、児童などに関する専門相談機関の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- 高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センターなど、専門相談機関の周知や利用促進を図ります。

【高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、健康課、

平塚市社会福祉協議会】

- 町内福祉村や子育てサロンなど、地域で行われているサロン活動がより活発になるよう支援します。

【福祉総務課、保育課、平塚市社会福祉協議会】

- 各福祉会館を拠点にした相談窓口を充実します。

【福祉総務課、平塚市社会福祉協議会】

- 地区社協のふれあい福祉相談を支援します。

【平塚市社会福祉協議会】

(2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化

【現状】

高齢者、障がい者、子育てなど、その分野に応じてネットワークを構築しており、多分野における相談については保健福祉総合相談窓口や専門相談機関と連携し課題解決に努めています。

【課題】

複雑化・多様化する相談に対応するため、分野別のネットワークに加え、保健福祉横断的なネットワークを構築することが必要となります。

【施策の方向性】

複数の問題を抱える相談者が増えている中で、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各分野のネットワーク化を推進するとともに、多分野における専門相談機関とのネットワークづくりを進め、各窓口寄せられた相談に迅速かつ的確に問題解決ができるような体制を整えます。

【具体的な取り組み】

- 成年後見利用支援センターを設置し、新たな権利擁護ネットワークを構築します。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、
平塚市社会福祉協議会、各専門相談窓口】

○ 行政と身近な相談窓口の連携を強化します。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会、各専門相談窓口】

○ 自立支援協議会や虐待防止などの問題解決のためのネットワークにより、関係機関や地域住民などと連携します。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会、各専門相談窓口】

（３）専門相談員等の資質の向上

【現状】

複雑化・多様化する保健福祉の相談に対応するため、保健福祉研修を実施し、専門職だけではなく保健福祉分野関係職員全体のスキルアップにつとめています。また、高齢、介護、障がい、子どもなど、分野別に相談援助に従事する相談員の専門性を高めるため研修会を開催しています。

【課題】

保健福祉関係諸法の制度改正などに伴い、福祉のシステムが目まぐるしく変化する状況であり、より専門的な支援が求められています。保健福祉専門職や地域の相談員に対する継続的な専門研修等の充実が課題となります。

【施策の方向性】

保健福祉の相談に専門性を発揮して適切に対応できる市職員を育成するため、研修等の充実を図ります。また、地域の身近な相談機関である高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センター、町内福祉村などの専門相談員の専門性を高めるための研修会などを開催します。

【具体的な取り組み】

- 保健福祉研修等研修の機会を増やし、市職員及び専門相談員の資質の向上を図ります。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】

- 地域の身近な相談機関に対して、保健福祉に関する最新の情報提供を行います。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】

- 関係機関と行政との連携を強化し、事例対応を通して専門性の向上に努めます。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、
こども家庭課、健康課、平塚市社会福祉協議会】

COLUMN 10 保健福祉研修の様子

福祉関連部署職員等を対象に、保健・福祉関連法並びに福祉事務所の掌握する事業等を学ぶ機会として保健福祉研修を実施しています。毎月第3火曜日に基礎研修、奇数月には第4火曜日に応用研修を実施し、職員の資質の向上を図るとともに公務能率の増進に寄与することを目的としています。



〈目 標〉 3 福祉サービスを支えるしくみの充実

福祉サービスの利用が「措置」から「契約」へと大きく変化し、利用者自らの判断でサービスを選択できるようになりましたが、判断能力が十分でない人たちの権利が守られる体制の確立が求められています。

サービス利用者の立場に立って、利用者を保護する日常生活自立支援事業や成年後見制度が十分に活用できるよう、制度の周知を図るとともに、サービス利用者が安心して福祉サービスを利用できるような、苦情対応の充実や第三者評価事業の促進が必要です。

(1) 日常生活自立支援事業の充実

【現状】

障がい者や高齢者の権利を擁護するため、自分での判断や管理が難しくなってきた方に対し、日常の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行い、地域の中で自立した生活ができるよう支援しています。

【課題】

対象となる方のご家族やケアマネジャー、高齢者よろず相談センター、相談支援事業所の職員等、周りで支えている方に目的や内容等をより一層周知し、適切にサービスにつなげていく必要があります。

【施策の方向性】

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活が送れるようにするため、福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 日常生活自立支援事業の利用を促進するため、関係窓口においてパンフレットなどの設置やホームページによる普及啓発を行います。

【福祉総務課、平塚市社会福祉協議会】

○ 権利擁護の相談支援体制の整備に努めます。

【平塚市社会福祉協議会】

○ 経済的な理由により、事業の利用が困難な方のために、利用料を減免します。

【平塚市社会福祉協議会】

(2) 成年後見制度の推進

【現状】

成年後見制度を推進するために、地域に根差した権利擁護推進の中核機関として機能する成年後見利用支援センターを設置します。(平成26年6月開設予定)

成年後見利用支援センターでは、申立てに関する相談や後見人に対する支援、市民後見人の養成・確保などを行います。

併せて法人後見を平塚市社会福祉協議会でも実施しています。

【課題】

対象となる方のご家族やケアマネジャー、高齢者よろず相談センター、相談支援事業所の職員等、周りで支えている方に目的や内容等をより一層周知し、適切に制度につなげていく必要があります。

身近な地域で展開する寄り添い型の市民後見人など、制度を支える担い手の確保も課題になっています。

【施策の方向性】

成年後見利用支援センターを中核機関として、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などの判断能力が十分でない方に対して、権利擁護を推進していきます。また成年後見制度の利用促進のための支援及び普及啓発に努めます。

【具体的な取り組み】

- 親族申立て・本人申立て・市長申立て・利用支援事業(報酬助成)・任意後見契約等の相談支援を行うとともに、後見人を受任している親族や市民後見人に対する相談支援を行い、センター機能の充実を図っていきます。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課】

- 後見人に対する研修・交流会を開催し、後見人等の質の確保をするとともに、後見バンク（後見人人材バンク）の創設、貸金庫の利用提供、損害保険への加入など市民後見人の活動支援を行い、不祥事の防止に努めます。

【福祉総務課】

- 市民後見人に対し、定期的な面談や活動報告を義務付け、必要に応じて専門職からの助言も受けることができるよう、適正に業務を遂行できる体制を整備します。

【福祉総務課】

- 成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所に後見人選任のための申立てをすべき4親等内の親族がいないなどの理由により申立てができない人について、市長が親族に代わり、後見等の申立て（市長申立て）を行います。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課】

- 成年後見制度を利用したくても、後見人等の報酬が負担できない人の制度利用を支援するため、後見人等の報酬の助成をします。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課】

- 成年後見制度の利用促進を目的に、専門職団体、関係機関及び他団体と協働し、市民を対象とした講演会を開催します。また、必要により企業や関係団体への制度説明会を開催するなど、制度の普及啓発活動に努めます。

【福祉総務課】

- 申立てする後見人がいない方などに対して、親族等に代わって社会福祉協議会が後見人となる法人後見を実施します。

【平塚市社会福祉協議会】

成年後見制度

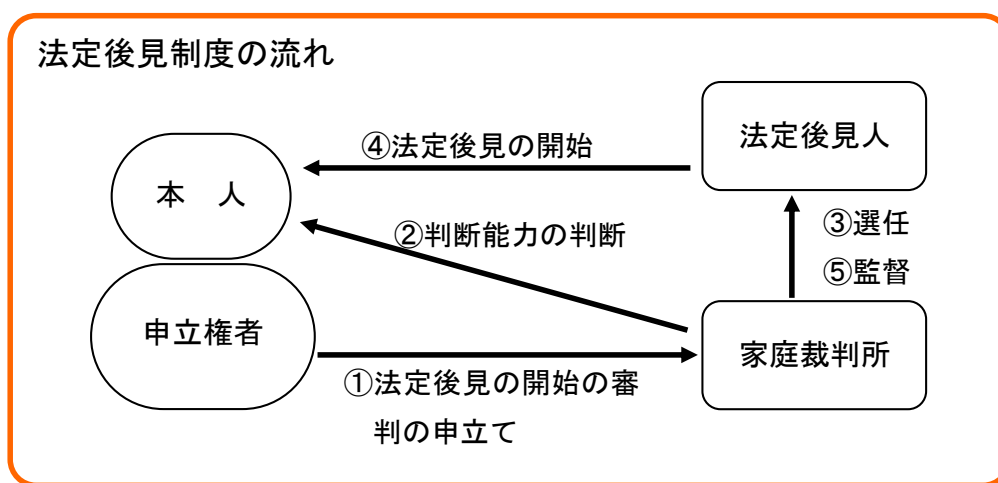
成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」： 認知症、知的障がい及び精神障がい等により、判断能力が不十分であるため、例えば自分に不利益な契約であっても、その判断ができずに契約を締結してしまう恐れがあります。こうした方々の権利や利益を擁護する制度です。

この法定後見制度は、通常4親等内の親族が申立て、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任します。

「任意後見制度」： 本人の判断能力があるうちに将来自分が認知症等により判断能力が低下した時のために、公証役場で任意後見契約書を作成し、任意後見受任者と契約をしておく制度です。

			判断能力	援助者
成年後見制度	法定後見制度	後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保佐	著しく不十分	保 佐 人
		補助	不十分	補 助 人
	任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度です。		



(3) 社会福祉事業の充実

【現状】

市内では、介護保険等の保健福祉制度に基づいて、高齢者や障がい者、児童、幼児を対象とする民間のサービス提供事業者が活動しており、新たな事業者も参入してきています。

また、ひらつか地域介護システム会議などにより、各事業者間の連携を図っています。

【課題】

求められるサービスは本人の状況によって様々であり、事業者の増加に伴うサービス量の増加のほか、質的なサービスの向上も必要になります。

【施策の方向性】

苦情相談体制の確保や第三者評価事業の推進、また事業者間の連携強化などにより、民間事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

- 利用者からの苦情に対して、サービス事業者では解決できないものについて、苦情解決のために設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の情報を、ホームページやパンフレット等で市民に提供します。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭課】

- 介護保険制度に関する苦情について、市介護保険課又は県国民健康保険団体連合会において苦情解決に努めます。

【介護保険課】

- ホームページやパンフレット等において、福祉サービス第三者評価事業の理解と周知を行います。

【福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、保育課、こども家庭課】

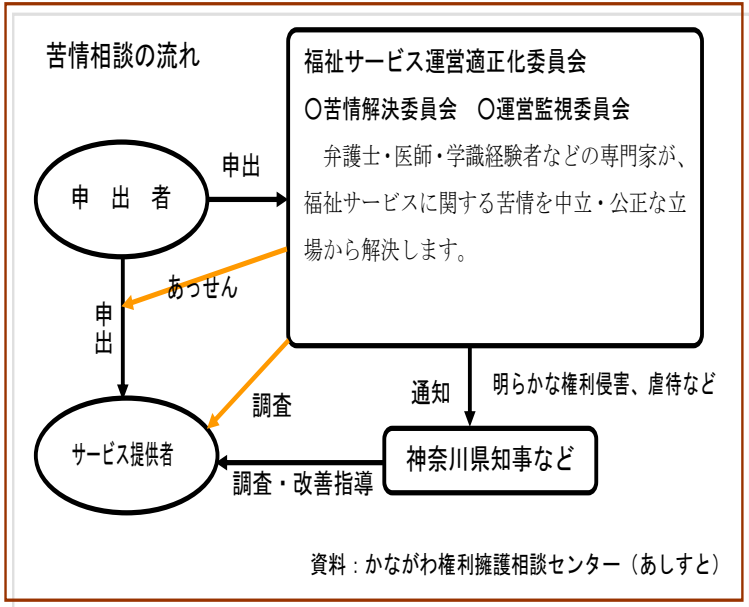
- 地域の福祉施設、福祉事業所等を紹介し、地域の中で障がい者、高齢者、子育て中の世帯等について理解を進めます。

【福祉総務課、平塚市社会福祉協議会】

- 市内の高齢、障がい、児童福祉施設で構成している福祉施設部会の活動を支援します。

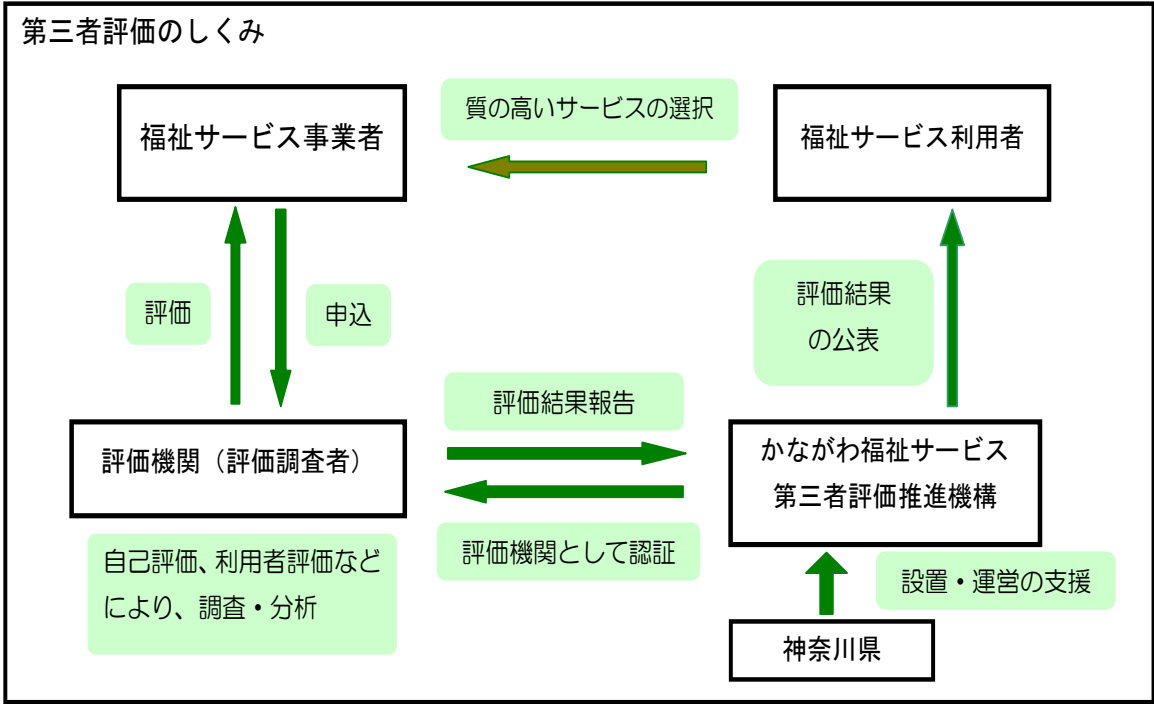
【平塚市社会福祉協議会】





介護保険制度に関する苦情

第1次的窓口として市介護保険課に申立て、市介護保険課で解決困難な場合、または市民が県国民健康保険団体連合会へ申し立てを希望する場合は県国民健康保険団体連合会へ申し立てる。





第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、行政計画である一方、具体的な事業の実施や取り組みの展開にあたっては、地域住民、各種団体、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、社会福祉協議会等の役割分担を明確にしながら、協働・連携して進める計画でもあります。

地域住民の役割

地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域住民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、自主的・主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。

地区社会福祉協議会の役割

組織が自治会役員や民生委員児童委員等で構成されているケースが多く、また、日ごころからの福祉活動などで地域のニーズや特性を熟知しており、地域住民の信望も得られやすいです。また、地区社会福祉協議会を支える平塚市社会福祉協議会には、地域福祉の推進役として、小地域福祉活動やボランティア育成などに関するノウハウの蓄積があることから、これらが核となって住民主体の活動を展開していくことが期待されます。

民生委員児童委員の役割

地域住民の立場に立っての相談や支援活動を通じて、個々のニーズや課題が集まり、関係機関・団体とのネットワークが構築されているなど、地域の福祉情報源です。こうしたことから、地域の核となり、地域住民とともに地域の潜在化したニーズを掘り起こし、住民相互の助けあい活動につなげたり、関係機関・団体、行政などと、連携した地域づくりに重要な役割を果たすことが可能です。

ボランティア、市民活動団体等の役割

ボランティアや市民活動団体（NPO法人含む）の多くは、地域に拠点を置いており、ニーズの把握・掘り起こし、サービス提供、関係機関とのネットワークなど、日ごろの活動において地域の特性や地域の情報を蓄積しています。

こうした情報等を地域に提供し、住民とともに課題の掘り起こし等を行うことが可能なことから、ボランティアや市民活動団体等の活動が活発な地域では、こうした団体が地域福祉推進の核となることも考えられます。

社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあっては、ボランティア体験や様々な方との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉を推進することが期待されています。

平塚市社会福祉協議会の役割

平塚市社会福祉協議会のめざす基本的な方向は、住民主体の理念のもと、住民ニーズの把握、問題解決に向けた住民主体の活動の促進、そして多くの関係者の合意形成による福祉のまちづくりです。したがって、これからの平塚市社会福祉協議会には、従来にも増して地域福祉活動推進のセンター的な機能と福祉コミュニティづくりのコーディネーターとしての役割が強く求められてきます。

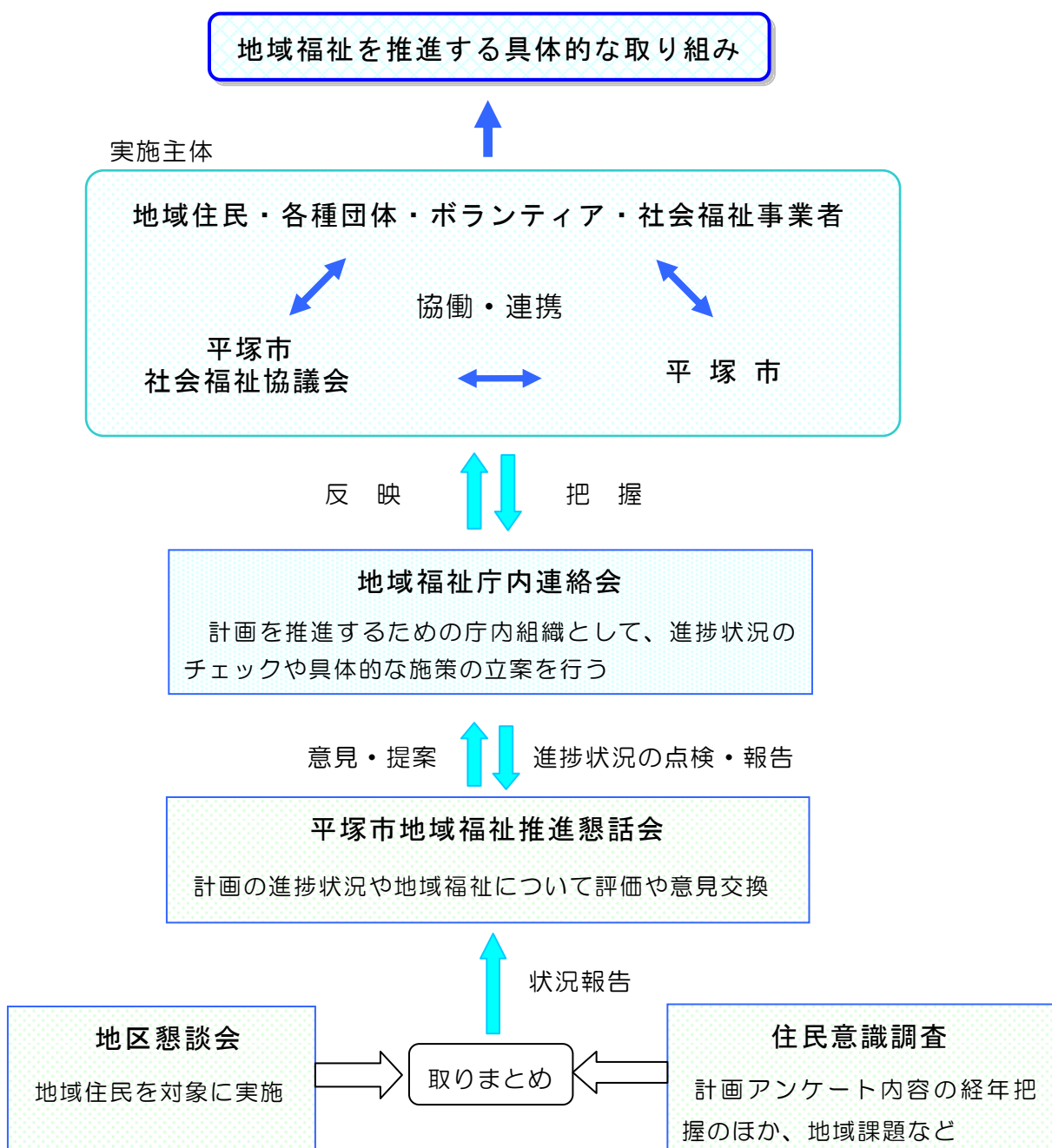
平塚市の役割

平塚市は地域住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、地域住民、各種団体、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、社会福祉協議会等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、次のとおり、進捗状況を把握するための関係各課による庁内連絡体制と、外部の委員で構成する平塚市地域福祉推進懇話会において、進捗状況の調査と評価を行っていきます。

[計画の進行管理・推進体制イメージ]



1 平塚市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者 1人
- (2) 平塚市自治会連絡協議会の代表者 1人
- (3) 地区社会福祉協議会の代表者 1人
- (4) 市の区域内の社会福祉施設の代表者 3人以内
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（同法別表第1号に掲げる保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている法人であって、市の区域内に主たる事務所を置くものに限る。）の代表者 2人
- (6) 平塚ボランティア連絡会の代表者 1人
- (7) 福祉関係団体の代表者 5人
- (8) 学識経験者 1人
- (9) 神奈川県平塚保健福祉事務所の職員 1人
- (10) 平塚市地域包括支援センターの職員 1人
- (11) 公募に応じた市民 3人

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議の終了の日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 平塚市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 平塚市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、平塚市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動計画の見直しに関すること。
- (2) その他活動計画の見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 平塚市民生委員児童委員協議会の推薦する者 1人
- (2) 平塚市自治会連絡協議会の推薦する者 1人
- (3) 地区社会福祉協議会の推薦する者 1人
- (4) 平塚市の区域内の福祉施設の職員 3人以内
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この条において「法」という。）別表第1号に規定する保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている同法第2条第1項に規定する特定非営利活動法人（市内に主たる事務所を置く法人に限る。）に属する者 2人
- (6) 平塚ボランティア連絡会の推薦する者 1人
- (7) 福祉関係団体等の推薦する者 5人
- (8) 学識経験を有する者 1人
- (9) 平塚保健福祉事務所の職員 1人
- (10) 平塚市高齢者よろず相談センター（平塚市地域包括支援センター）の職員 1人
- (11) 公募委員 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、平塚市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

2 第3次平塚市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱（平成20年4月1日一部改正）は廃止する。

3 平塚市地域福祉計画策定委員・平塚市地域福祉活動計画策定委員名簿（敬称略）

◎：委員長 ○：副委員長

	推薦団体等	所 属	氏 名
1	民生委員児童委員	平塚市民生委員児童委員協議会	山本 尊史 ◎
2	平塚市自治会連絡協議会	平塚市自治会連絡協議会	稲毛 文雄
3	地区社会福祉協議会	社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会 地区社協部会	持田 修 ○
4	市内福祉施設	平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会	出縄 守英
5		平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会	石井 浩
6		平塚市社会福祉協議会 福祉施設部会	野呂瀬 智子
7	市内特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 ヒューマンライツライフピリーフ	丸山 明子
8		特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ かめさん	佐藤 光弘
9	平塚ボランティア連絡会	平塚ボランティア連絡会	池田 泰俊
10	市内福祉関連団体	平塚市障がい者団体連合会	鳥丸 よし
11		平塚市老人クラブ連合会	月本 孝光
12		平塚地区保護司会	柳川 義信
13		町内福祉村連絡会	渡邊 孝
14		おもちゃの広場（子育て関連団体）	堀口 美佐子
15	学識経験者	公益財団法人 さわやか福祉財団	木原 勇
16	神奈川県平塚保健福祉事務所	神奈川県平塚保健福祉事務所	佐藤 いずみ
17	平塚市高齢者よろず相談センター	平塚市高齢者よろず相談センターあさひ	小島 宏美
18	公募委員	公募	東川 悦子
19		公募	白川 法子
20		公募	小宮 勉

4 策定の経過

日程	項目	内容
平成24年		
8月10日～ 9月10日	地域福祉に関する市民意識調査	○満20歳以上の市民2,000人を無作為抽出し調査 ○回答数827 回答率41.4%
12月20日	第1回庁内作業部会	○原案作成に向けた検討
12月21日	第2回保健福祉総合推進委員会	○第2期進捗状況の説明と改訂に向けた考え方について
平成25年		
2月25日	第2回庁内作業部会	○原案の作成
3月～4月	地域福祉に関する調査	○地域福祉関連団体に対し、地域福祉に関する意見聴取 ○回答数176 回答率69.0%
3月25日	第3回保健福祉総合推進委員会	○第3期原案について
3月27日	第3回庁内作業部会	○原案の作成
6月4日	第4回庁内作業部会	○原案の作成
7月4日	第1回策定委員会	○原案の説明 ○意見交換
7月25日	第5回庁内作業部会	○原案の修正
8月6日	第2回策定委員会	○町内福祉村事業について ○修正原案の検討
9月2日	第3回策定委員会	○素案の検討
10月23日	パブリックコメント実施	○10月23日(水)～11月22日(金) 意見17件(個人5人)
12月17日	第4回策定委員会	○策定案を検討・決定

5 地域福祉に関する市民意識調査

調査の概要

1 調査目的

この調査は、地域福祉計画改訂のための基礎資料として、平塚市における地域福祉活動の実態や意識を調査し、把握することを目的とする。

2 調査方法・回答状況

- ① 調査対象 満20歳以上の平塚市民
- ② 対象者数 2,000
- ③ 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ④ 調査方法 郵送方式（料金受取人払いの封筒を同封）
- ⑤ 調査期間 平成24年8月10日～平成24年9月10日
- ⑥ 回収率 827
- ⑦ 回収率 41.40%

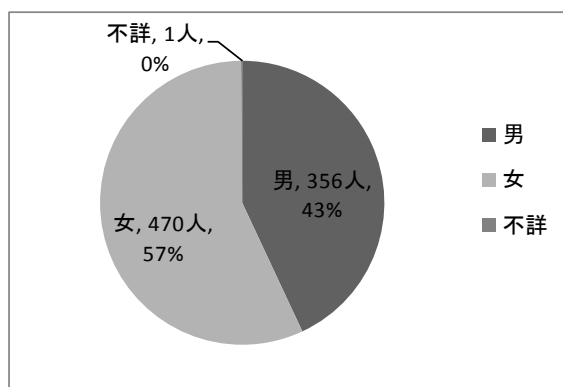
3 結果について

- ① 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数（N）として、小数第2位を四捨五入したため、回答比率の合計が100%にならない場合がある。
- ② 複数回答形式の設問については、回答比率の合計は通常100%を超える。

あなた自身について(回答者の属性)

問1-1 性別

男	356人	43.0%
女	470人	56.8%
不詳	1人	0.1%
計	827	

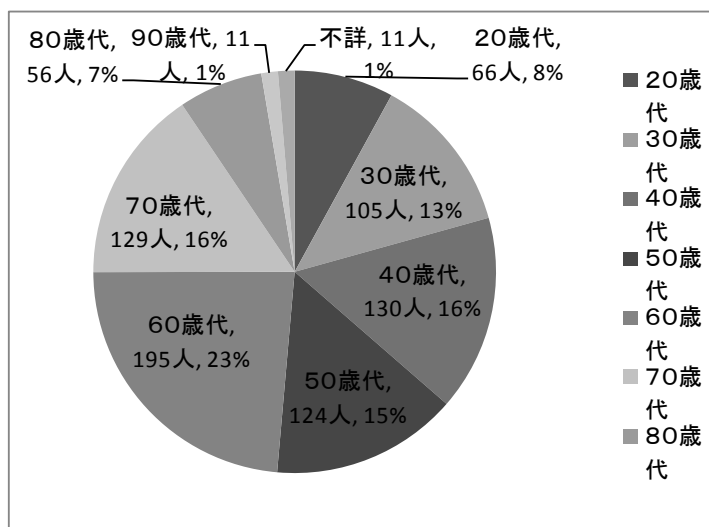


【問1-1 結果の要約】

性別では、女性の方が多く、全体の56.8%となっている。

問1-2 年齢

20歳代	66人	8.0%
30歳代	105人	12.7%
40歳代	130人	15.7%
50歳代	124人	15.0%
60歳代	195人	23.6%
70歳代	129人	15.6%
80歳代	56人	6.8%
90歳代	11人	1.3%
不詳	11人	1.3%
計	827人	

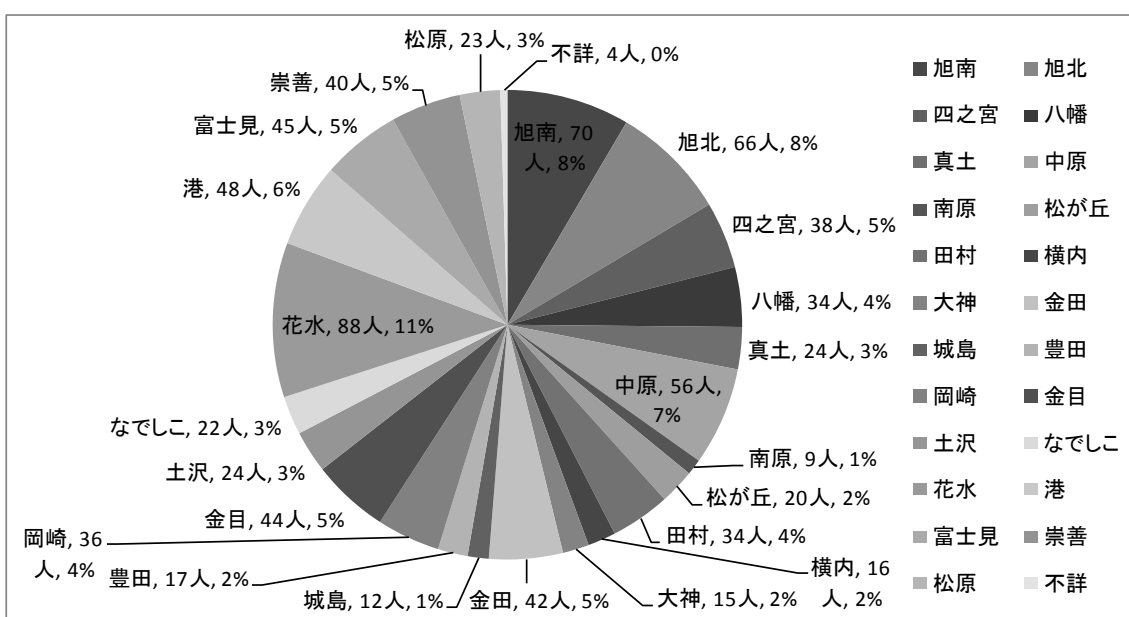


【問1-2 結果の要約】

年齢は60歳代の23.6%が最も多く、次いで40歳代、70歳代、50歳代がほぼ同じ割合で続いている。

問2 居住地区

旭南	70人	8.5%	城島	12人	1.5%
旭北	66人	8.0%	豊田	17人	2.1%
四之宮	38人	4.6%	岡崎	36人	4.4%
八幡	34人	4.1%	金目	44人	5.3%
真土	24人	2.9%	土沢	24人	2.9%
中原	56人	6.8%	なでしこ	22人	2.7%
南原	9人	1.1%	花水	88人	10.6%
松が丘	20人	2.4%	港	48人	5.8%
田村	34人	4.1%	富士見	45人	5.4%
横内	16人	1.9%	崇善	40人	4.8%
大神	15人	1.8%	松原	23人	2.8%
金田	42人	5.1%	不詳	4人	0.5%
			計	827人	

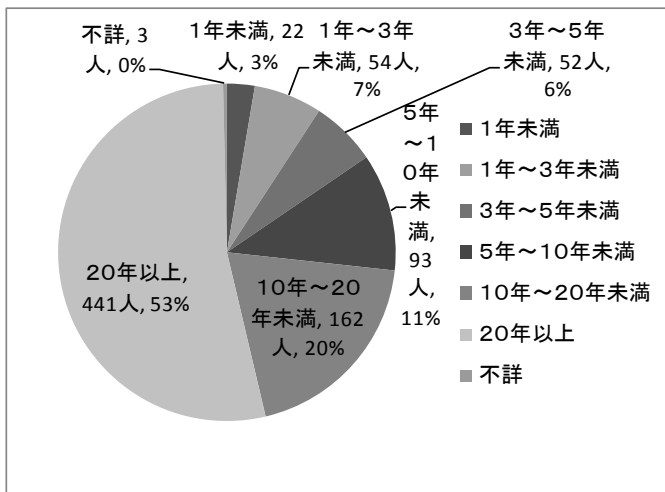


【問2 結果の要約】

居住地区は花水地区が10.6%と最も多く、次いで旭南地区の8.5%、旭北地区の8.0%となっている。

問3 居住年数

1年未満	22人	2.7%
1年～3年未満	54人	6.5%
3年～5年未満	52人	6.3%
5年～10年未満	93人	11.2%
10年～20年未満	162人	19.6%
20年以上	441人	53.3%
不詳	3人	0.4%
計	827人	

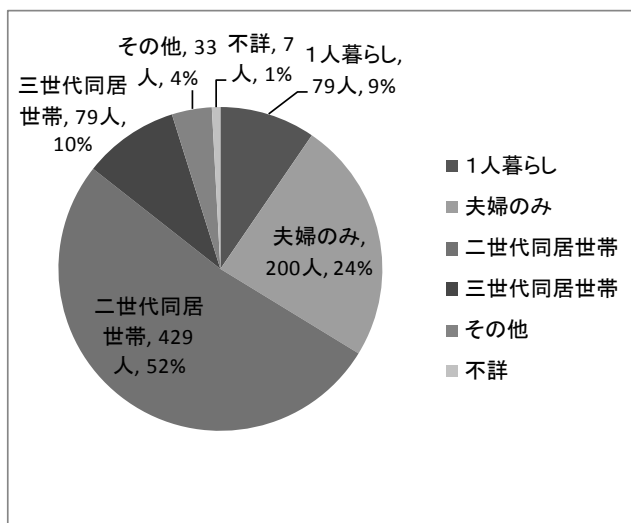


【問3 結果の要約】

居住年数では、20年以上が全体の53.3%と約半数を占めて最も多く、次いで「10年から20年未満」の19.6%となっている。

問4 家族構成

1人暮らし	79人	9.6%
夫婦のみ	200人	24.2%
二世帯同居世帯	429人	51.9%
三世帯同居世帯	79人	9.6%
その他	33人	4.0%
不詳	7人	0.8%
計	827人	



【問4 結果の要約】

家族構成では、二世帯同居の51.9%が最も多く、「夫婦のみ」の24.2%が続いている。

(参考)

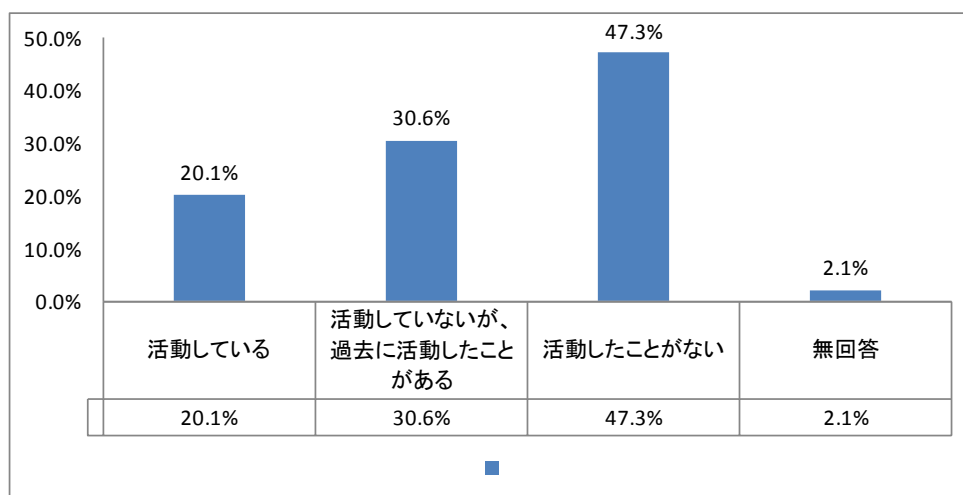
「一人暮らし」の男女比は、男性41.7%(33人)、女性58.2%(46人)

「一人暮らし」の65歳以上の割合は46.8%(37人)

地域生活についておたずねします

問5 あなたは、現在、自治会などの地域組織の活動をしていますか

活動している	20.1%
活動していないが、過去に活動したことがある	30.6%
活動したことがない	47.3%
無回答	2.1%



【問5 結果の要約】

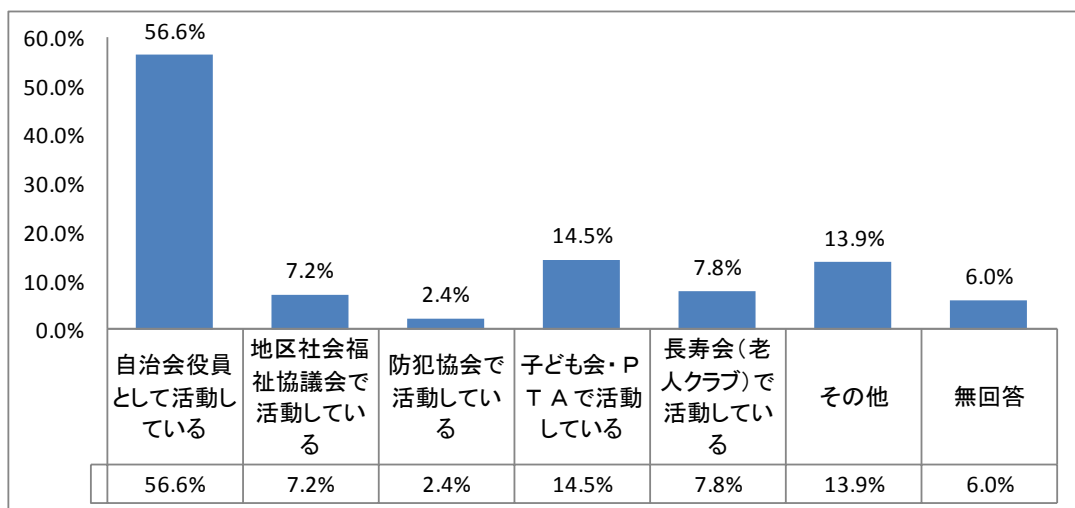
自治会などにおいて、「活動している」「活動していないが、過去に活動したことがある」を合わせると50.7%と全体のおよそ半数となり、「活動したことがない」と拮抗している。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査では、「活動している」21.5%、「活動していないが、過去に活動したことがある」31.8%、「活動したことがない」45.5%で今回の調査と大きな差はない。

問5(1) あなたはどのような活動をしていますか【複数回答】

自治会役員として活動している	56.6%
地区社会福祉協議会で活動している	7.2%
防犯協会で活動している	2.4%
子ども会・PTAで活動している	14.5%
長寿会(老人クラブ)で活動している	7.8%
その他	13.9%
無回答	6.0%



【問5(1) 結果の要約】

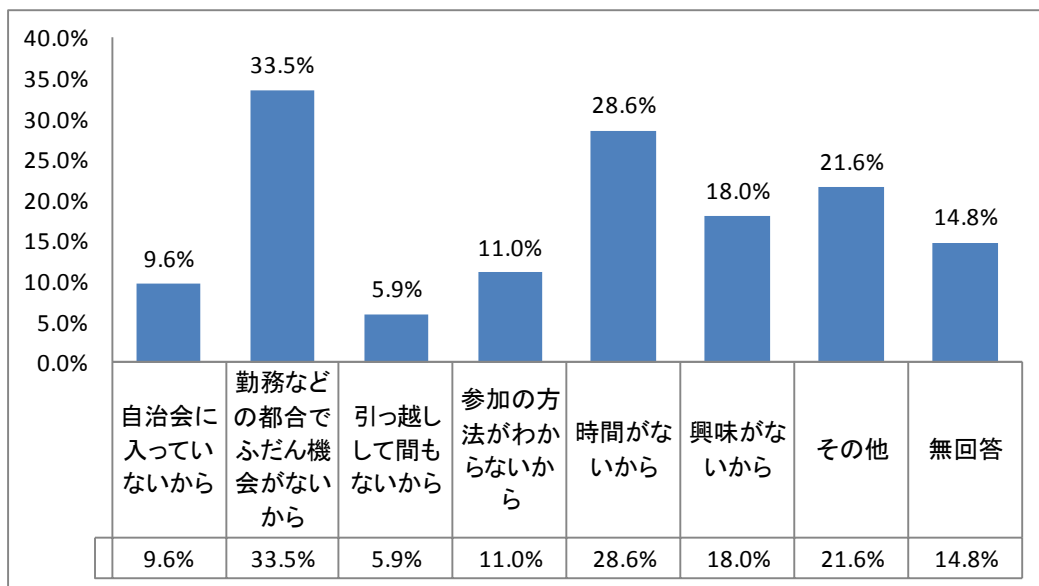
「自治会役員」が最も多く、56.6%と半数以上を占め、次いで「子ども会・PTA」の14.5%、「長寿会」の7.8%となっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「自治会活動」が44.3%で最も多く、ついで「子ども会・PTA」の17.5%となっている。

問5(2) あなたが、現在、活動していない理由は何ですか(複数回答)

自治会に入っていないから	9.6%
勤務などの都合でふだん機会がないから	33.5%
引っ越しして間もないから	5.9%
参加の方法がわからないから	11.0%
時間がないから	28.6%
興味がないから	18.0%
その他	21.6%
無回答	14.8%



【問5(2) 結果の要約】

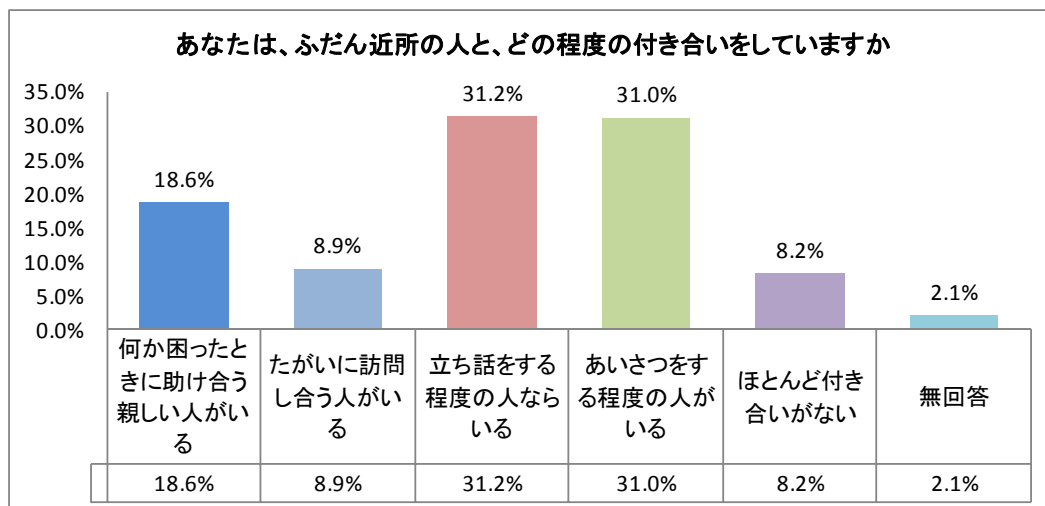
「勤務などの都合でふだん機会がないから」が33.5%と最も多く、「時間がないから」が28.6%と続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「勤務などの都合でふだん機会がないから」が31.5%で最も多く、次いで「時間がないから」25.4%となっている。

問6 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか

何か困ったときに助け合う親しい人がいる	18.6%
たがいに訪問し合う人がいる	8.9%
立ち話をする程度の人ならいる	31.2%
あいさつをする程度の人がある	31.0%
ほとんど付き合いがない	8.2%
無回答	2.1%



【問6 結果の要約】

「立ち話をする程度の人ならいる」が31.2%で最も多く、次いで「挨拶をする程度の人がある」が31.0%、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が18.6%と続いている。

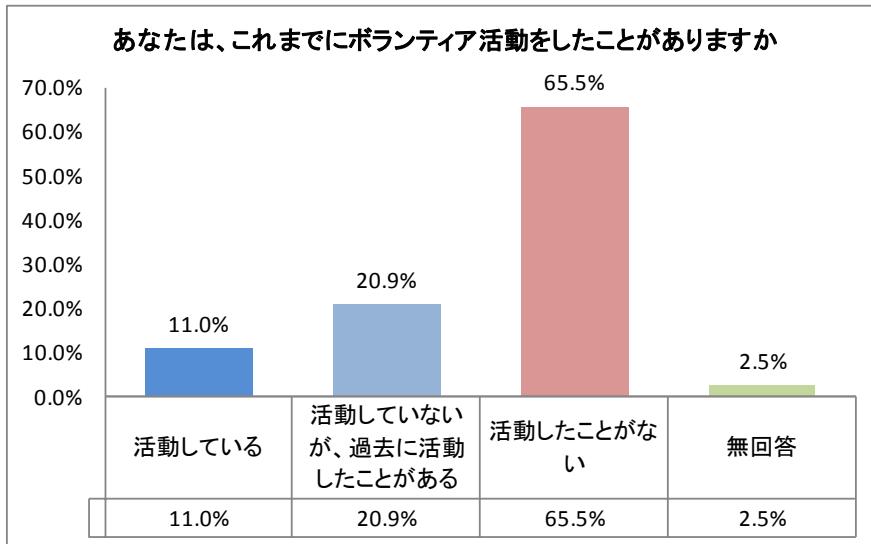
【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「立ち話する程度の人ならいる」31.9%が最も多く、次いで「あいさつをする程度の人ならいる」26.7%と続いている。

ボランティア活動などについておたずねします

問7 あなたは、これまでにボランティア活動をしたことがありますか

活動している	11.0%
活動していないが、過去に活動したことがある	20.9%
活動したことがない	65.5%
無回答	2.5%



【問7 結果の要約】

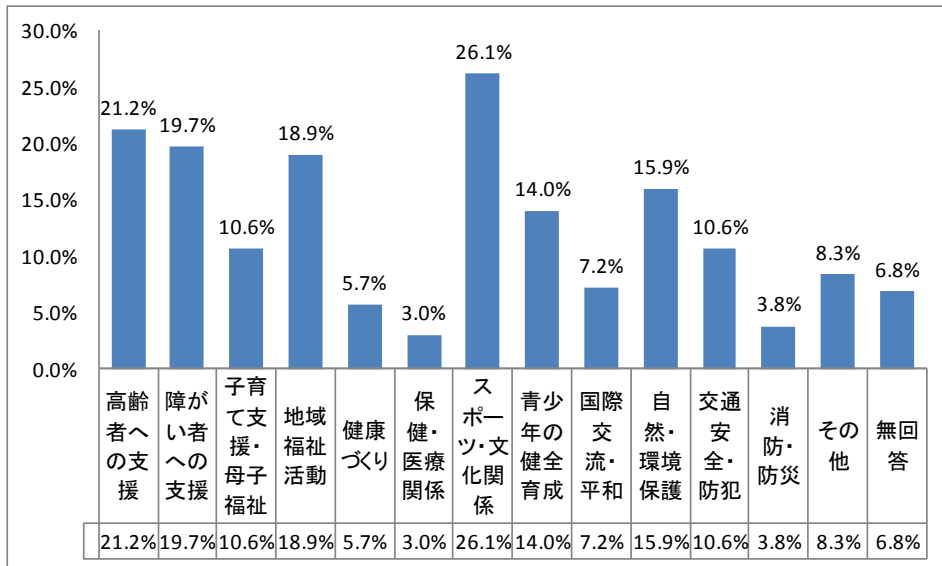
「活動したことがない」が65.5%と半数以上を占め、「活動している」と「活動していないが、過去に活動したことがある」を合わせると31.9%となっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「活動したことがない」68.7%が最も多いが、「活動している」と「活動していないが、過去に活動したことがある」を合わせると29.1%で、今回若干の増加がみられる。

問7(1)あなたが活動している(活動した)ボランティア活動はどのような内容ですか【複数回答】

高齢者への支援	21.2%
障がい者への支援	19.7%
子育て支援・母子福祉	10.6%
地域福祉活動	18.9%
健康づくり	5.7%
保健・医療関係	3.0%
スポーツ・文化関係	26.1%
青少年の健全育成	14.0%
国際交流・平和	7.2%
自然・環境保護	15.9%
交通安全・防犯	10.6%
消防・防災	3.8%
その他	8.3%
無回答	6.8%



【問7(1) 結果の要約】

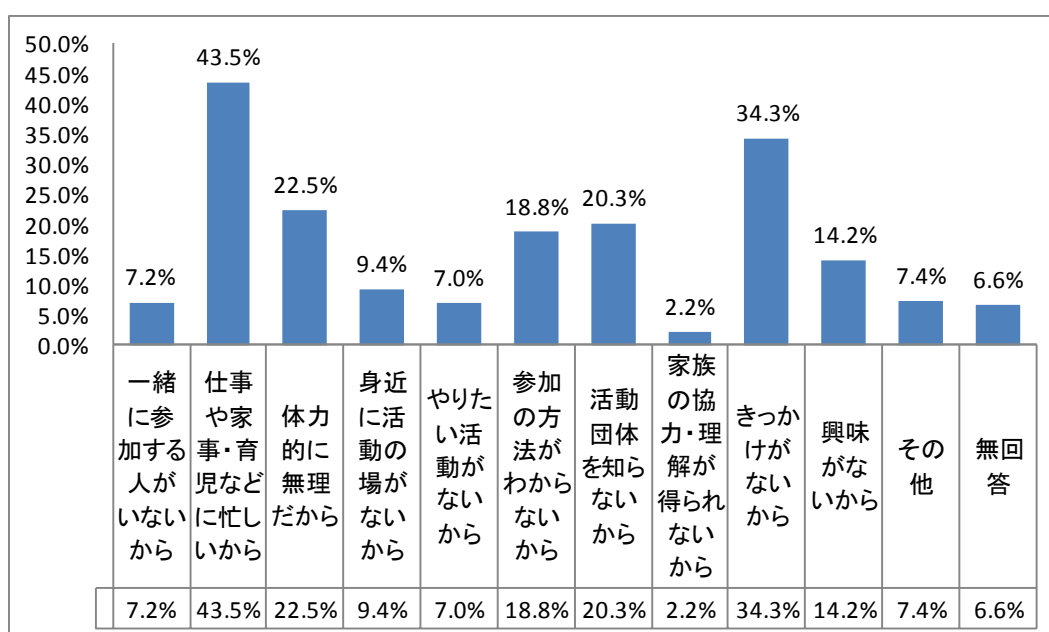
「スポーツ・文化」が26.1%と最も多く、次いで「高齢者への支援」の21.2%、「障がい者への支援」の19.7%が続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「スポーツ・文化」が25.4%と最も多い。「地域福祉活動」が22.4%であり、今回調査では若干減少している。

問7(2) ボランティア活動をしたことがない理由は何ですか(複数回答)

一緒に参加する人がいないから	7.2%
仕事や家事・育児などに忙しいから	43.5%
体力的に無理だから	22.5%
身近に活動の場がないから	9.4%
やりたい活動がないから	7.0%
参加の方法がわからないから	18.8%
活動団体を知らないから	20.3%
家族の協力・理解が得られないから	2.2%
きっかけがないから	34.3%
興味がないから	14.2%
その他	7.4%
無回答	6.6%



【問7(2) 結果の要約】

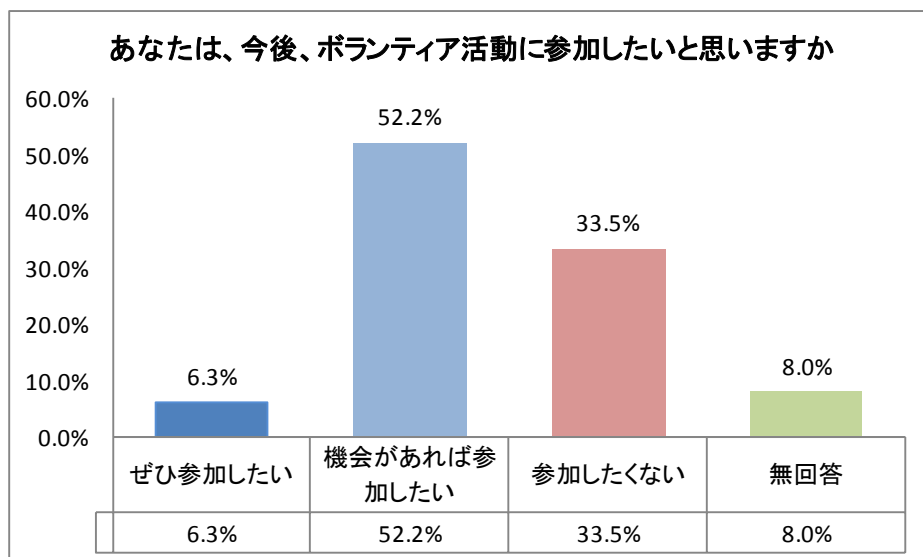
「仕事や家事・育児などに忙しいから」が43.5%と最も多く、「きっかけがないから」が34.3%が続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「仕事や家事・育児などに忙しいから」が42.2%と最も多く、次いで「きっかけがないから」が41.7%が続いている。

問8 あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか

ぜひ参加したい	6.3%
機会があれば参加したい	52.2%
参加したくない	33.5%
無回答	8.0%



【問8 結果の要約】

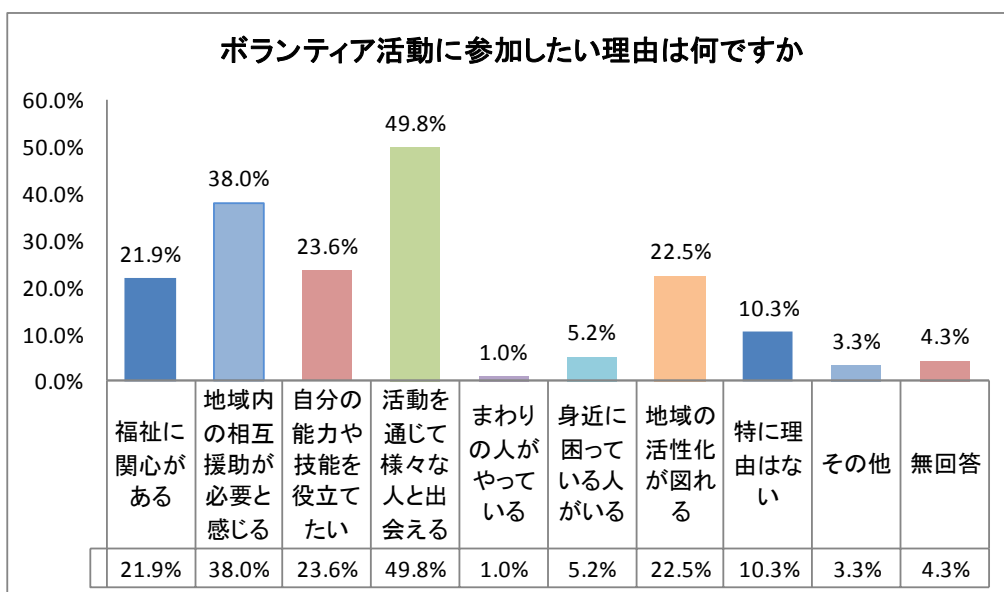
「機会があれば参加したい」と「ぜひ参加したい」を合わせると58.5%と半数以上が回答する一方、「参加したくない」が33.5%となっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「機会があれば参加したい」と「ぜひ参加したい」を合わせると61.5%であり、今回調査でも同様の水準となっている。

問8(1) ボランティア活動に参加したい理由は何ですか(複数回答)

福祉に関心がある	21.9%
地域内の相互援助が必要と感じる	38.0%
自分の能力や技能を役立てたい	23.6%
活動を通じて様々な人と出会える	49.8%
まわりの人がやっている	1.0%
身近に困っている人がいる	5.2%
地域の活性化が図れる	22.5%
特に理由はない	10.3%
その他	3.3%
無回答	4.3%



【問8(1) 結果の要約】

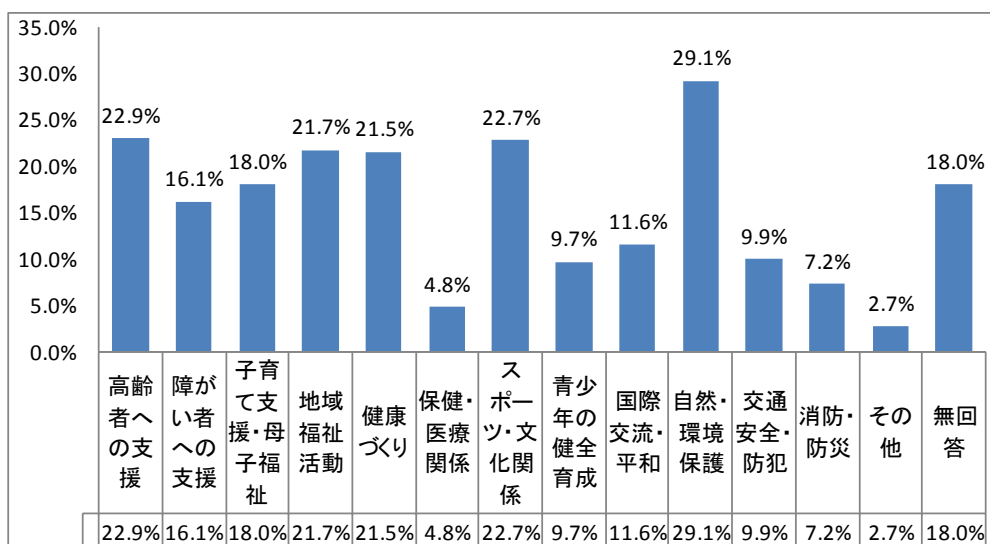
「活動を通じて様々な人と出会える」が49.8%と最も多く、次いで「地域内の相互の援助が必要と感じる」が38.0%で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「活動を通じて様々な人と出会える」が49.6%と最も多く、「地域内の相互の援助が必要と感じる」が37.3%で続いている。

問8(2)あなたが、今後、参加したいボランティア活動はどのような内容ですか(複数回答)

高齢者への支援	22.9%
障がい者への支援	16.1%
子育て支援・母子福祉	18.0%
地域福祉活動	21.7%
健康づくり	21.5%
保健・医療関係	4.8%
スポーツ・文化関係	22.7%
青少年の健全育成	9.7%
国際交流・平和	11.6%
自然・環境保護	29.1%
交通安全・防犯	9.9%
消防・防災	7.2%
その他	2.7%
無回答	18.0%



【問8(2) 結果の要約】

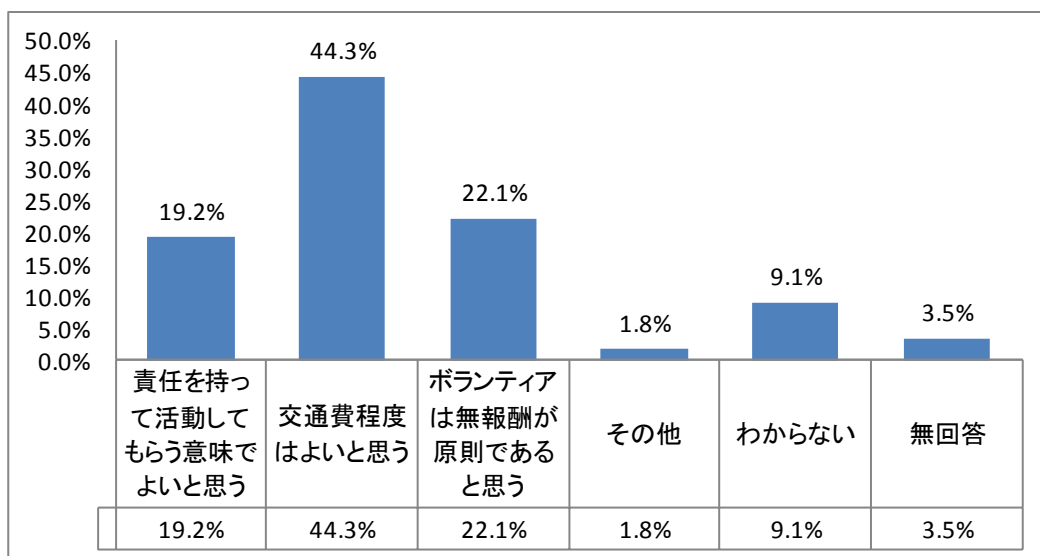
「自然・環境保護」が29.1%と最も多く、次いで「高齢者への支援」、「スポーツ・文化関係」、「地域福祉活動」などがほぼ同じ割合で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「自然・環境保護」が40.6%と最も多い。それに続くのは「高齢者への支援」、「知育福祉活動」などであり、今回調査でも同様の傾向となった。

**問9 ボランティア活動の対価として報酬を支給することについて、
あなたはどのようにお考えですか**

責任を持って活動してもらい意味でよいと思う	19.2%
交通費程度はよいと思う	44.3%
ボランティアは無報酬が原則であると思う	22.1%
その他	1.8%
わからない	9.1%
無回答	3.5%



【問9 結果の要約】

「交通費程度はよいと思う」が44.3%と最も多く、次いで、「ボランティアは無報酬であることが原則であると思う」が22.1%で続いている。

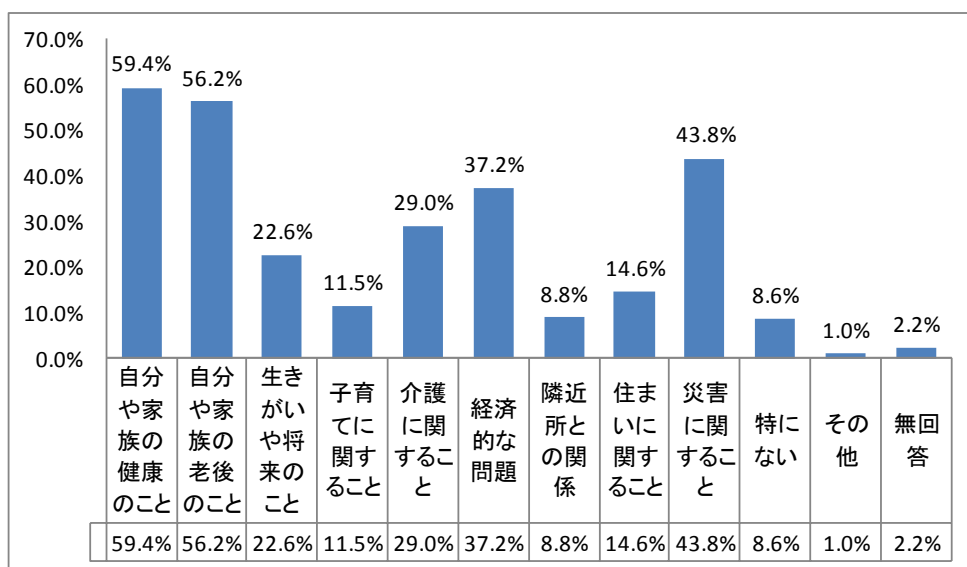
【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「交通費程度はよいと思う」が40.1%と最も多く、以下も同様の傾向である。

日常生活における悩みなどについておたずねします

問10 あなたは、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じますか。(複数回答)

自分や家族の健康のこと	59.4%
自分や家族の老後のこと	56.2%
生きがいや将来のこと	22.6%
子育てに関すること	11.5%
介護に関すること	29.0%
経済的な問題	37.2%
隣近所との関係	8.8%
住まいに関すること	14.6%
災害に関すること	43.8%
特にない	8.6%
その他	1.0%
無回答	2.2%



【問10 結果の要約】

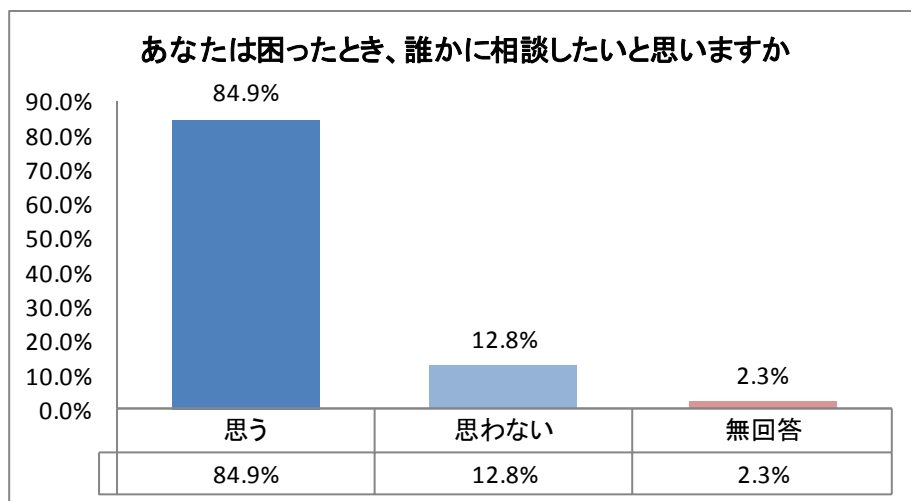
「自分や家族の健康のこと」が59.4%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」の56.2%、「災害に関すること」の43.8%が続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が高水準であり、同様の傾向があるほか、「災害に関すること」の割合が前回28.2%より大幅に増加している。

問11 あなたは、困ったとき、誰かに相談したいと思いますか

思う	84.9%	702
思わない	12.8%	106
無回答	2.3%	19
		827



【問11 結果の要約】

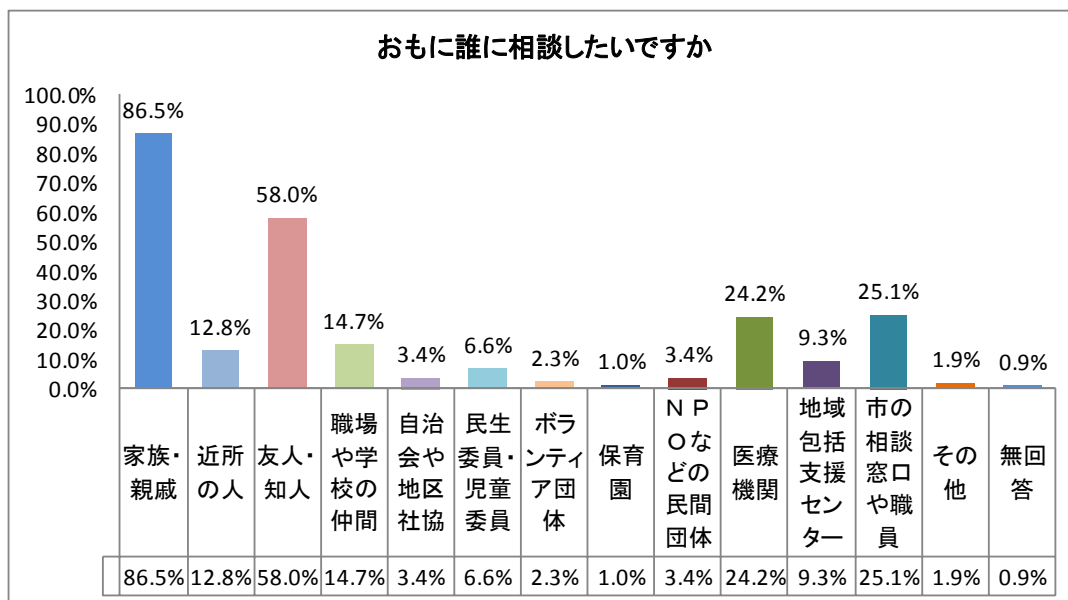
「思う」が84.9%と最も多かった。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「思う」87.0%が最も多く、今回同様高い数値である。

問11(1) おもに誰に相談したいですか(複数回答)

家族・親戚	86.5%
近所の人	12.8%
友人・知人	58.0%
職場や学校の仲間	14.7%
自治会や地区社協	3.4%
民生委員・児童委員	6.6%
ボランティア団体	2.3%
保育園	1.0%
NPOなどの民間団体	3.4%
医療機関	24.2%
地域包括支援センター	9.3%
市の相談窓口や職員	25.1%
その他	1.9%
無回答	0.9%



【問11(1) 結果の要約】

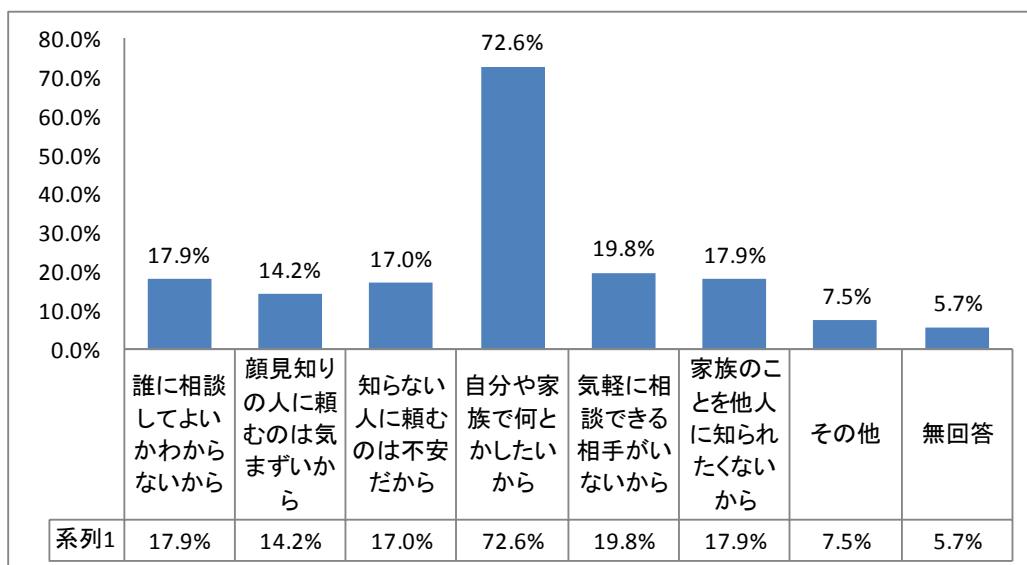
「家族・親戚」が86.5%と最も多く、次いで「友人・知人」の58.0%が続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

19年度調査でも「家族・親戚」が88.0%と圧倒的に多い。そのほかも同様の傾向である。

問11(2) 誰かに相談したいと思わないのはどうしてですか(複数回答)

誰に相談してよいかわからないから	17.9%
顔見知りの人に頼むのは気まずいから	14.2%
知らない人に頼むのは不安だから	17.0%
自分や家族で何とかしたいから	72.6%
気軽に相談できる相手がないから	19.8%
家族のことを他人に知られたくないから	17.9%
その他	7.5%
無回答	5.7%



【問11(2) 結果の要約】

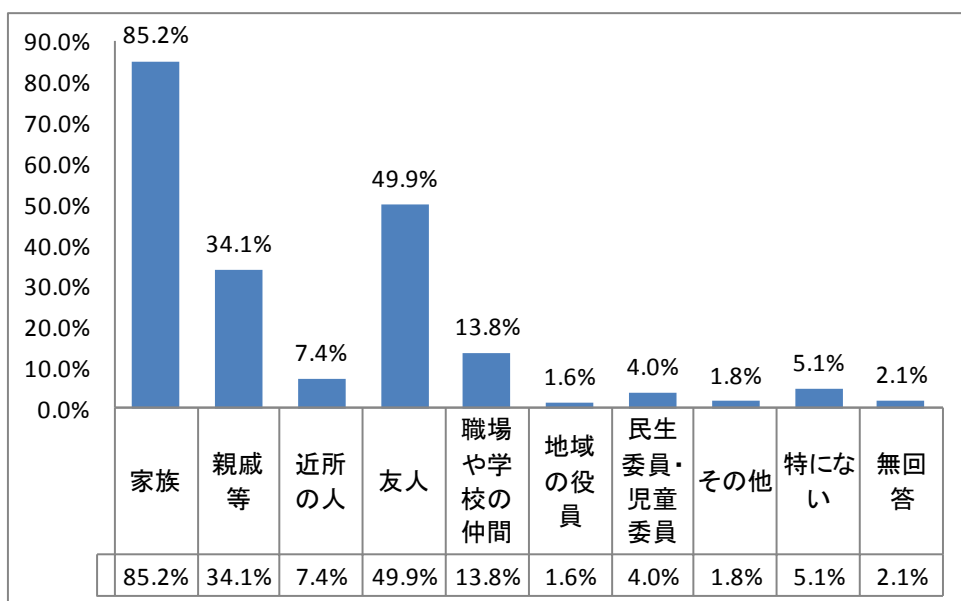
「自分や家族で何とかしたいから」が72.6%と最も多く、次いで「気軽に相談できる相手がないから」が19.8%で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「自分や家族で何とかしたいから」が65.2%と最も多い。今回調査ではさらに高率となっている。

問12 あなたは、現在、個人的に相談できる人がいますか(複数回答)

家族	85.2%
親戚等	34.1%
近所の人	7.4%
友人	49.9%
職場や学校の仲間	13.8%
地域の役員	1.6%
民生委員・児童委員	4.0%
その他	1.8%
特にない	5.1%
無回答	2.1%



【問12 結果の要約】

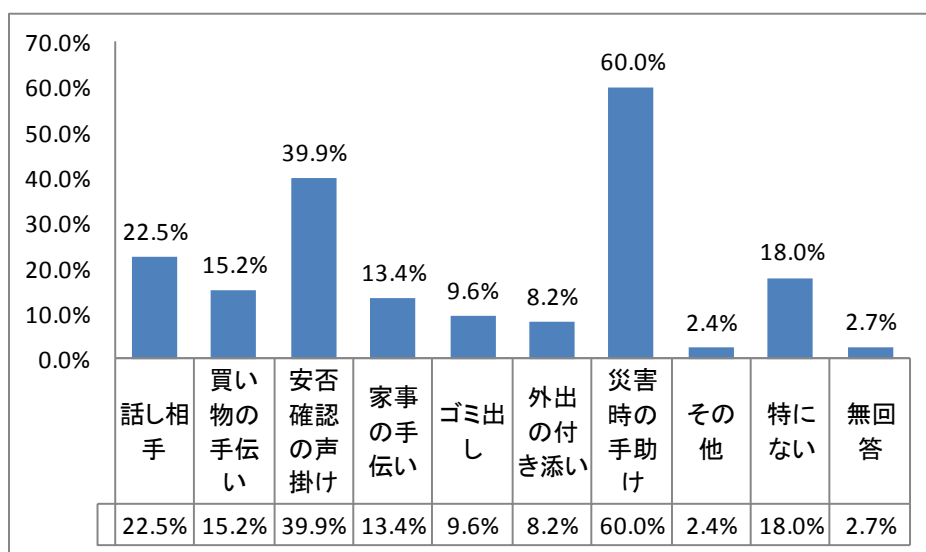
「家族」が85.2%で最も多く、次いで「友人」が49.9%で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「家族」が84.6%と最も多い。今回調査では「近所の人」が若干減少したほか、「民生委員・児童委員」は前回2.2%から増加している。

問13 あなたや家族が困ったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか(複数回答)

話し相手	22.5%
買い物の手伝い	15.2%
安否確認の声掛け	39.9%
家事の手伝い	13.4%
ゴミ出し	9.6%
外出の付き添い	8.2%
災害時の手助け	60.0%
その他	2.4%
特にない	18.0%
無回答	2.7%



【問13 結果の要約】

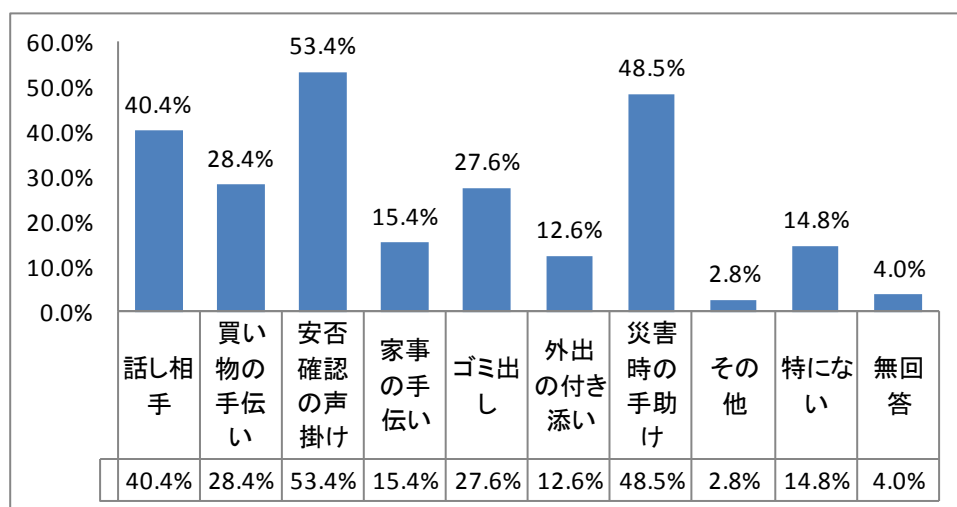
「災害時の手助け」が60.0%と最も多く、次いで「安否確認の声掛け」が39.9%で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても、「災害時の手助け」が61.1%と最も多い。そのほか同傾向である。

問14 あなたは、地域の中でどのような手助けができますか(複数回答)

話し相手	40.4%
買い物の手伝い	28.4%
安否確認の声掛け	53.4%
家事の手伝い	15.4%
ゴミ出し	27.6%
外出の付き添い	12.6%
災害時の手助け	48.5%
その他	2.8%
特にない	14.8%
無回答	4.0%

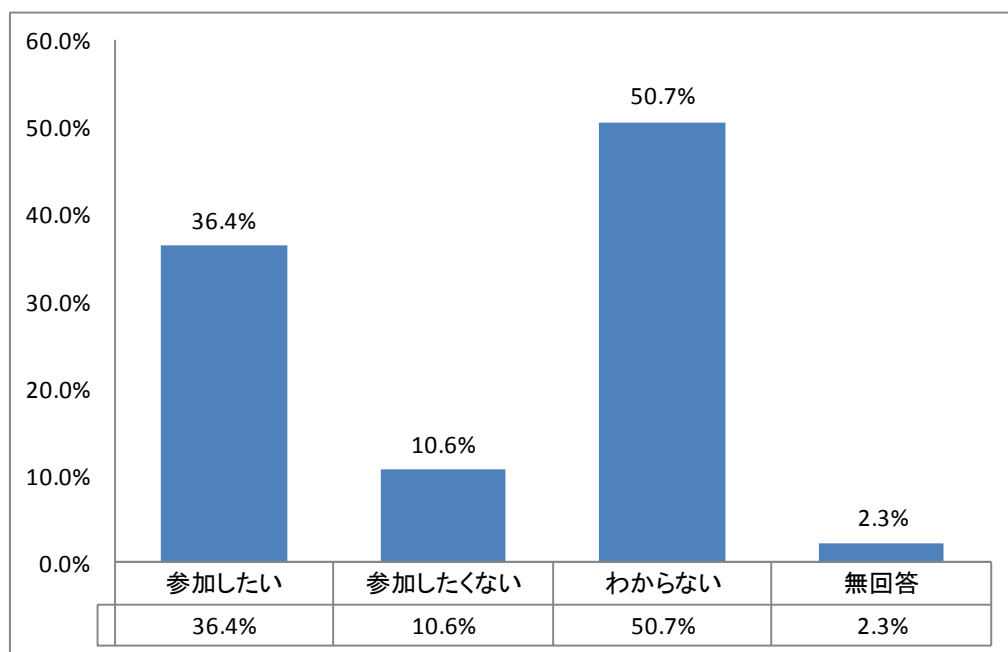


【問14 結果の要約】
 「安否確認の声掛け」が53.4%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が48.5%で続いている。

【平成19年度市民意識調査との比較】
 平成19年度調査では、「災害時の手助け」が52.3%と最も多い。次いで「安否確認の声掛け」の49.0%となっている。

問15 あなたは、地域における助け合い活動に参加したいと思いますか

参加したい	36.4%
参加したくない	10.6%
わからない	50.7%
無回答	2.3%



【問15 結果の要約】

「参加したい」が36.4%となっている。

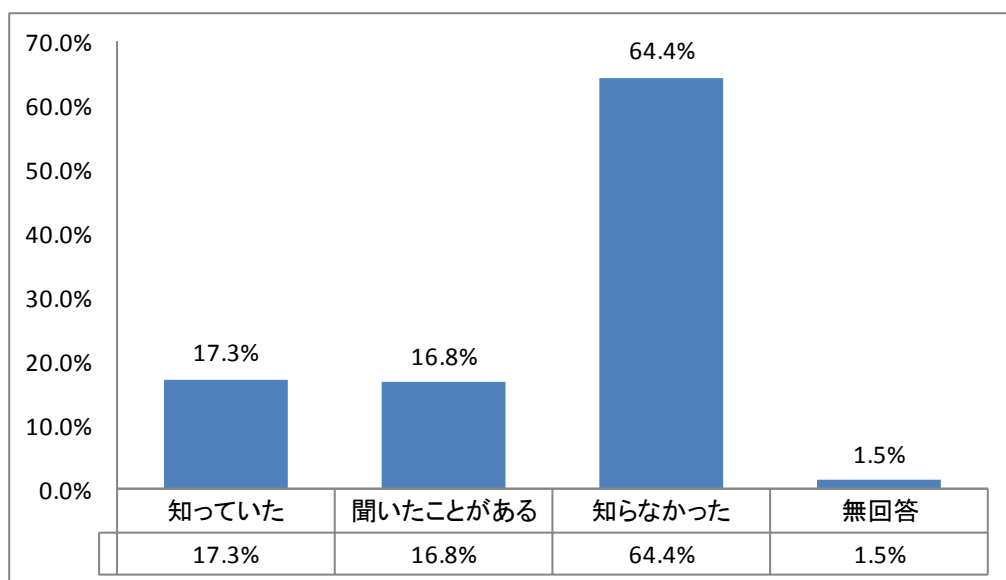
【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査においても「参加したい」は36.0%であり、その他についてもほぼ同水準の結果となった。

町内福祉村事業についておたずねします

問16 あなたは、町内福祉村を知っていますか

知っていた	17.3%
聞いたことがある	16.8%
知らなかった	64.4%
無回答	1.5%



【問16 結果の要約】

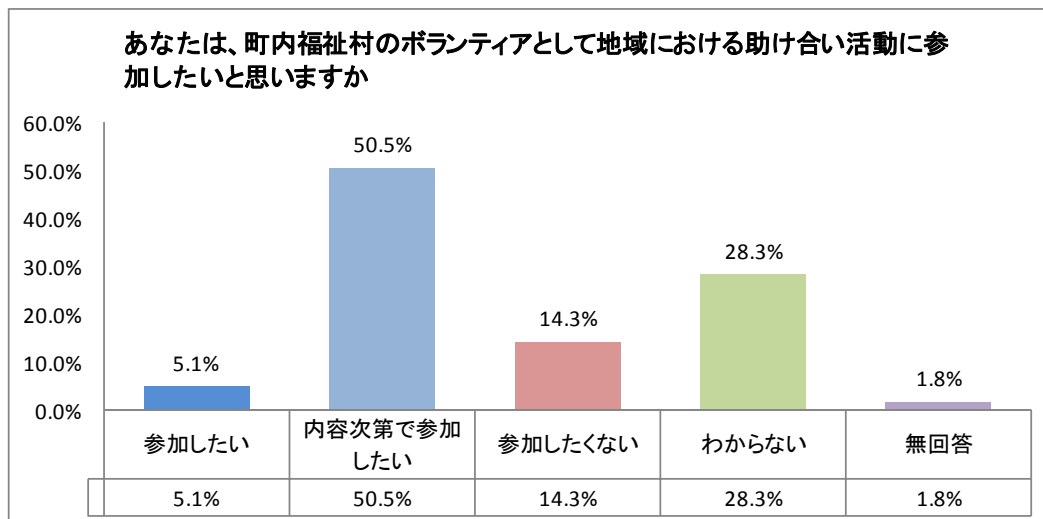
「知らなかった」が64.4%で最も多く、「知っていた」と「聞いたことがある」を合わせると、34.1%となっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】

平成19年度調査では、「知っていた」と「聞いたことがある」を合わせると24.6%であり、今回増加がみられた。「知らなかった」についても前回73.6%から減少がみられ、認知度は上昇している。

問17 あなたは、町内福祉村のボランティアとして地域における助け合いに参加したいと思いますか。

参加したい	5.1%
内容次第で参加したい	50.5%
参加したくない	14.3%
わからない	28.3%
無回答	1.8%

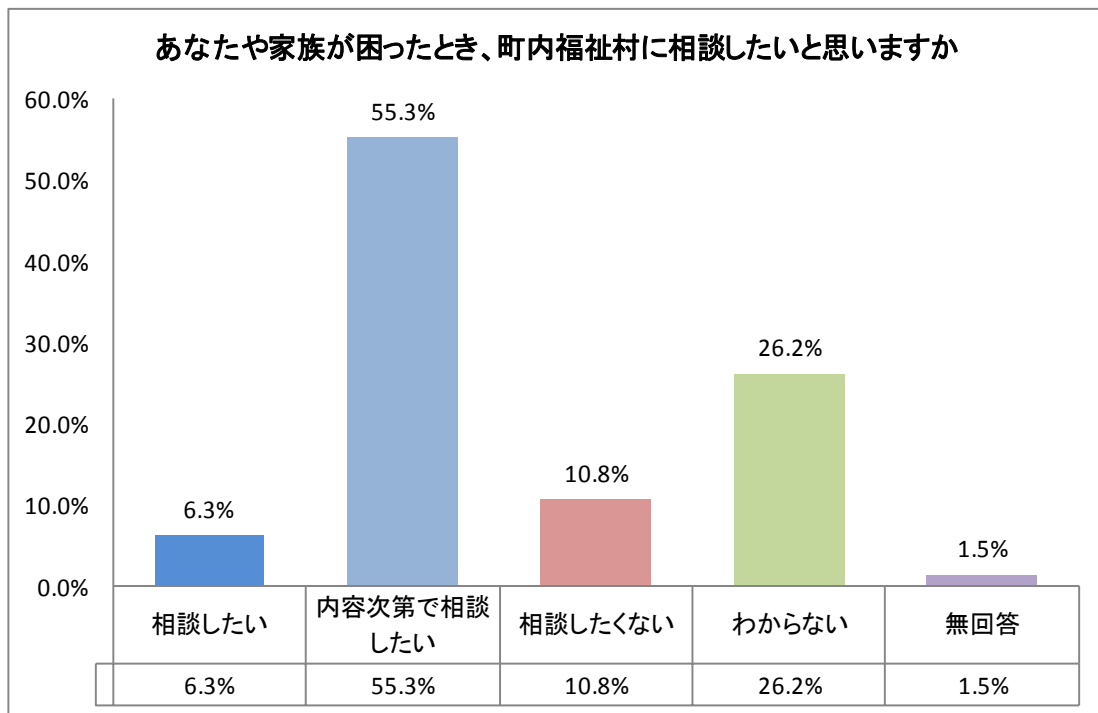


【問17 結果の要約】
 「内容次第で参加したい」と「参加したい」を合わせると55.6%で約半数となっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】
 平成19年度調査においても、「内容次第で参加したい」と「参加したい」を合わせると56.0%であり、参加意識は同水準であるといえる。

問18 あなたや家族が困ったとき、町内福祉村に相談したいと思えますか

相談したい	6.3%
内容次第で相談したい	55.3%
相談したくない	10.8%
わからない	26.2%
無回答	1.5%



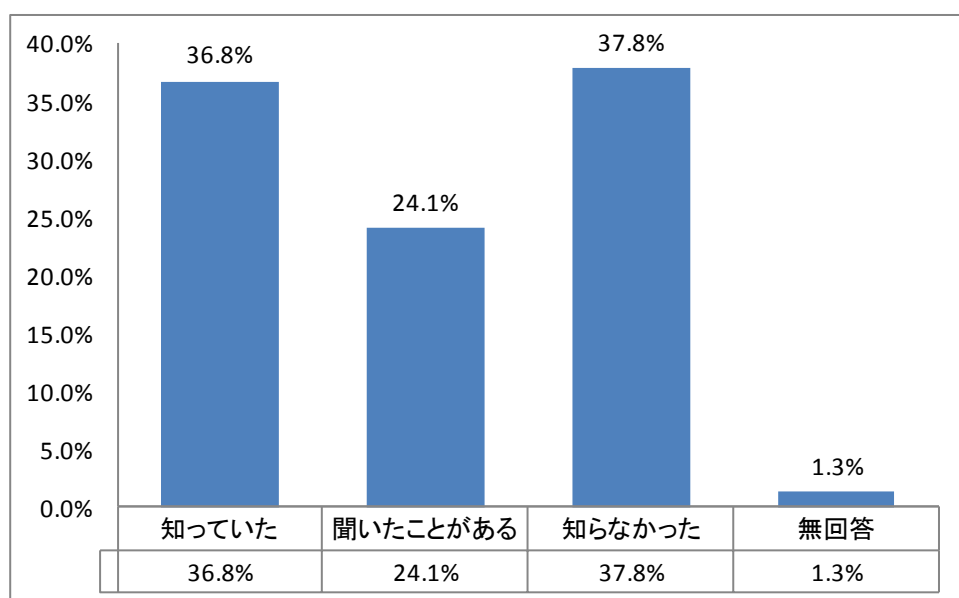
【問18 結果の要約】
 「内容次第で相談したい」と「相談したい」を合わせると61.6%をなっている。

【平成19年度市民意識調査との比較】
 平成19年度調査でも、「内容次第で相談したい」と「相談したい」を合わせると63.5%と半分以上を占める。「相談したくない」が前回6.9%から増加している。

成年後見制度についておたずねします

問19 あなたは、成年後見制度を知っていましたか

知っていた	36.8%	304
聞いたことがある	24.1%	199
知らなかった	37.8%	313
無回答	1.3%	11
		827

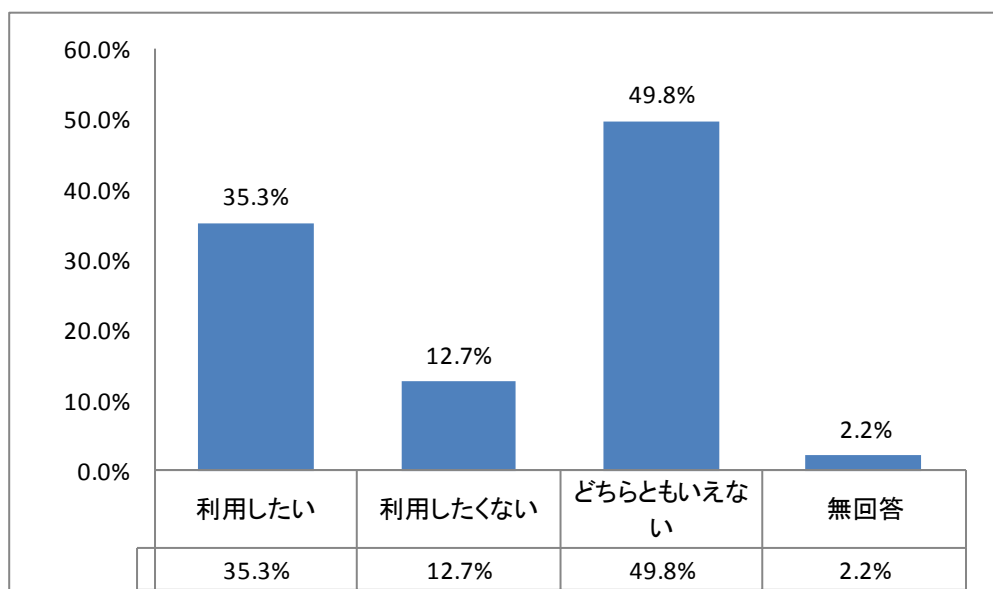


【問19 結果の要約】

「知っていた」と「聞いたことがある」を合わせると60.9%と半数を超えている。

問20 あなたや家族が、判断能力が不十分となったとき、成年後見制を利用したいと思いますか

利用したい	35.3%
利用したくない	12.7%
どちらともいえない	49.8%
無回答	2.2%

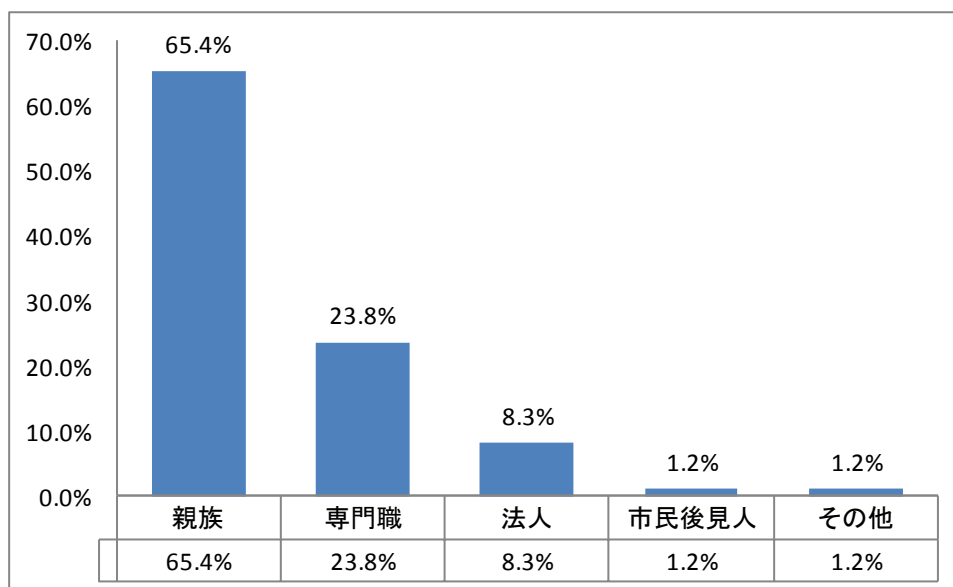


【問20 結果の要約】

「利用したい」が35.5%、「利用したくない」が12.7%となっている。

問21 あなたが、成年後見制度を利用するとき、どなたに後見人になって
もらいたいですか

親族	65.4%
専門職	23.8%
法人	8.3%
市民後見人	1.2%
その他	1.2%

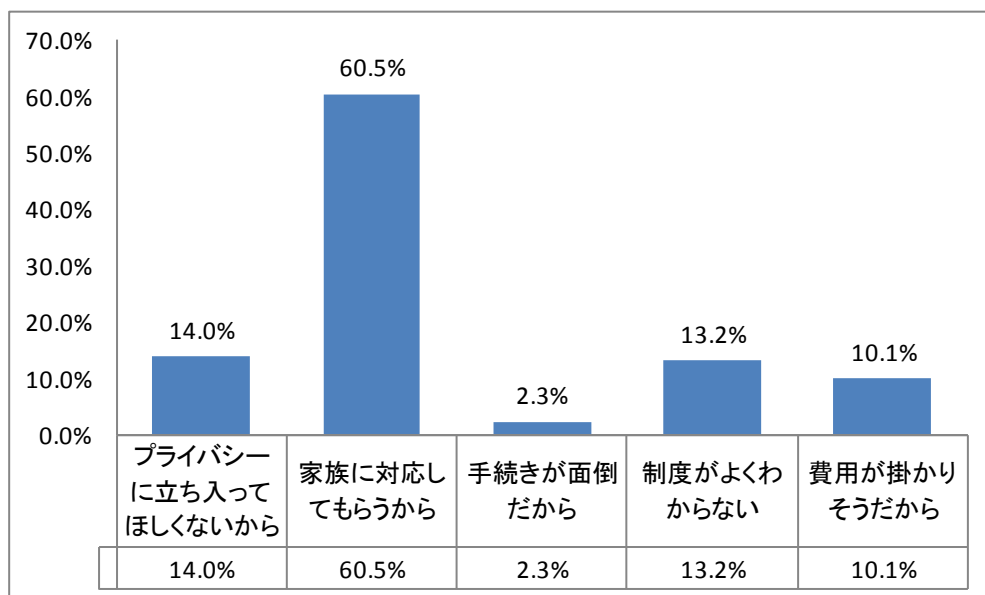


【問21 結果の要約】

「親族」が65.4%と最も多く、次いで「専門職」の23.8%が続いている。

問22 あなたが、成年後見制度を利用したくない理由は何ですか

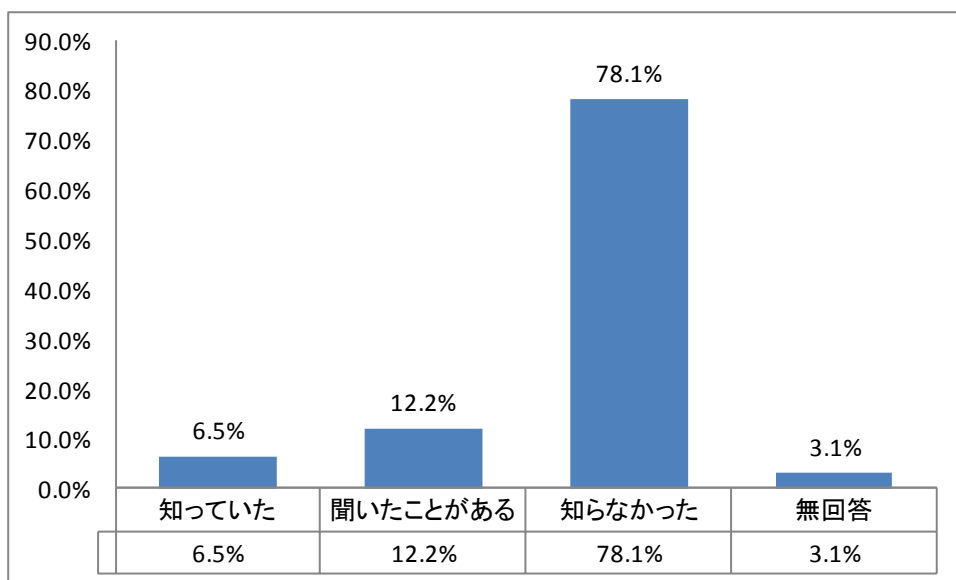
プライバシーに立ち入ってほしくないから	14.0%
家族に対応してもらってから	60.5%
手続きが面倒だから	2.3%
制度がよくわからない	13.2%
費用が掛かりそうだから	10.1%



【問22 結果の要約】
 「家族に対応してもらってから」が60.5%と最も多く、「プライバシーに立ち入ってほしくないから」の14.0%、「制度がよくわからないから」の13.2%が続いている。

問23 あなたは、地域福祉の担い手として期待されている市民後見人について知っていますか

知っていた	6.5%
聞いたことがある	12.2%
知らなかった	78.1%
無回答	3.1%

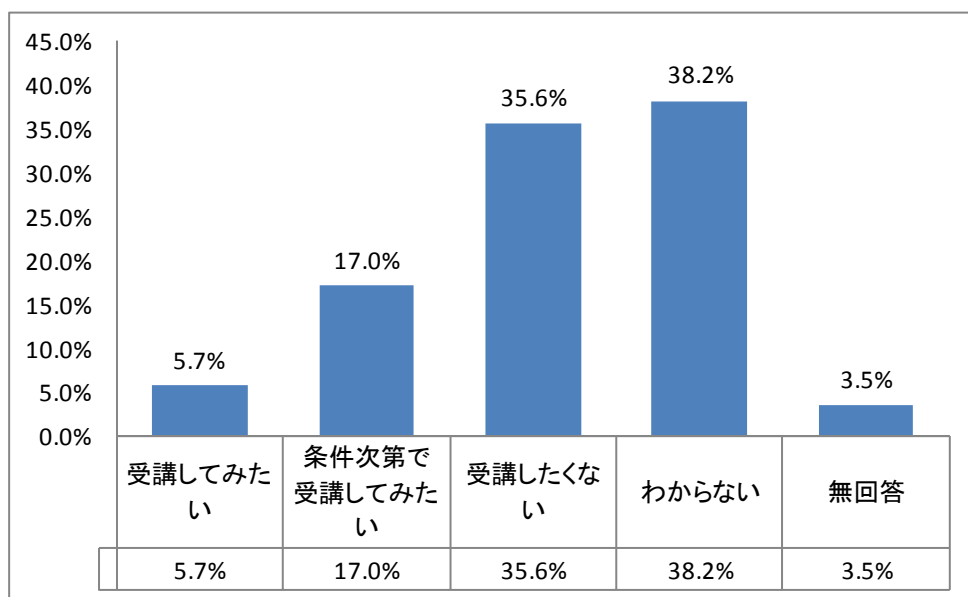


【問23 結果の要約】

「知らなかった」が78.1%と最も多く、「知っていた」と「聞いたことがある」を合わせると18.7%となっている。

問24 市民後見人として活動するためには一定の研修を受けることが、まず必要となりますが、あなたは受講したいですか

受講してみたい	5.7%
条件次第で受講してみたい	17.0%
受講したくない	35.6%
わからない	38.2%
無回答	3.5%



【問24 結果の要約】

「受講したくない」が35.6%と最も多く、「受講してみたい」と「条件次第で受講してみたい」を合わせると22.7%となっている。

6 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート結果

実施時期：平成25年3月～4月

調査先：地区民児協、地区社協、自治会連合会、老人クラブ、当事者団体、ボランティアグループ、子育てグループ、町内福祉村・合計255

回答数：176

問1 貴団体・グループの活動年数は、平成25年1月末日現在で何年になりますか。

回答数

5年未満	18	
15年未満	47	
25年未満	23	
25年以上	84	

問2 貴団体・グループのメンバーは、何人ですか。

回答数

10人未満	17	
10～20人未満	55	
20～30人未満	32	
30～50人未満	26	
50～100人未満	23	
100人以上	19	

補足説明

この問いの人数に関しては、自治会は執行部門だけか住民まで含めるのか、子育て支援サークルは親子両方を含めてよいのかなど、集計の考え方を統一できておらず、上記は記入された人数による。問3についても同様。

問3 貴団体・グループのメンバーについてお答えください。

(1) メンバーの年齢構成（割合）について

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
2.4%	1.0%	3.4%	6.4%	14.7%	39.0%	27.6%	5.6%

構成される世代数 回答数

2世代以下	27	
3世代	67	
4世代	53	
5世代以上	29	

(2) メンバーの性別（割合）について

男	女
---	---

30.5%	69.5%
-------	-------

問4 貴団体・グループが活動を行なっているエリアについて、当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。(答えが複数になる場合には、もっとも時間を割いている活動についてお答えください)

	回答数	
小学校区とほぼ同じエリア	74	
中学校区とほぼ同じエリア	30	
市全域エリア	33	
在宅での活動が中心	5	
活動エリアは定まっていない	15	

補足説明

この問に関しては、選択肢に当てはまらない公民館単位や1つの福祉施設内に限定した活動、また大磯町等の近隣を活動対象にしている団体があった。エリア設定しているものの個数を以下のとおり整理する。(下に行くほど細かい)

県内及び近隣市町	—
市全域	1
福社会館単位	4
包括支援センター単位	8
中学校区	15
民児協・地区社協単位	23
公民館単位(福祉村)	25
自治会連合会	27
小学校区	28
単位自治会(町内会)	233

問5 現在の貴団体・グループ内部の運営上の課題について、お答えください。
(メンバーなど活動者の課題・財源上の課題・その他の課題に分けて記述を依頼)

以下のとおり、回答結果のうちの主な意見に集約する。

ほとんどの団体で活動者の新規加入や育成(世代交代、活動の引継ぎ、任期による交代)の面を課題にあげた。

新規加入の課題としては、メンバーが高齢化及び減少する中で、若い世代が入らない、男性が入らないなどで今後の活動の継続に危機感を感じている団体が多い。また、活動はするが役員のなり手がいない。地域の中で特定の人が複数の役を受け持っている(かけ持ち)。事務局を担っている特定の人に負担が集中するなどが課題にあげられた。

会員募集を地区社協だより、公民館だよりで行なっているが、会員の増加に結びつかない現状がある。

財源については、余裕のない団体もあるが、ほとんどは収入に応じた事業を行なっている。活動が盛んになるにつれ、作成するもの等に費用がかかるようになっていく場合もあるが、

補助金、助成金の削減が主原因としてあり、結果として参加者負担や会費の増額で対処することになる。大型の備品の修繕や買い替えの資金には回らない。また、年間かなりの数を依頼しているボランティアには少しでも報いられないかなどの意見があった。

活動拠点の公民館が狭い、駐車場がないなどの場所の課題のほかにも、地域の人達の要望をしっかりと受け止められているかの検証ができていないといった意見があげられた。

補足説明

今回のアンケートだけでは、その団体等が常に会員募集をしているオープンな状態にあるのか、それとも既存の仲間内だけで活動を続けたいクローズな状態にあるのかは見て取れない。また既に25年以上継続している団体等については、創設メンバーが入れ替わっている可能性が大きい。

しかし、どの団体等においても、その活動を持続可能とすることに危機感を感じ、課題としている。アンケートの中には、活動理念や活動意義をメンバーや地域住民に共有するといった意見もあり、新規メンバーの定着、リーダーシップ、個々のメンバーのスキルアップ、活動の広報PRなど、団体として取り組む課題がある。

また、市や社協からの補助については、再構成・再配分の検討の余地がある。さらに、ボランティア活動については、福祉制度の充実がボランティア活動それ自体の縮小につながってしまうこともあり、時代に合わせて活動内容を変化させる柔軟性も必要と思われる。

問6 現在の貴団体・グループを取り巻く福祉的課題について、お答えください。

◎主に下記の課題があげられた。

- * 少子高齢化社会に対するもの
- * 生活困窮者、貧困の問題
- * 地域のつながりの問題

自治会加入者の減少や高齢者のみ世帯などで組長ができないこと。会員数の減少による統廃合や連合会からの脱退があること。災害時の対応をどうするのか。回覧板の回らないところへのケア。頼るべき方法のない人への支えあいのシステムづくり。

- * 個人情報保護の関係によるもの

敬老会、給食会の呼びかけが難しくなっている。地域横断的に情報をやりとりする場合には壁となっている。

- * 相談窓口がわからない
- * 活動する側の問題

ボランティアで対応できる範囲の限界、有償化の検討。実施事業の進歩的工夫がない(マンネリ)。もっと受ける側の意見を聞いたほうがいい。

- * 利用する時の移動の問題

巡回バスや駐車場、自分で公民館まで来られないなどの問題がある。市民病院等へ行けない。買い物が不自由になっている。

- * 障がい児の親無き後の安心な生活の保証

問7 今後5年程度の間に、新たに発生する可能性のあるもの、対応が必要そうである福祉的課題・福祉の領域・福祉用語などがあればお答えください。(※現在進行形でも構いません)

◎主に下記の課題があげられた。

* 補助金が削減されて活動に制限が入るのではないか。

* 要介護者の増大、介護サービスの充実

* 民生委員に関すること

民生委員の欠員補充、なり手の確保。民生委員の仕事量の増大、会長の負担増。民生委員の燃え尽き、メンタルヘルス対策。すべて包括で担当するか、民生委員の中から専門相談員(仮称福祉ソーシャルワーカー)などの設置。自らの経験で福祉・医療(医療支援制度)・金融・資産管理・保健指導等のできる福祉総合相談員が地域に必要。

* 地域と関わりがない、関わろうとしない人達の問題

* 障がい者に関すること

総合的な相談のできる「基幹相談支援センター」の設置。障がい者差別禁止条例。障がいのある子どもとその家族の余暇の過ごし方。発達障がい児への対応。親が精神障がいになった時、子どもを支える支援。自閉症やアスペルガー症候群など理解が難しい障害への対応。

* 生活困窮者、貧困問題に関すること

* 外国人に対する支援

外国人の高齢化、病気・就学就業のケア

* 老人クラブの活動の活性化、団塊世代の加入

* 災害対応に関すること

個人情報保護と災害時要援護者の把握。各団体の役割分担と行動マニュアルづくり

* 制度の谷間にある福祉課題や要援護者の対応

既存の窓口や制度で対応できないもの(例 ゴミ屋敷)。身寄りのない一人暮らし高齢者の入院に際して、病院の保証人等をどうするか。退院後の生活をどう支えるか。

* 住宅、団地の問題

高齢者が上層階に住んでいる。住み替えられないか。マンション内の様子がわからない。

* 無償ボランティアと有償ボランティアのすみ分け

* 学童保育の需要が更に高くなるのではないか。

* 幼保連携型認定こども園への移行。

問8 地域福祉計画・地域福祉活動計画の改定に提言したいことやご要望があればお書きください。

◎主に下記の課題があげられた。

○計画の考え方

* 地域の福祉の輪をいくえにも重ねられるような計画をのぞむ。民生委員、地区社協、福祉村、子育て支援活動、町内会活動など。特に福祉村については、活動のあり方をよく検討していけば、手助けしてほしいという地域の人々の声を集めることができるだろう。高齢

者から赤ちゃんまで住みやすい、あたたかい地域であってほしい。

- * 地域各団体の多忙さが増大している中で「バラバラ」に活動しているような実態を解決するため「福祉村」の創設に収斂したり、福祉村と社協を制度上、1つに出来ないか。
- * 地域福祉は、自治会・地区社協・民児協等が一体感の持てる（あなた任せにならないよう）体制で取り組むべきだと思う。
- * 福祉活動は対応すればきりが無いと思う。これらに関する冊子やパンフレット、PR等が多すぎて対応しきれない。ある程度の所で切らないときりが無いと思う。

○人材の育成、ボランティア活動者

- * 福祉と教育の連携がとれる活動計画を望む。福祉、教育の充実においては共に育ち学び合うことに重きを置き、間接的な教育の充実を考えるのではなく、個別の支援を充実させ、同じ環境にすることが当たり前になる社会を作る元に努力していく必要がある。
- * 若い人達の育成、自治会との協力を更に進める。
- * 社会の弱い立場の人々を地域みんなで支援していく、ボランティア活動に協力したいという意識をもっている人は多い。だからそういう人たちが自分でできること、わずかな事でよいので、気軽に参加できるようなシステムや環境を整える必要がある。
- * 民児協の活動は、年々そのボリュームが増大しています。会社勤めや仕事を持つての活動は、結局仲間へのしわ寄せとなっている。3年ごとに振り出しに戻らず、次の人を育てていくことが継続的発展へと繋がる。
- * 平塚市の市長顕彰制度のボランティア活動者の対象範囲は、障がい者への支援のみとなっている。平塚にボランティア活動が定着して50年余、その間様々なボランティア活動が行われている。今後も様々な場面にボランティア活動を広げていこうとするならば、全てのボランティア活動、行為を対象とすべきである。

○要援護者支援、介護他

- * ニート、引きこもり等と呼ばれる生きにくさを感じている青少年が集まれる場所、自由に過ごせるたまり場、居場所的な管理されずにいられる所があればと願う。
- * 高齢少子化を目前に控え社会の体制がそれらに追い付いていない。その事で行政と地域包括支援センター、地域活動団体などの連携をもっと密にそして活動を深めたい。
- * 子ども、高齢者、障がい者など地区に住む要支援者、要支援の可能性の生じる状況も含めこれらの人々が普段の生活でどんな困難を感じているか、地域で何が出来るか等を協議する場づくり。
- * 家族の介護のために、活動したり外出することが制限され、本人も家に閉じこもらなければならない状態は好ましくないとされます。充実したお金がかからない地域福祉の体制はむずかしいでしょうか。
- * 高齢者にあっては、健康な人、病弱な人、社交的な人、内向的な人の中で行動等に大きな相違があります。均等な対応策や施策はムダも生ずるし、難しい課題と思います。

○災害時の対策と個人情報保護の関係

- * 高齢者対策（独居老人）、災害時の災害弱者対策を強化する必要があるが、各地区の取り組み結果をみても、各団体に協力要請をするだけでは前に進まない事は明らかである。
- * 行政側の個人情報の過酷なまでの厳守は、情報ネットワークを作る上での大きな障害である。このハードルを少しでも下げる工夫、例えば、対象者個々人が了解・同意した内容は一定の条件下では必要とされるところに開示する。

7 各地域の地域福祉活動

(※平成 25 年 4 月 1 日現在、民生委員定数は平成 25 年 12 月 1 日)

(1) 富士見地区 (人口：16,001 人 高齢化率：25.8%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	七夕車いす介助、富士見地区夏祭り、福祉ふれあい大会、富士見小学校交流給食会、社協福祉バザー、交流ふれあいサロン、子育て支援、独居高齢者給食会、地域交流サロン等
町内福祉村	富士見地区町内福祉村「ぬくもりの家」 (毎週火・木・金・土曜日 10:00~15:00 開設) ○常設サロン (開設時間帯常時) ○ひよこ (子育てサロンなど 月 2 回) ○土曜カルチャー (毎週土曜日)
民生委員児童委員	定数 28 名 (うち主任児童委員 2 名)
ゆめクラブ	清掃活動、誕生会、ペタンク競技、シニアスクール、早朝ラジオ体操、富士見地区日帰りバス旅行、富士見地区福祉大会、富士見地区合同防災訓練、餅つき交流会、歌おう会、健康講話、映画会、交通教室、富士見地区ゲートボール大会、敬老会等
その他	富士見地区給食部、富士見地区婦人団体連絡会、美よし会、富士見地区社協機能訓練会 (つくし会)

(2) 崇善地区 (人口：15,892 人 高齢化率：22.2%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ふれあい交流サロン、高齢者慰問、ひとり暮らしお楽しみ昼食会、一声見守り運動、子ども大会、三世代かるた大会、ふれあい広場、児童と高齢者の集い、福祉バザー、子育て支援
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 24 名 (うち主任児童委員 2 名)
ゆめクラブ	清掃活動、健康体操、手芸教室、親睦会、新年会、フォークダンス、敬老会、忘年会、伝承あそび、親睦旅行、日帰りバス旅行、カラオケ愛好会、音楽教室、スポーツ大会、ユニカール大会、高齢者学級、懇親会、誕生会、歩こう会等
その他	崇善地区老人給食会、崇善地区一声ボランティア運動グループ

(3) 松原地区 (人口：8,480 人 高齢化率：18.6%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	高齢者とのお花見散策 (サロン事業)、寝たきり高齢者・介護者・認知症の方・介護者・障がい者・生計困難家庭・母子父子家庭への慰問、ひとり暮らし高齢者昼食会、ふれ愛敬老会、福祉ふれ愛まつり
町内福祉村	松原地区町内福祉村 (毎週月・火・木・金 12:30~16:30 開設) ○常設サロン (開設時間帯常時) ○いてふの会 (茶話会 第 1 月曜日・第 3 火曜日)

	〇すくすく（子育て支援 第1・3木曜日）
民生委員児童委員	定数 12名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、親睦のつどい、お花見、高齢者学級、健康まつり、新年のつどい、賀詞交換会、昔の遊び教室等
その他	

（4）港地区（人口：14,889人 高齢化率：25.1%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	高齢者お楽しみ昼食会、高齢者へ宅配弁当、港福祉まつり
町内福祉村	港地区町内福祉村 （毎週月・火・木・金曜日 13:00～17:00 開設） 〇ミニサロン（開設時間帯常時） 〇くつろぎサロン（毎週木曜日） 〇子育てサロン（第2水曜日・第4金曜日）
民生委員児童委員	定数 23名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ （港南地区と港北地区に分かれる）	清掃活動、日帰りバス旅行、グラウンドゴルフ大会、高齢者学級、敬老会、初詣、新年会、ふれあい活動、お楽しみ会、フォークダンス、誕生会、スポーツ大会、忘年会等
その他	港地区老人給食ボランティア

（5）花水地区（人口：21,215人 高齢化率：20.9%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	車椅子講習会、高齢者疑似体験、料理講習会、片帆会、身障のつどい、花水社協「福祉まつり」、ひとり暮らし高齢者への宅配給食、七国荘昼食会、町内福祉村との交流、子育て支援
町内福祉村	花水地区町内福祉村 （毎週月・火・木・金曜日 10:00～15:00 開設） 〇常設サロン（開設時間帯常時） 〇ミニデイサロン（第3月曜日） 〇男のサロン（第4土曜日）
民生委員児童委員	定数 26名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	誕生会、清掃活動、書道サークル、囲碁サークル、日帰り旅行、お楽しみ会、敬老会、お花見、カラオケサークル、初詣、健康体操、もちつき大会、親睦会、賀詞交換会、高齢者学級等
その他	花水ボランティアグループ、花水地区給食ボランティア

（6）なでしこ地区（人口：5,125人 高齢化率：26.1%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	なでしこサロン、ひとり暮らし高齢者お楽しみ会、水無月の集い、ふれあい相談、であい・ふれあい西海岸、富士白苑ボランティア、ふれあい広場
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 15名（うち主任児童委員2名）

ゆめクラブ	(花水地区に所属)
その他	なでしこボランティア

(7) 八幡地区 (人口：8,817人 高齢化率：21.8%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ひとり暮らし高齢者食事会、ふれあい敬老会、ふれあいクリスマス食事会、八幡小学校ふれあいフェスティバル、子育て支援
町内福祉村	八幡地区町内福祉村「サロンやわた」 (毎週月～金曜 10:00～16:00 開設)
町内福祉村	○常設サロン (開設時間帯常時) ○健康相談 (第2火曜日) ○子育て相談 (第4・5火曜日)
民生委員児童委員	定数 12名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	清掃活動、老人ホーム訪問、敬老会、カラオケ大会、新年会、高齢者学級、健康事業等
その他	八幡地区独居老人給食会せせらぎ、ボランティアグループわかば

(8) 真土地区 (人口：9,121人 高齢化率：19.3%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ふれあい農園、ふれあいサロン、真土福祉塾、高齢者の集い、子育て支援
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 12名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	高齢者学級、日帰りバス旅行、ペタンク大会、歴史散策、忘年会、親睦会、講演会、小学生との交流等
その他	真土地区ボランティア

(9) 四之宮地区 (人口：11,720人 高齢化率：19.7%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	お楽しみ食事会、高齢者独身者の集い、弁当配達、お楽しみ会 ふれあいサロン、平塚ふじみ園との交流・サロン、しんど老健「七夕祭り見学応援車いす介助」、大野小学校生徒との交流会 (昔あそび)、さくら幼稚園児との交流会、子育て支援
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 18名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	清掃活動、親睦会、祝賀会、幼稚園児とのふれあい、新年会、スポーツ大会、賀詞交換会、日帰りバス旅行等
その他	四之宮地区ボランティアグループ、四之宮地区老人給食奉仕会

(10) 中原地区 (人口：16,641人 高齢化率：23.5%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ボランティア懇談会、敬老のつどい、ふれあい給食会、福祉ふれあいまつり、ひまわりサロン、子育て支援

町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 20名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、高齢者学級、敬老会、親睦バス旅行、誕生会、異世代交流もちつき会、新年会、グラウンドゴルフ大会、カラオケ大会、フォークダンス教室、囲碁教室等
その他	ひまわりサロン、キャッチグループ

（11）南原地区（人口：5,188人 高齢化率：20.0%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	ふれあい給食会、高齢者いきいき活動、地区慶老会、社明運動、長寿祝い、子育て支援
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 11名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	平塚市老人クラブ連合会未加入
その他	南原地区有志グループ（いこいの里）、サポートあすなろ

（12）松が丘地区（人口：6,051人 高齢化率：24.0%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	ひとり暮らし高齢者食事会、ひとり暮らし高齢者と保育園児の交流会、敬老祝い品、福祉施設訪問、地区ふれあい福祉相談
町内福祉村	松が丘地区町内福祉村「みんなの広場」 （毎週月・火・水・金曜日 10:00～15:00 開設） ○健康広場（第2・3・4月曜日） ○ミニデイあいあい（毎週火曜日） ○子育て広場（毎週水曜日）
民生委員児童委員	定数 14名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	（中原地区に所属）
その他	

（13）豊田地区（人口：5,474人 高齢化率：23.6%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	みんなのサロン、ひとり暮らし高齢者昼食会、敬老祝賀会、ひとり暮らし高齢者訪問、福祉ふれあい広場
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 9名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、親睦旅行、三世代グラウンドゴルフ、盆踊り大会、高齢者事故防止教室、地区レク、小学生との交流、昔遊び指導等
その他	回転木馬の会、寸劇いまいち一座

（14）田村地区（人口：10,901人 高齢化率：24.1%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	ふれあいサロン、ふれあい会食会、調理研修会、敬老の集い、中学生との対話集会、子育て支援

町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 18名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、芸能部会活動、カラオケ大会、地区レク、けやき公園祭、風の子交流会、誕生会、敬老会、忘年会、新年会等（神田地区に所属）
その他	田村地区ふれあい福祉部会、軽度家事支援部会、子育て支援部会

（15）大神地区（人口：5,562人 高齢化率：21.4%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	ふれあいサロン、神田中学校の朝の声掛け運動、ほほ笑み昼食会、ふれあい広場・盆踊り大会、寝たきり高齢者見舞い品、身障者見舞い品、高齢者給食会、子育て支援
町内福祉村	大神地区町内福祉村「大神よりきの郷」 （毎週月～金曜日 10:00～15:00 開設） ○ほっとサロン（茶話会 毎週火・水曜日） ○ミニサロン（第1木曜日） ○ほっと子育て（毎週火・金曜日）
民生委員児童委員	定数 11名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	（神田地区に所属）
その他	大神地区社協ボランティア部

（16）横内地区（人口：9,186人 高齢化率：26.1%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	ひとり暮らし高齢者食事会、ふれあい相談事業、エコキャップ仕分納入、子育て支援
町内福祉村	未設置
民生委員児童委員	定数 18名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、昔遊び指導、フォークダンス、高齢者学級、敬老会、懇親会、
その他	横内地区ボランティア会

（17）城島地区（人口：4,219人 高齢化率：29.6%）

活動団体	主な活動（サロンなど）
地区社協	敬老祝賀会、ふれあい給食会、重度障がい・要介護者への敬老祝品、ふれあいサロン（地区ごとに福祉村と共催）、ふれあい餅つき大会
町内福祉村	城島地区町内福祉村「城島ふれあいの里」 （毎週月～金曜日 10:00～15:00 開設） ○常設サロン（開設時間帯常時） ○ダンベル体操（第1・3金曜日） ○出向サロン
民生委員児童委員	定数 10名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	平塚市老人クラブ連合会未加入
その他	城島ボランティア若葉、城所ボランティア、

	城島乳幼児支援ボランティア、つくしグループ
--	-----------------------

(18) 岡崎地区 (人口：9,672人 高齢化率：27.3%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ふれあい福祉まつり、ふれあい福祉相談、お楽しみ昼食会、お弁当・お菓子の宅配、ふれあい福祉のつどい、ふれあい健康増進「漫歩会」、子育て支援
町内福祉村	岡崎地区町内福祉村「おかざき鈴の里」 (毎週月～金曜日 10:00～15:00 開設) ○常設サロン (開設時間常時) ○キッズサロン (第2金曜日) ○学習支援ピノキオ (毎週土曜日)
民生委員児童委員	定数 15名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	岡老連スポーツ大会、岡崎いきいきプラチナ学級、友愛チーム慰問品配布、高齢者事故防止体験教室、岡老連教養講座、岡老連日帰り研修旅行、親睦会等
その他	岡崎地区ボランティアお針グループ

(19) 金田地区 (人口：10,717人 高齢化率：23.2%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	独居高齢者給食会、一人暮らし高齢者サロン茶話会、ふれあい福祉相談、敬老福祉まつり、子育て支援
町内福祉村	金田地区町内福祉村「いちごの会」 (毎週月～金曜日 10:00～15:00) ○ふれあいサロン (開設時間常時) ○出向きサロン (毎週金曜日 自治会館) ○ミニデイ (月1回)
民生委員児童委員	定数 15名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	清掃活動、グラウンドゴルフ活動、いきいき学級、バス旅行、親睦会、茶話会、金田パークゴルフ大会、忘年会、新年会、お花見、金田地区敬老福祉大会等
その他	金田地区ボランティアグループ、金田福祉サービスボランティア

(20) 土沢地区 (人口：6,987人 高齢化率：22.7%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	ひとり暮らし高齢者ふれあい給食、ふれあいまつり、敬老会、ふれあいサロン、子育て支援
町内福祉村	吉沢地区町内福祉村「ひだまりの里」 (毎週月・火・木・金曜日 10:00～15:00 開設) ○常設サロン (開設時間常時) ○ゆめ広場 (高齢者 第2・4月曜日) ○寺子屋 (学習支援 第2月曜日・第4月曜日)
民生委員児童委員	定数 14名 (うち主任児童委員2名)

ゆめクラブ (土屋地区と吉沢地区に分かれている)	清掃活動、高齢者学級、バス旅行、親睦会、夏祭り、忘年会、新年会、お花見、体育振興会との交流、地区社協との交流、子どもとグラウンドゴルフ、防災訓練、ハイキング、カラオケ、敬老祝賀会等
その他	土沢地区ボランティア協議会

(21) 旭南地区 (人口：19,347人 高齢化率：24.4%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	母子父子レク・家庭慰問品、敬老のつどい、寝たきり高齢者慰問品、障害者慰問品、一人暮らし高齢者お誕生月お祝い、ふれあい広場、ふれあい福祉相談、一人暮らし昼食会、いきいき料理教室、ふれあいサロン、施設訪問、子育て支援
町内福祉村	旭南地区町内福祉村「あさひの絆」 (毎週月・火・木・金・第1・3土曜日 10:00~15:00 開設) ○拠点サロン (毎週月曜日・火曜日) ○拠点子育て (毎週火曜日・金曜日)
民生委員児童委員	定数 28名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	清掃活動、敬老会、老人ホーム訪問、忘年会、高齢者学級、誕生会、バス旅行等
その他	旭南地区老人給食ボランティア姫りんご、旭南ボランティアたんぼぼ

(22) 旭北地区 (人口：22,699人 高齢化率：21.4%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	一人暮らし高齢者食事会、高齢者食事会、ふれあい広場、高齢者・障がい者慰問品配布、米寿祝品配布、ふれあい福祉相談、高齢者・障がい者バスレクリエーション、母子・父子デイキャンプ
町内福祉村	旭北地区町内福祉村 (毎週月・火・木・金曜日 10:00~15:00 開設) ○常設サロン (開設時間常設)
町内福祉村	○出前サロン ○ウォーキング
民生委員児童委員	定数 28名 (うち主任児童委員2名)
ゆめクラブ	清掃活動、高齢者学級、親睦会、日帰り旅行、小学校との交流、懇親会、新年会、囲碁・将棋・麻雀教室等
その他	旭北高齢者給食ボランティア会、旭北地区ひまわり会、旭北介護予防推進会、根坂間ゆとりすと

(23) 金目地区 (人口：16,175人 高齢化率：23.7%)

活動団体	主な活動 (サロンなど)
地区社協	敬老の集い、一人暮らし高齢者昼食会、ふれあいサロン、寝たきり高齢者慰問、福祉レクリエーション大会、寝たきり高齢者へのお見舞い金
町内福祉村	未設置

民生委員児童委員	定数 24名（うち主任児童委員2名）
ゆめクラブ	清掃活動、福祉レクリエーション大会、はつらつ学級、金目連ゲートボール大会、敬老会、お月見、収穫祭、金目連バス旅行、新年会、健康スポーツ大会等
その他	

平塚市地域福祉計画（第3期）
平塚市地域福祉活動計画（第2期）

平成26年（2014年）3月発行

編集・発行 平塚市福祉部福祉総務課

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-23-1111（代表）

FAX 0463-21-9616

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

〒254-0047

平塚市追分1番43号

TEL 0463-33-2333（代表）

FAX 0463-33-6588